

令和 8 年三重県議会定例会
教育警察常任委員会
説明資料

所管事項説明

I	教育委員会事務局の組織機構	1
II	主要事項	4

令和 8 年 5 月 2 5 日

教育委員会

目 次

I	教育委員会事務局の組織機構	1
II	主要事項	
1	令和8年度当初予算【教育委員会関係】について	4
2	三重県教育ビジョンについて	17
3	県立高等学校の活性化について	20
4	防災教育・防災対策について	31
5	県立学校施設の整備について	34
6	教職員の人材確保について	36
7	学校における働き方改革の推進について	41
8	不祥事根絶に向けた対応策について	47
9	小中学校教育について	52
10	確かな学力の育成について	55
11	高校教育について	59
12	ネクストハイスクール構想に係る取組について	64
13	外国人児童生徒教育について	68
14	特別支援教育について	71
15	いじめや暴力のない学びの場づくりについて	75
16	不登校の状況にある児童生徒への支援について	80
17	子どもたちの安全・安心の確保について	86
18	人権教育について	90
19	体力向上について	93
20	部活動の地域展開等について	98
21	学校保健について	101
22	学校給食・食育について	104
23	社会教育について	106
24	文化財の保存・活用・継承について	110
25	教職員の資質向上について	114

I 教育委員会事務局の組織機構

1 本庁（職員数：312名）

○教育ICT化推進監の新設

教職員の業務負担の軽減を図り、学校における働き方改革をより一層推進することが求められている中、ICTを活用した効果的な業務改善の方策を講じていくため、教育委員会事務局に「教育ICT化推進監」を新設しました。

○保健体育課全国高校総体準備班の新設

令和10年度の全国高等学校総合体育大会の開催準備を着実に進めるため、保健体育課に「全国高校総体準備班」を新設しました。

○社会教育・文化財保護課有形文化財班、記念物・民俗文化財班の再編

有形、無形、民俗、記念物等多様な文化財の種類や体系をふまえ、業務内容の増加への対応および業務量の平準化を図るため、社会教育・文化財保護課の「有形文化財班」を「有形・民俗文化財班」へ、「記念物・民俗文化財班」を「記念物班」へ再編しました。

2 地域機関（職員数：38名）

令和7年度から組織体制について変更はありません。

参考

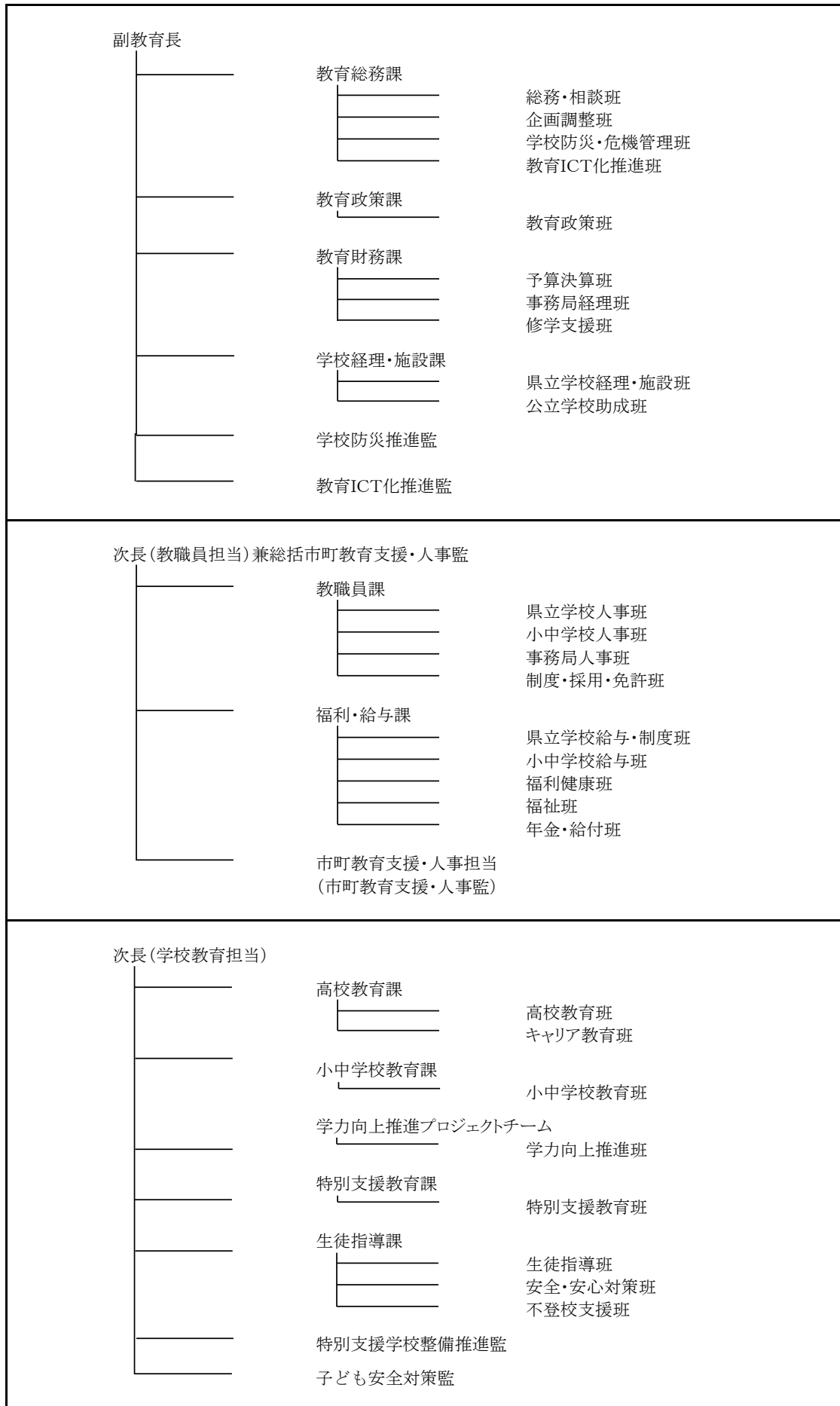
【学校数】

（令和8年4月1日現在）

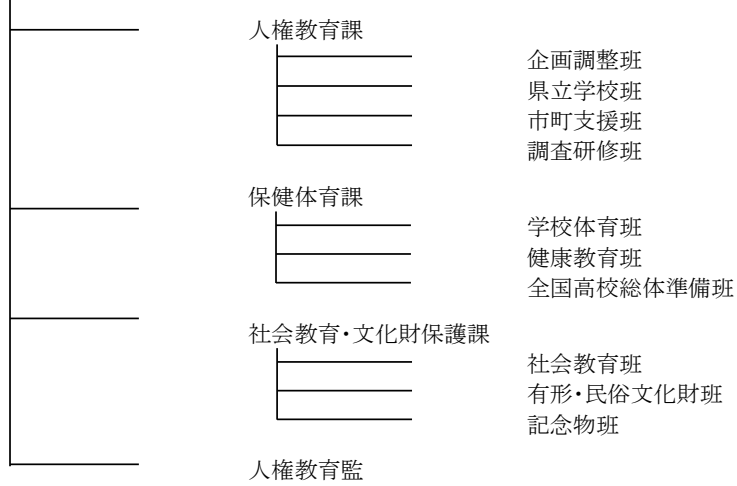
	小学校	中学校	義務教育 学校	高等学校	特別支援 学校	計
学校数	324 (2)	144 (2)	2 (0)	57 (1)	14 (4)	541 (9)

※（ ）内は分校で外数

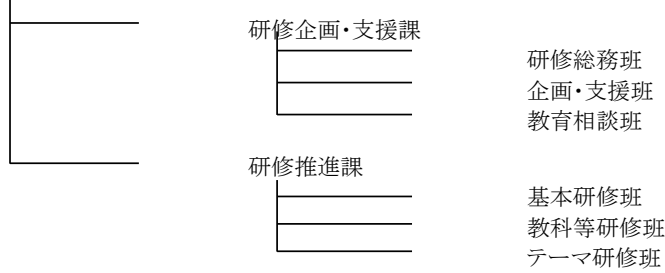
令和8年度教育委員会事務局組織表



次長(育成支援・社会教育担当)



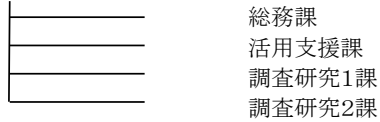
次長(研修担当)



地域機関

北勢教育支援事務所
南勢教育支援事務所
紀州教育支援事務所

埋蔵文化財センター



II 主要事項

1 令和8年度当初予算【教育委員会関係】について

1 予算調製にあたっての基本的な考え方

「三重県教育ビジョン」が令和6年度からスタートし、令和8年度で3年目を迎えます。教育委員会では、子どもたちが個性を輝かせ、望む未来が実現できるよう、次の6項目について重点的に取り組みます。

(1) 未来の礎となる力の育成

確かな学力を育むため、授業改善や学習習慣の定着を図る取組を進めます。豊かな心を育むため、自己肯定感を涵養する取組を県内全域に横展開するとともに、読書に親しめる取組を推進します。健やかな身体を育むため、中学校部活動の地域展開に向けた取組、体力向上の取組、地域の食への理解を図るための取組を進めます。

(2) 未来を創造し社会の担い手となる力の育成

女性研究者・技術者との交流の機会の創出や、コーディネーターを活用した企業展や職場訪問に取り組みます。また、新たな価値を創り出す力の育成のため、高校生による県内企業の海外事業所訪問や、「ふるさと三重」をテーマとした探究学習に取り組みます。

(3) 特別支援教育の推進

特別支援教育の推進のため、通級による指導の取組を強化します。また、医療的ケアを必要とする子どもへの支援の拡充や、特別支援学校施設の老朽化対策・安全対策にも取り組みます。

(4) いじめや暴力のない学びの場づくり

学校問題ADRや弁護士による代理対応により、学校への支援を行います。スクールカウンセラーや、スクールソーシャルワーカーを配置し、不安や悩みを抱える児童生徒からの相談や心のケアに対応します。

(5) 誰もが安心して学べる教育の推進

不登校児童生徒が安心して学習、相談支援を受けることができる環境を整えます。外国人児童生徒が自己実現を果たし、地域社会で生きていく力を身につけられるよう、日本語指導や学習支援を充実します。

(6) 学びを支える教育環境の整備

県立高校の特色化・魅力化を図る取組、教職員の資質向上を図るための研修、多様な学びの選択のための遠隔授業システム整備、校舎の老朽化対策や空調設備の導入等について取り組みます。

2 主な重点項目

(1) 未来の礎となる力の育成

① (一部新) 学力向上推進事業 予算額 51,000 千円

[学力向上推進プロジェクトチーム (224-2931)]

若手教員等の授業力向上のため、授業力向上アドバイザーをモデル校に派遣し、指導・助言を行うとともに、モデル校の若手教員等が、互いに提案授業を行い協議する研修会を開催します。加えて、県内の若手教員等を対象とした研修会を開催します。

② (一部新) 学習習慣の確立に向けた取組推進事業 予算額 1,356 千円

[学力向上推進プロジェクトチーム (224-2931)]

学習習慣の確立に関して高い専門的知見を有する有識者を県内小中学校等に派遣し、学習習慣の重要性や家庭における支援のあり方等について、学校や地域の実情に応じた講演会や研修会を開催します。

③ 少人数教育推進事業 予算額 1,644,579 千円

[教職員課 (224-2958)]

少人数学級の取組として、児童生徒一人ひとりの状況に応じ、きめ細かく行き届いた支援を行うため、本県独自の取組として、令和7年度に引き続き小学校1、2年生での30人学級(下限25人)を実施するとともに、新たに中学校2年生を35人学級(下限撤廃)とし、3年生での35人学級(下限25人)を実施します。

④ (一部新) 自己肯定感を涵養する教育推進事業 予算額 2,038 千円

[研修企画・支援課 (226-3428)]

子どもたちが、学ぶ楽しさや分かる喜び、「自分も一人の人間として大切にされている」という実感につながる指導が行えるよう、効果的な授業づくり・学校づくりに向けた校内研修支援等の取組を進めることで、教職員の資質向上を図ります。また、自己肯定感の涵養に向けた市町等主催の研修を支援するとともに、これまでの自己肯定感を涵養する取組を県内全域に推進するため、本事業における実践の成果をもとにした「校内研修支援用動画コンテンツ」を作成します。

⑤ 人権教育広報・研究事業 予算額 1,233 千円

[人権教育課 (224-2732)]

「三重県人権教育基本方針」に基づき、教職員の人権感覚の向上を図るため、引き続きすべての公立学校で人権問題に関する教職員研修を実施します。また、令和7年度に作成した動画等の研修資料を活用し、人権問題に関する校内研修が充実、活性化されるよう支援します。

⑥ (一部新) 子どもと本をつなぐ環境整備促進事業 予算額 2,518 千円
[社会教育・文化財保護課 (224-3322)]

第五次三重県子ども読書活動推進計画「本よもうねっとプラン」でめざす「多様な子どもがたくさんの本と出会う機会づくり」のために、団体や企業、学校、行政などの多様な主体が連携・協働するネットワーク「本よもうねっとMIE」をコーディネートし、社会全体で読書活動を推進する気運を醸成します。また、生徒自ら企画する、県立学校図書館により多くの生徒が訪れ本を読んでもらう取組を支援します。

⑦ みえ子どもの元気アップ部活動充実事業 予算額 329,460 千円
(490,260 千円 ※R7 年度 2 月補正予算含みベース)
[保健体育課 (224-2973)]

市町が行う中学校部活動の地域展開の取組について、国の補助事業を活用した支援を行うとともに、その活用が困難な市町に対しては、県単独補助事業により指導者の報酬等の支援や地域展開等に知見を有するコンサルタントの派遣に係る費用の支援を行います。また、専門的な指導の充実と教職員の負担軽減を図るため、中学校・高等学校において、顧問として単独で指導や引率を行える部活動指導員を配置します。

⑧ みえ子どもの元気アップ体力向上推進事業 予算額 4,369 千円
[保健体育課 (224-2973)]

運動習慣や生活習慣等の改善を図るため、遊びの要素を取り入れた「体力向上トライアル運動」を推進し、取組の成果を事例集にまとめることで、各学校で実施されている 1 学校 1 運動の活性化を図ります。また、各学校で作成したみえ子どもの元気アップシートの取組を着実に実施できるよう、教員対象の研修会や指導主事の学校訪問を通じて指導・助言を行います。

⑨ (新) 令和 10 年度全国高等学校総合体育大会開催準備事業 予算額 3,503 千円
[保健体育課 (224-2973)]

令和 10 年度に東海 4 県を中心として開催する、全国高等学校総合体育大会に向けて、全国や東海地区の高等学校体育連盟、東海 4 県の教育委員会、県高体連等と連携して取組を進めます。また、本県で開催する 6 競技 7 種目〔バスケットボール、バドミントン、相撲、弓道、自転車競技(トラックレース・ロードレース)、ボクシング〕の開催に向けての調整を行います。

⑩ (一部新) 学校給食・食育推進事業 予算額 5,769 千円
[保健体育課 (224-2969)]

朝食メニューコンクール等を通じて食育を推進するとともに、学校給食の衛生管理等の徹底を図ります。また、子どもたちの地域の食や農産物、食文化への理解と郷土への愛着を深めるため、体験型の地産地消教育を J A 三重等と連携して実施します。

- ⑪ (新) 給食費負担軽減事業 予算額 4,540,954 千円
[保健体育課 (224-2969)]

保護者の負担軽減のため、学校給食に係る食材費を支援する取組を行います。

(2) 未来を創造し社会の担い手となる力の育成

- ① (一部新) 未来へつなぐキャリア教育推進事業 予算額 37,547 千円
[高校教育課 (224-3002)]

他者との関わり方に支援が必要な高校生が将来、地域や職場で他者と協働できるよう、入学後の早い段階からの進路相談やソーシャルスキルトレーニング等を実施します。また、大学進学者が多い普通科高校において、生徒の地元企業に対する理解を深めるとともに、将来の選択肢として提示するため、学校と地元企業をつなぐコーディネーターを活用した企業展や職場訪問を実施します。女子生徒が興味・関心に応じて理系の進路を主体的に選択できるよう、県内外の大学・研究機関への訪問や女性研究者・技術者との座談会を実施し、多様なロールモデルとの交流の機会を創出します。あわせて、小学生の時期から科学への関心を高めるため、女子生徒による小学生向けの科学体験講座を実施します。

- ② (一部新) 世界へはばたく高校生育成支援事業 予算額 11,112 千円
[高校教育課 (224-3002)]

世界で活躍する力と、グローバルな視点で三重の活性化に貢献する力を兼ね備えたグローバルリーダーを育成するため、海外での実地学習を主体とした高校生向けの研修を実施します。

- ③ 郷土を題材とした学習活動推進事業 予算額 6,368 千円
[小中学校教育課 (224-2963)]

地域と連携した郷土教育・キャリア教育の推進のため、実践校において、課題解決型の協働的な学習を進めるとともに、地域で活躍する人びとの魅力に触れる機会を創出し、三重で働くことを将来の選択肢として示します。中学生が郷土三重の魅力を英語で表現するコンテストを行います。また、1人1台端末を活用して、外国の同年代の生徒と、英語で実践的なコミュニケーションの充実を図ります。

- ④ (新) 「みえに学びみえの未来を考える」探究学習推進事業 予算額 2,000 千円
[高校教育課 (224-3002)]

三重県誕生 150 周年を迎えるにあたり、郷土への理解を深めるとともに、愛着と誇りをもって地域社会に貢献する力を育成するため、各学校が有識者や県内企業等と連携して取り組む「ふるさと三重」をテーマとした探究学習を支援します。

⑤ 次代を担う社会の担い手育成支援事業

予算額 862 千円

[高校教育課 (224-3002)]

高校生が主権者として主体的に社会に参画する力を育むために、各学校において取り組む実践的な学習を支援します。高校生が法の意義や役割を理解できるよう国の機関と連携し、高校生対象の模擬裁判員裁判を実施します。

(3) 特別支援教育の推進

① (一部新) 早期からの一貫した教育支援体制整備事業

予算額 18,505 千円

[特別支援教育課 (224-2961)]

高等学校において、特別な支援を必要とする生徒が通級による指導を受けられるよう、発達障がい支援員等外部人材と連携するとともに、通級による指導を行う学校の拡充に向けて取り組みます。また、通級による指導等を担当する教員の専門性を高められるよう、研修の取組を強化します。

② 特別支援学校就労推進事業

予算額 7,317 千円

[特別支援教育課 (224-2961)]

特別支援学校において計画的・組織的なキャリア教育を推進するため、キャリア教育サポーターを活用した職場開拓や、職場実習等を実施します。また、専門的な人材を活用して短時間就労等、多様な働き方ができる職場開拓を行うとともに、多様な働き方支援員を配置し、福祉サービスの併用等の支援も進めます。

③ 特別支援学校メディカル・サポート事業

予算額 84,640 千円

[特別支援教育課 (224-2961)]

医療的ケアを必要とする子どもが身体的に安定した状態で教育活動に参加できるよう、学校に看護師を配置して医療的ケアを実施するとともに、研修会の実施により教職員の専門性の向上や、校内サポート体制の充実を図ります。また、医療的ケア児の学習を保障し、通学にかかる保護者負担のさらなる軽減のため、登校時に、看護師等が福祉車両等に同乗する通学支援を週5日、毎日実施します。

④ 特別支援学校施設建築費

予算額 8,537,187 千円

(8,741,957 千円 ※R7 年度2月補正予算含みベース)

[学校経理・施設課 (224-2955)]

盲学校および聾学校について、老朽化対策・安全対策として城山特別支援学校の隣地へ移転するため、校舎本体の建築工事やグラウンド整備工事に取り組みます。松阪あゆみ特別支援学校について、教室不足の解消及び肢体不自由のある子どもたちの新たな就学先とするため、校舎増築工事を行います。特別支援学校玉城わかば学園について、肢体不自由のある子どもたちの新たな就学先とするため、校舎改修工事を行います。特別支援学校西日野にじ学園について、狭隘化解消等のため、校舎増築などの実現可能性の検討結果をふまえた対応を行います。

⑤ 特別支援学校スクールバス整備事業

予算額 115,765千円

[特別支援教育課 (224-2961)]

老朽化に伴う車両更新として、スクールバスを3台購入します。

(4) いじめや暴力のない学びの場づくり

① (一部新) いじめ対策推進事業

予算額 27,972千円

[生徒指導課 (224-2332)]

子どもたちの育成に向けて、県立学校と保護者との連携が円滑に進まない事案に対し、学校問題ADR(裁判外紛争解決手続)や弁護士による代理対応により、学校の支援を行います。児童生徒、教職員、保護者等が「子どもアドボカシー」に対する理解を深めるため、動画教材を活用した取組を進めます。小学校高学年の児童が社会性や規範意識を高め、いじめをなくそうとする行動につながられるよう、弁護士による出前授業や動画教材を活用したいじめ予防授業を実施します。保護者や学校からの相談に応じるいじめ問題対応サポーターを任用し、きめ細かな支援を行うとともに、県立学校にいじめ事案への対応に係る検証や効果的な対応策等の助言を行ういじめ対策アドバイザーを派遣します。また、いじめ対応情報管理システムを活用し、いじめの問題に迅速に対応します。

② スクールカウンセラー等活用事業

予算額 527,742千円

[生徒指導課 (224-2372)]

いじめの被害にあっている児童生徒や不登校児童生徒、不安や悩みを抱える児童生徒からの相談や心のケアに対応するため、スクールカウンセラーの学校への配置時間を拡充するとともに、教育支援センターにも引き続き配置します。スクールソーシャルワーカーの配置時間も拡充し、拠点となる学校および教育支援センターに配置するとともに、配置以外の学校からの要請に応じて派遣し、福祉や医療機関等の関係機関と連携した支援を行います。

③ SNSを活用した相談事業、いじめ電話相談事業 (教育相談事業の一部)

予算額 30,641千円

[研修企画・支援課 (226-3516)]

いじめ等の早期発見、早期対応を図るための相談窓口として、引き続き多言語でも相談できる「子どもSNS相談みえ」や、24時間体制のいじめ電話相談を実施します。

(5) 誰もが安心して学べる教育の推進

① 校内教育支援センター環境充実事業 (不登校対策事業の一部)

予算額 26,731千円

[生徒指導課 (213-6611)]

学校へ行くことはできるが、教室に入れないなどの兆候がみられる児童生徒や、不登校から学校復帰する段階にある児童生徒が安心して学習、相談支援を受けられるようにするため、市町教育委員会が行う校内教育支援センターへの指導員配置を支援するとともに指導員に対する研修を行います。

② 学校外での多様な学びへの支援事業 予算額 3,875 千円
(不登校対策事業の一部) [生徒指導課 (213-6611)]

不登校児童生徒一人ひとりの実情に応じた多様な支援を行うため、不登校児童生徒の学校外の居場所の一つとして役割を担っているフリースクール等で学ぶ児童生徒の体験活動等を支援するとともに、フリースクール等を利用する公立学校の児童生徒で、経済的な事情がある世帯への経済的な支援を引き続き行います。

③ (一部新) 不登校対策事業 (一部) 予算額 57,807 千円
[生徒指導課 (213-6611)]

地域の福祉や医療と連携した取組を継続するため、引き続き県内すべての教育支援センターにスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを配置するとともに、不登校支援アドバイザーを任用し、各教育支援センターに対して助言を行います。不登校の子どもの保護者が適切な支援につながれるよう、相談会を引き続き実施するとともに、専門的な支援機関につなぐためのやりとりを行うAIチャットの実証に取り組みます。

④ (一部新) 高校生等教育費負担軽減事業 予算額 4,305,380 千円
[教育財務課 (224-2940)]

いわゆる高校無償化に対応した支給対象の拡充を行ったうえで、就学支援金や奨学給付金を支給することにより、高等学校等における保護者等の教育費負担の軽減を図ります。また、業務効率化を図るため、奨学給付金の審査に人材派遣を活用します。

⑤ スクールカウンセラー等活用事業 (再掲) 予算額 527,742 千円
[生徒指導課 (224-2372)]

いじめの被害にあっている児童生徒や不登校児童生徒、不安や悩みを抱える児童生徒からの相談や心のケアに対応するため、スクールカウンセラーの学校への配置時間を拡充するとともに、教育支援センターにも引き続き配置します。スクールソーシャルワーカーの配置時間も拡充し、拠点となる学校および教育支援センターに配置するとともに、配置以外の学校からの要請に応じて派遣し、福祉や医療機関等の関係機関と連携した支援を行います。

⑥ (一部新) 社会的自立をめざす外国人生徒支援事業 予算額 18,431 千円
[高校教育課 (224-3002)]

外国人生徒が社会的自立を果たし社会の一員として活躍できるよう、学習支援や進路相談を行う外国人生徒支援専門員(ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語等)および日本語指導アドバイザーを県立高校に配置します。多言語化にも対応できるよう、日本語の学習支援を必要とする外国人生徒が多く在籍する学校に、コミュニケーションを円滑にするためのAI翻訳機を導入します。

- ⑦ 高校生就職実現事業(外国人生徒等対応分) 予算額 5,109 千円
(未来へつなぐキャリア教育推進事業の一部)(再掲) [高校教育課(224-3002)]
外国人生徒に対して、きめ細かな相談や求人開拓などの重点支援を行う就職実現コーディネーターを配置します。外国人生徒が、日本での働き方や上級学校への進学について理解を深め、将来の生活を見通して進路を選択できるよう、進学・就職に関する説明会を県立高校3校で実施します。また、外国人生徒及び保護者が日本の学校制度や働き方について理解を深め、将来を見通して進路を選択できるよう、進学・就職に係るセミナーを開催します。
※就職実現コーディネーター:10名のうち、3名分(外国人生徒等対応分)
- ⑧ 特別支援学校外国人児童生徒の学校生活充実事業 予算額 3,597 千円
(早期からの一貫した教育支援体制整備事業の一部)(再掲) [特別支援教育課(224-2961)]
特別支援学校に在籍する外国人児童生徒および保護者を支援するため、通訳・翻訳を行う外国人児童生徒支援員を配置します。
- ⑨ 多文化共生社会のための外国人児童生徒教育推進事業 予算額 40,011 千円
[小中学校教育課(224-2963)]
学習支援等を行う外国人児童生徒巡回相談員を増員するとともに、散在地域の小中学校において日本語指導が受けられるよう、オンラインを活用した日本語指導に取り組みます。また、市町における外国人児童生徒の受入れや日本語指導・適応指導等の取組に対して支援を行います。
- ⑩ 夜間中学体験教室運営事業 予算額 1,680 千円
[小中学校教育課(224-2963)]
県民に夜間中学のことを広く周知するとともに、さまざまな事情により中学校へ十分に通うことができなかった方の学びの機会を保障するため、四日市市内で引き続き体験教室を実施します。
- ⑪ 学校防災推進事業 予算額 22,004 千円
[教育総務課(224-3301)]
防災ノートを活用した授業や体験型防災学習等の支援、学校防災リーダー等教職員を対象とした防災研修、高校生による能登半島地震の被災地でのボランティア活動や交流学習を実施します。また、児童生徒や施設を利用する方々の生命を守るため、AED(自動体外式除細動器)を県立学校・地域機関にリース形式により配備します。

⑫ (一部新) 学校安全推進事業

予算額 2,967 千円

(6,375 千円 ※R7 年度 2 月補正予算含みベース)

[生徒指導課 (224-2332)]

高校生が自転車乗車時のヘルメット着用や交通法規遵守に対する意識を高められるよう、効果的な取組について意見交換する「三重県高校生バイシクルサミット」の開催、ヘルメット着用努力義務の校則への記載の推進、教職員を対象とした交通安全講習会を実施します。また、学校における安全推進体制を構築するため、学校安全アドバイザーを委嘱し、実践地域で通学路の安全点検やデジタル安全マップづくりを実施します。

通学路における児童生徒の安全確保のため、見守り活動の中心となるスクールガード・リーダーを育成するとともに、地域のスクールガードを養成します。また、スクールガード活動に必要なクマ被害対策に係る消耗品を支給します。

(6) 学びを支える教育環境の整備

① (一部新) 教職員研修事業

予算額 44,303 千円

[研修推進課 (226-3571)]

子どもの学びを支える若手教職員の資質・能力を系統的に育成する研修や、持続可能で質の高い教育を提供できるようミドルリーダーのマネジメント能力育成を図る研修、多様化・複雑化する教育課題に対応できる実践的なマネジメント能力向上をめざす管理職研修を実施します。法改正による法定・悉皆研修の再編に伴い、教職員の学びを支援する「教職員研修ハンドブック」や若手教職員の不安や課題の解消に向けたオンデマンド教材を作成します。

② (一部新) 自己肯定感を涵養する教育推進事業 (再掲)

予算額 2,038 千円

[研修企画・支援課 (226-3428)]

子どもたちが、学ぶ楽しさや分かる喜び、「自分も一人の人間として大切にされている」という実感につながる指導が行えるよう、効果的な授業づくり・学校づくりに向けた校内研修支援等の取組を進めることで、教職員の資質向上を図ります。また、自己肯定感の涵養に向けた市町等主催の研修を支援するとともに、これまでの自己肯定感を涵養する取組を県内全域に推進するため、本事業における実践の成果をもとにした「校内研修支援用動画コンテンツ」を作成します。

③ (一部新) 教員採用試験事務費

予算額 8,805 千円

[教職員課 (224-2959)]

教育の専門家にふさわしい力量を備えた人材を採用するため、教員採用選考試験を実施します。教員採用選考試験第1次試験の問題作成については、新たに全国の希望する自治体で構成する「教員採用選考に係る第一次選考の共同実施に関する自治体協議会」に参画し、協議会において選定した事業者の問題作成を委託します。

④ 学校における働き方改革推進事業

予算額 463,186 千円

[教職員課 (224-2959)]

限られた時間の中で子どもたちと向き合う時間を確保し、より効果的な教育活動を持続的に行うため、学習教材の準備など、教職員の支援を行うスクール・サポート・スタッフを、引き続きすべての公立学校に配置します。また、教頭の学校マネジメント等に係る業務を専門的に支援する教頭マネジメント支援員の配置を拡充します。

⑤ (一部新) 総合教育センター管理運営費

予算額 169,586 千円

[研修企画・支援課 (226-3512)]

総合教育センターの施設の管理運営及び機器類の保守管理を行います。また、県土整備部営繕課に執行を委任する総合教育センターの防水改修工事について、業務効率化のため、工事監理業務を外部に委託します。

⑥ 多様な学習コンテンツを提供する遠隔授業システム整備事業 予算額 7,893 千円

[高校教育課 (224-3002)]

学校の所在地や規模にかかわらず、すべての生徒が多様な学びを選択し、希望する進路を実現できるよう支援します。令和9年度の遠隔授業の本格配信に向け、遠隔授業配信センターから大学進学や資格取得に向けた講座を試験的に配信するとともに、受信側の高校における受信環境の整備を進めます。

⑦ (新) 遠隔授業配信センター運営費

予算額 6,065 千円

[高校教育課 (224-3002)]

新たに総合教育センター内に設置した遠隔授業配信センターの管理運営を行います。受信校と授業内容の協議や、配信に必要な教材等の準備を進めます。

⑧ 学校情報ネットワーク事業

予算額 491,240 千円

[教育総務課 (224-3008)]

県立学校において、教職員用1人1台パソコン、ネットワークやクラウド等の情報基盤の維持管理、統一校務支援システム、デジタル採点システム、グループウェア等のアプリ・システムの運用保守およびウェブフィルタリング等のセキュリティ対策の実施等を行うことで、安全かつ適正にICTを活用できる環境を整備します。

⑨ 教育課程等研究支援事業

予算額 633,670 千円

[小中学校教育課 (224-2963)]

新学習指導要領に即した授業改善や学習評価がなされるよう、小中学校の教職員等への研修等を行います。専門的な指導の充実と教職員の負担軽減を図るため、中学校において、専門的な指導や引率を行える文化部活動指導員を増員します。共同調達会議の運営を通じて、各市町における1人1台端末の計画的な更新を行います。

⑩ (一部新) 校舎その他建築費

予算額 4,042,306 千円

[学校経理・施設課 (224-2955)]

県立高校について、老朽化が進む施設の安全性を維持するため、県立学校施設の長寿命化計画に基づき、計画的な老朽化対策に取り組むとともに、トイレの洋式化やバリアフリー化、照明のLED化、電気設備等の更新、空調設備の導入など施設・設備の機能の向上に取り組めます。また、県土整備部営繕課に執行を委任する県立高等学校の施設整備に係る工事について、業務効率化のため、工事監理業務を外部に委託します。

⑪ 教育改革推進事業

予算額 4,332 千円

[教育政策課 (224-2951)]

本県の教育のあり方について、国の教育改革の動向等をふまえ、幅広い視点から検討する三重県教育改革推進会議を開催し、次期「県立高等学校活性化計画(仮称)」を策定します。また、それぞれの地域において活性化協議会を開催し、各地域における高等学校の活性化や、今後の学びと配置のあり方について協議します。

⑫ (新) 高等学校等教育改革促進基金積立金

予算額 6,000,000 千円

(6,060,000 千円 ※R7 年度 2 月補正予算含みベース)

[高校教育課 (224-3002)]

国の高校教育改革の構想に基づく取組を促進する事業に活用する基金として積立を行います。

⑬ (新) 高等学校教育改革促進事業

予算額 20,000 千円

[高校教育課 (224-3002)]

今後の社会課題に対応し、これからの時代を担う人材を育成するため、高等学校等教育改革促進基金積立金を活用し、専門高校の機能強化・高度化や、普通科の特色化・魅力化、多様な学びの確保といった改革を先導する取組を行う県立高校を支援します。

⑭ (一部新) 高等学校活性化推進事業

予算額 32,649 千円

[高校教育課 (224-3002)]

普通科高校の特色化を進めるため、大学や地域企業と連携し、生徒の主体的な学びを深める探究学習プログラムを開発・実施します。また、生徒の多様な学習ニーズに対応し、質の高い学びを提供できるよう、柔軟な単位認定システムや教育プログラムを研究開発し、従来の全日制・定時制・通信制の枠組みにとらわれない新しいタイプの全日制高校(みえ版フレキシブル高校)の設置をめざした研究を進めます。

⑮ (一部新) 高等学校学力向上推進事業

予算額 43,564 千円

[高校教育課 (224-3002)]

不登校や病気療養中等により長期欠席する生徒の学習機会を保障するため、ICTを活用した遠隔授業を配信します。新たにサポートスタッフを配置し、円滑な授業配信ときめ細かな個別対応の実現を図ります。

⑩ (一部新) 文化財保存管理事業

予算額 9,328 千円

[社会教育・文化財保護課 (224-2999)]

三重県内の貴重な文化財を調査し、文化財保護審議会の審議を通じて、指定等の適切な保存措置を講じるとともに、文化財についての情報発信を行います。加えて、地震等の災害に備え、市町と連携して文化財建造物の現況を把握し、県内の歴史的建造物データベースの整備を行います。

⑪ (新) 近畿・東海・北陸ブロック民俗芸能大会事業

予算額 10,800 千円

[社会教育・文化財保護課 (224-3328)]

「近畿・東海・北陸ブロック民俗芸能大会」を三重県で開催し、12 府県に伝わる民俗芸能を上演することで、民俗文化財の継承や振興に努めるとともに、ユネスコ無形文化遺産登録をめざす「神楽」を披露することで、三重県が誇る無形文化財の魅力を発信し、機運の醸成を図ります。

令和8年度三重県一般会計予算【教育委員会関係】

歳 出

(単位:千円)

款	項	令和7年度 当初予算 (下段:令和6年度 第6号補正 ^{※1} 含む)	令和8年度 当初予算 (下段:令和7年度 第10号補正 ^{※2} 含む)	増減額	増減率
		A	B	B-A	(B-A)/A
教育費	教育総務費	20,515,388 (20,727,048)	28,393,510 (29,117,877)	7,878,122 (8,390,829)	38.4% (40.5%)
	小学校費	56,087,888	58,403,830	2,315,942	4.1%
	中学校費	31,730,885	33,577,911	1,847,026	5.8%
	高等学校費	35,325,565 (35,407,665)	37,182,068	1,856,503 (1,774,403)	5.3% (5.0%)
	特別支援 学校費	16,472,079 (16,601,188)	22,977,905 (23,182,675)	6,505,826 (6,581,487)	39.5% (39.6%)
	社会教育費	602,417	482,809	▲ 119,608	▲ 19.9%
	保健体育費	645,918	5,397,509 (5,565,252)	4,751,591 (4,919,334)	735.6% (761.6%)
災害復旧費	教育施設災害 復旧費	80,000	0	▲ 80,000	皆減
合 計		161,460,140 (161,883,009)	186,415,542 (187,512,422)	24,955,402 (25,629,413)	15.5% (15.8%)

※1 令和6年度第6号補正予算

- ・国の補正予算に対応し、「高等学校DX加速化推進事業費」ほか6事業に422,869千円を計上
- ・令和7年度当初予算と一体的に予算を編成し、実施するもの

※2 令和7年度第10号補正予算

- ・国の補正予算等に対応し、「公立学校情報機器整備基金積立金」ほか8事業に1,096,880千円を計上
- ・令和8年度当初予算と一体的に予算を編成し、実施するもの

2 三重県教育ビジョンについて

人口減少や少子高齢化、グローバル化の進展などさまざまな社会課題が存在する中、子どもたち一人ひとりの豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展に向け、新時代における教育施策を総合的かつ計画的に推進できるよう、「三重県教育施策大綱」をふまえ、本県の教育の指針として、令和6年3月に「三重県教育ビジョン」を策定しました。

1 教育ビジョンの基本的事項

教育基本法に基づく本県の「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」であり、学校教育を中心とした施策（公立学校教育、学校スポーツ、社会教育等）を対象範囲としています。

また、計画期間は、令和6年度から令和9年度までの4年間としています。

2 教育ビジョンの概要

(1) 子どもたちに育みたい力

社会の変化や展望をふまえた本県の教育のめざすべき方向性を明らかにするため、「子どもたちに育みたい力」として、自立する力、共生する力、創造する力の3つの力を示しました。

自立する力：主体的に学び、困難に向き合い、自信と誇りを持って、責任ある行動を取る力

共生する力：他者と共に支え合って生きていく力や、対立やジレンマに対処する力

創造する力：イノベーションを起こしたり、新しいアイデアや解決策を生み出したる、新たな価値を創造する力

(2) 教育施策の基本的な考え方

「子どもたちに育みたい力」の実現に向けた「教育施策の基本的な考え方」として、「三重県教育施策大綱」に掲げる考え方を示しました。

- ・ 子どもたちの未来をひろげるために
- ・ 一人ひとりの幸せにつながる自己肯定感を育むために
- ・ 豊かな社会を創っていく力を育むために
- ・ さらに充実した教育の提供をめざして
- ・ 誰もがいつでも学び、活躍できる社会をめざして

(3) 教育ビジョンを貫く視点

一人ひとりの可能性を最大限に引き出す教育を実現する観点から、「子どもたちに育みたい力」の育成に向けて施策を展開する上で、大切にしたい横断的な4つの考え方を「教育ビジョンを貫く視点」として示しました。

- ・ 子どもたちの目線に立ち、個に応じた学びを大切にします
- ・ 学年や校種を越えた連続性のある学びを実現します
- ・ 家庭・地域と連携・協働して子どもたちを育む学校づくりを行います
- ・ 教職員がやりがいを持って子どもたちと向き合える環境をつくります

(4) 基本施策・施策

「子どもたちに育みたい力」の育成を実現するため、6つの基本施策と32の施策を体系化して示しました。なお、32施策の筆頭として、自己肯定感を涵養する教育の推進に関する施策を位置づけています。本施策では、多様な他者と交わる活動や多様な体験活動を推進するとともに、教職員の指導力の向上に向けた取組を進め、子どもたちの自己肯定感を涵養を図ることとしています。

3 教育ビジョンの進行管理

毎年度、K P I（重要業績評価指標）の達成状況と評価を、県議会や三重県教育改革推進会議等に報告します。

1 教育ビジョンの位置づけ等

- 「教育基本法」に基づく本県の教育の振興のための施策に関する基本的な計画
- 対象範囲：公立学校教育、学校スポーツ、社会教育に関すること等
- 計画期間：令和6（2024）年度から令和9（2027）年度まで

2 ビジョン体系

子どもたちに育みたい力

自立する力

共生する力

創造する力

教育施策の基本的な考え方（＝三重県教育施策大綱）

- ①子どもたちの未来をひろげるために
- ②一人ひとりの幸せにつながる自己肯定感を育むために
- ③豊かな社会を創っていく力を育むために
- ④さらに充実した教育の提供をめざして
- ⑤誰もがいつでも学び、活躍できる社会をめざして

基本施策・施策

教育ビジョンを貫く視点

①未来の礎となる力の育成

子どもたちに、生きるための基礎となる「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな身体」を育みます。

- 一人ひとりの自己肯定感を涵養する教育の推進
- 確かな学力の育成 ○幼児教育の推進
- 人権教育の推進 ○道徳教育の推進
- 読書活動・文化芸術活動の推進
- 健康教育・食育の推進
- 体力の向上と運動部活動改革の推進

②未来を創造し社会の担い手となる力の育成

子どもたちに、学びに向かう姿勢や失敗をおそれず挑戦する心、社会の形成に参画する態度を育みます。

- キャリア教育の推進
- グローバル教育の推進
- 新たな価値を創り出す力の育成
- 主体的に社会を形成する力の育成

③特別支援教育の推進

特別な支援を必要とする子どもたちに、将来の自立と社会参画に向けて必要な力を育みます。

- 一人ひとりに応じた切れ目のない教育の推進
- 特別支援学校における自立と社会参画に向けた教育の推進

④いじめや暴力のない学びの場づくり

子どもたちに、いじめをしない態度や力を育むとともに、学校ではじめの認知や対応などを適切に行います。

- いじめや暴力をなくす取組の推進
- いじめの認知と学校内外の教育相談体制の充実
- いじめに対する迅速・確実な対応の推進
- いじめ対策に関する教職員の資質向上と支援体制の充実

⑤誰もが安心して学べる教育の推進

誰もが安心して学べる環境の整備や通学時の安全確保、非常時の対応ができる体制の整備を進めます。

- 不登校の状況にある児童生徒への支援
- 外国につながる児童生徒の自立に向けた力の育成
- 防災教育・防災対策の推進
- 子どもたちの安全・安心の確保
- 学びのセーフティネットの構築・学びの継続

⑥学びを支える教育環境の整備

学びを地域で支える体制を整えるとともに、教職員の専門性向上や学校における働き方改革を進めます。

- 教職員の資質向上・人材確保とコンプライアンスの推進
- 学校における働き方改革の推進
- ICTを活用した教育の推進
- 地域とともにある学校づくり
- 学校の特色化・魅力化 ○学校施設の整備
- 家庭での学びの応援
- 社会教育の推進と地域の教育力の向上
- 文化財の保存・活用・継承

▽ 子どもたちの目線に立ち、個に応じた学びを大切にします

▽ 学年や校種を越えた連続性のある学びを実現します

▽ 家庭・地域と連携・協働して子どもたちを育む学校づくりを行います

▽ 教職員がやりがいを持って子どもたちと向き合える環境をつくります

3 県立高等学校の活性化について

少子化の進行は加速しており、県全体の中学校卒業生数は、令和7年3月卒の15,718人を指数100とすると、15年前の平成22年3月卒の18,608人が指数118であるのに対し、15年先の令和22年3月卒は9,112人で指数58となることが見込まれています。

こうした中、「県立高等学校活性化計画」（令和4年3月策定、期間は令和4～8年度までの5年間。以下「計画」という。）に基づき、1学年3学級以下の高校がある県内6地域に活性化協議会を設置し、15年先までの中学校卒業生数の減少の状況をふまえ、地域の高校の学びと配置のあり方について協議を進めています。

また、現行計画の計画期間が令和8年度までであることから、次期計画の策定に向けた検討を進めています。

【資料1】各地域の中学校卒業生数と県立高等学校入学定員（全日制）の推移

【資料2】県立高等学校（全日制）の学校規模の状況

【資料3】県立高等学校の所在地

1 現行計画について

県立高等学校の活性化については、現行計画に基づき、これからの時代を生きていく子どもたちが、変化を前向きにとらえ、課題と主体的に向き合いながら、自ら学び、考え、多様な人々との協働をとおして、持続可能な社会を創っていく力を身に付けられるよう取組を進めています。

（1）活性化の取組

ア 自律した学習者を育てる学びの推進

基礎・基本を重視し自己肯定感を高める教育の推進／キャリア教育の推進／
探究活動の推進／高等教育機関等と連携した教育の推進／
地域に根ざした教育の推進／ICTの活用による学びの推進

イ これからの社会の担い手となる力の育成

よりよく生きようとする態度の育成／社会の一員としての自覚と責任感の育成／
グローバル教育の推進

ウ 誰一人取り残さない教育の推進

特別な支援を必要とする生徒への支援／不登校の状況にある生徒等への支援／
日本語指導が必要な生徒への支援／経済的困難な状況にある生徒への支援／
学びに向かう力を育む教育の推進／交通が不便な地域における生徒の学習機会の提供

エ 人口減少に対応した学びの推進

協働の学びの機会の確保／学習活動の機会の確保

オ 子どもたちに必要な学びの実現に向けた教職員の資質向上と学校経営改善

教職員の育成／授業力の向上／組織運営体制の強化による教育活動の活性化

カ これからの時代に必要な力を育む県立高等学校の各学科・課程の活性化

普通科・普通科系専門学科／職業系専門学科／総合学科／定時制課程・通信制課程

(2) これからの時代に求められる学びを提供できる県立高等学校のあり方

- 平成 29 年度から地域の協力を得て取組を進めてきた 3 学級以下の小規模校活性化の検証結果、令和 2 年度に生まれた子どもたちが中学校を卒業する 15 年先までの中学校卒業者の減少の状況等をふまえると、これからの時代に求められる学びを提供していくには、現行の高等学校の配置を継続していくのは難しい状況にあります。このため、各地域の高等学校の学びと配置のあり方について検討を進め、その中で 1 学年 3 学級以下の高等学校は統合についての協議も行うこととします。これらについては、それぞれの地域の活性化協議会において具体的な内容を丁寧に協議することとし、協議が必要となる地域に協議会がない場合は同様の場を設けるものとします。
- こうした検討・協議は、統合という結論ありきで協議するのではなく、地域の実情に応じ丁寧に進めることとし、その際、状況に応じて、これまで取り組んできた、地域と連携した学びや学校独自の学びについての継承、交通が不便な地域における学びの機会の提供方策、分校化や校舎制への移行などについて協議することとします。
- 1 学年 3 学級以下の高等学校のうち、他の高等学校では担うことが難しい県内唯一の学科や学びの形態を有する高等学校は、引き続き活性化に取り組むこととします。
- 入学者が 2 年連続して 20 人に満たず、その後も増える見込みのない場合は、募集停止とすることとします。

2 県立高等学校の学びと配置について

(1) 各地域の活性化協議会について

現在 1 学年 3 学級以下の高等学校がある鈴鹿亀山、津、伊賀、松阪、伊勢志摩、紀南の 6 地域に活性化協議会を設置し、地域の高校の学びと配置のあり方について協議を進めています。

各地域の活性化協議会では、共通して、「大学進学ニーズに応える高校を地域に 1 校は残すこと」、「農業・工業・商業といった学びの選択肢を、地域内でできるだけ維持すること」の 2 つの事項が合意されています。小規模校には小規模校のよさがあるとして、その存続を願う意見もありますが、今後の中学校卒業生数の減少をふまえると、地域によっては、この 2 つの事項と小規模校の存続を両立させることは、非常に困難な状況となっています。

こうした中、鈴鹿亀山、伊賀、伊勢志摩の 3 地域については、令和 7 年度に協議会の考え方が取りまとめられました。県教育委員会は、このことを参考に、県立高校における教育の充実およびその配置・規模の適正化を図るため、次のとおり、当該 3 地域の県立高校 4 校を令和 10 年度入学者選抜から募集停止とすることとしました。

ア 募集停止とする高等学校（位置／設置課程／学科）

- 石薬師高等学校（鈴鹿市／全日制課程／普通科）
- あけぼの学園高等学校（伊賀市／全日制課程／総合学科）
- 南伊勢高等学校度会校舎（度会町／全日制課程／普通科）
※同南勢校舎（南伊勢町／全日制課程／普通科）は令和 8 年 3 月をもって閉校
- 志摩高等学校（志摩市／全日制課程／普通科）

イ 募集停止とする時期

令和10年度入学者選抜（令和9年度実施）から

ウ 募集停止に伴い、閉校とする時期

令和12年3月（令和9年度入学者の卒業年月）

（2）今後の進め方

現在、活性化協議会を設置している6地域に加え、朝明高校（四日市市）が令和8年度から1学年3学級となったため、北勢地域（桑名・四日市地域）にも活性化協議会を設置し、地域の高校の学びと配置のあり方について協議を進めます。また、松阪地域では、令和11年度に中学校卒業生数の大幅な減少が見込まれていることから、その対応について引き続き協議を進め、令和8年度中に協議会としての考え方を取りまとめます。

3 次期計画について

（1）三重県教育改革推進会議への諮問とその答申

現行計画の計画期間が令和8年度までであることから、次期計画の検討に向けて、専門的かつ多角的な視点を取り入れられるよう、令和7年3月、教育委員会の附属機関である「三重県教育改革推進会議」（以下「推進会議」という。）に、次期計画の策定に係る県立高校の学びや配置・規模のあり方について諮問しました。当該諮問については、推進会議に設置された「県立高等学校の在り方調査研究部会」（以下「部会」という。）を中心に議論が行われました。

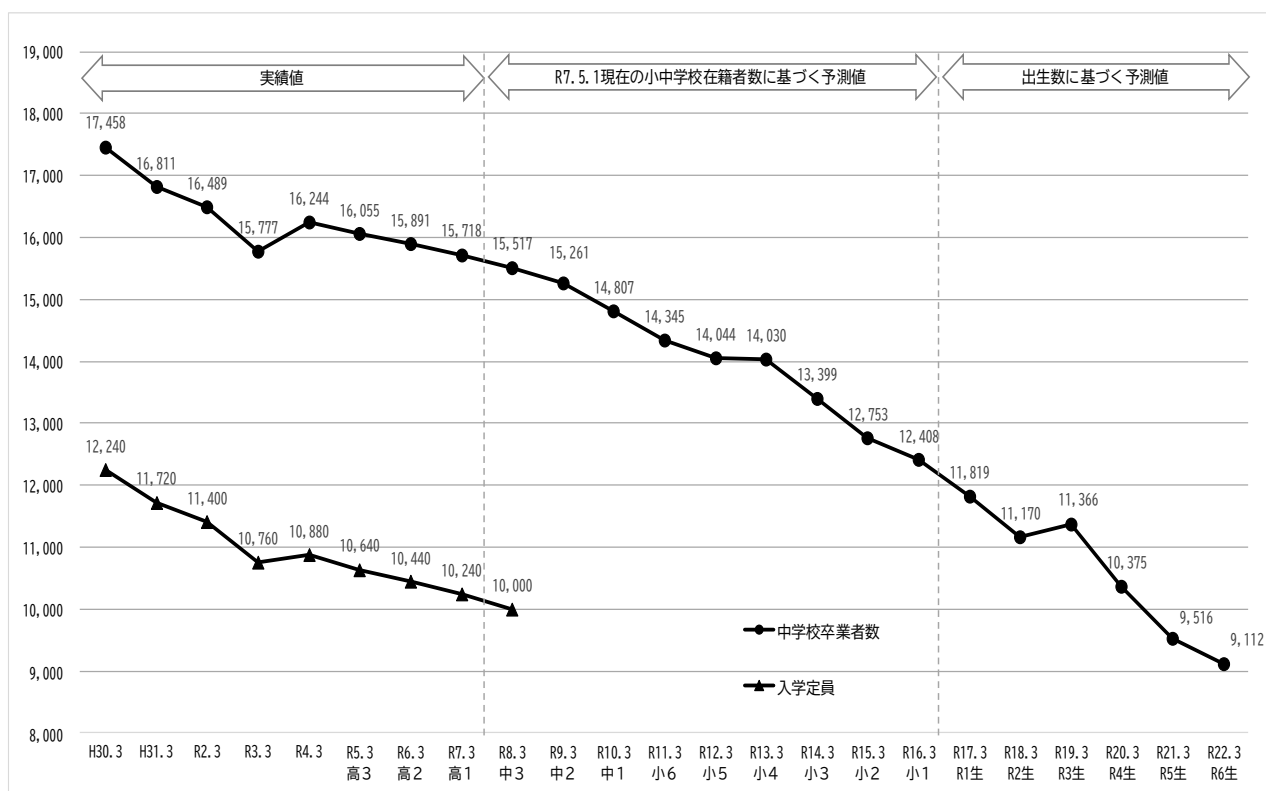
推進会議における3回の議論と部会における4回の議論を経て、令和8年3月6日、推進会議から教育委員会に答申がありました。

【資料4】県立高等学校の学び並びに配置及び規模の在り方について（答申）【概要】

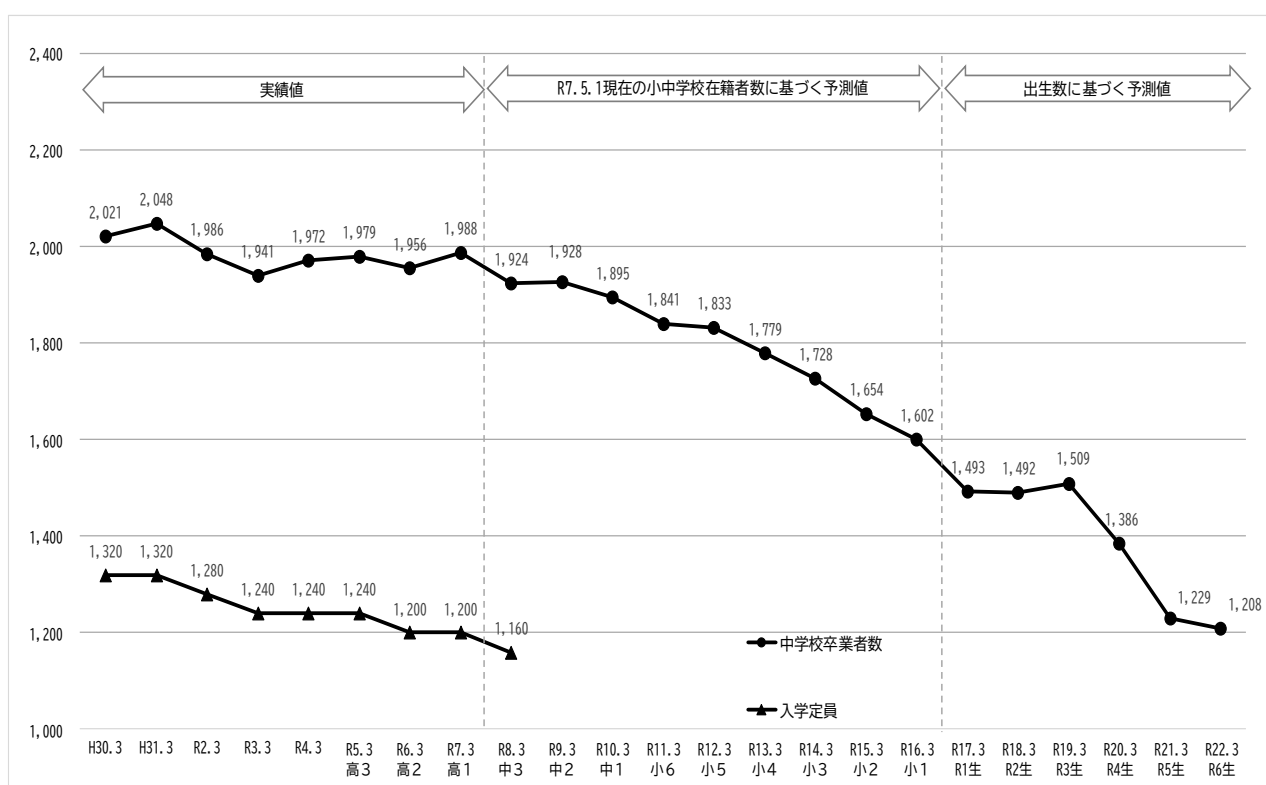
（2）今後の進め方

推進会議からの答申をふまえて、国が令和8年2月13日に示した高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）を勘案しながら、次期計画を策定します。

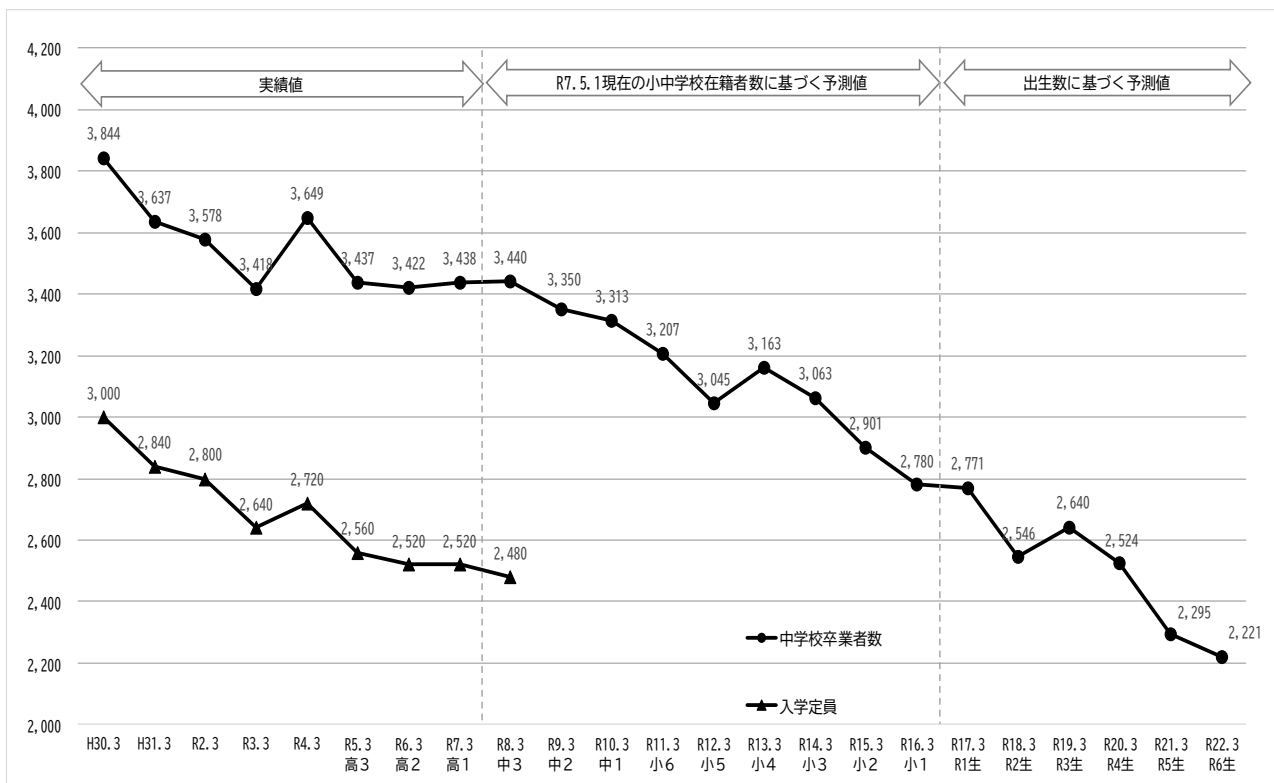
県全体の中学校卒業生数と県立高等学校入学定員（全日制）の推移



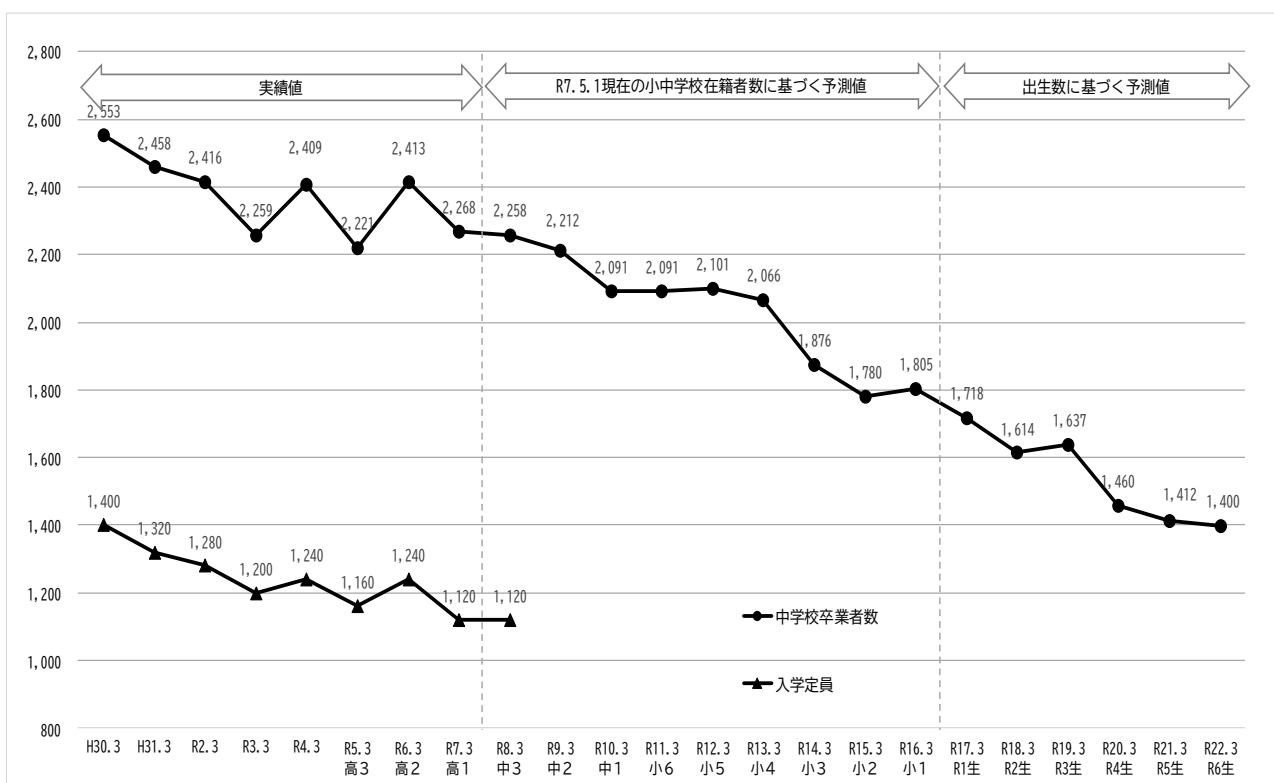
桑名地域の中学校卒業生数と県立高等学校入学定員（全日制）の推移



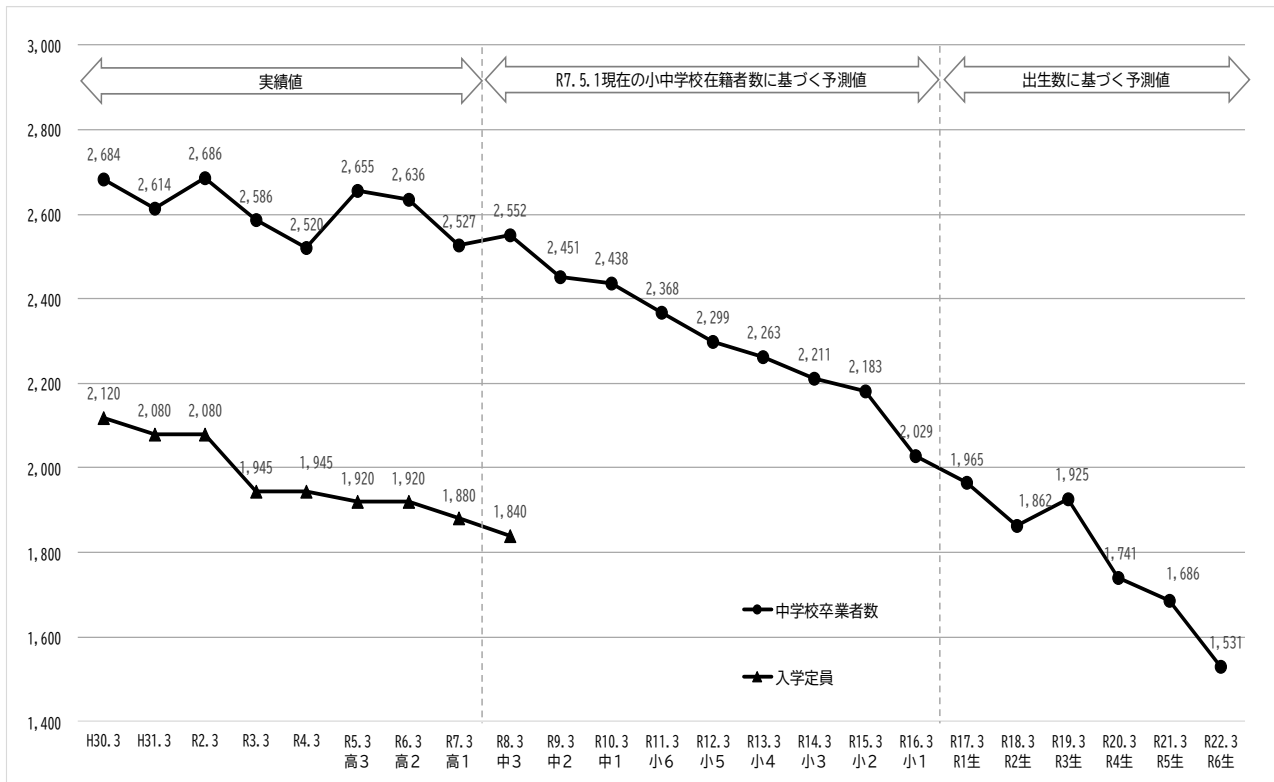
四日市地域の中学校卒業生数と県立高等学校入学定員（全日制）の推移



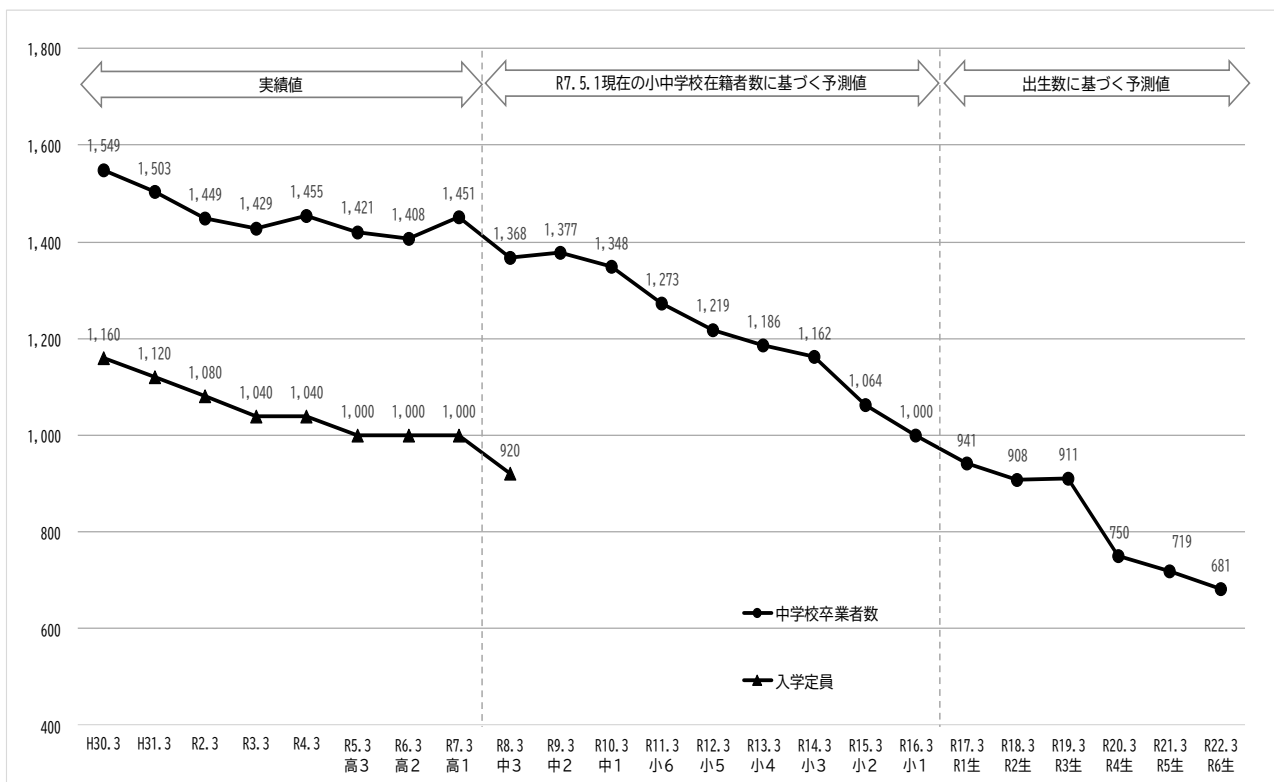
鈴鹿亀山地域の中学校卒業生数と県立高等学校入学定員（全日制）の推移



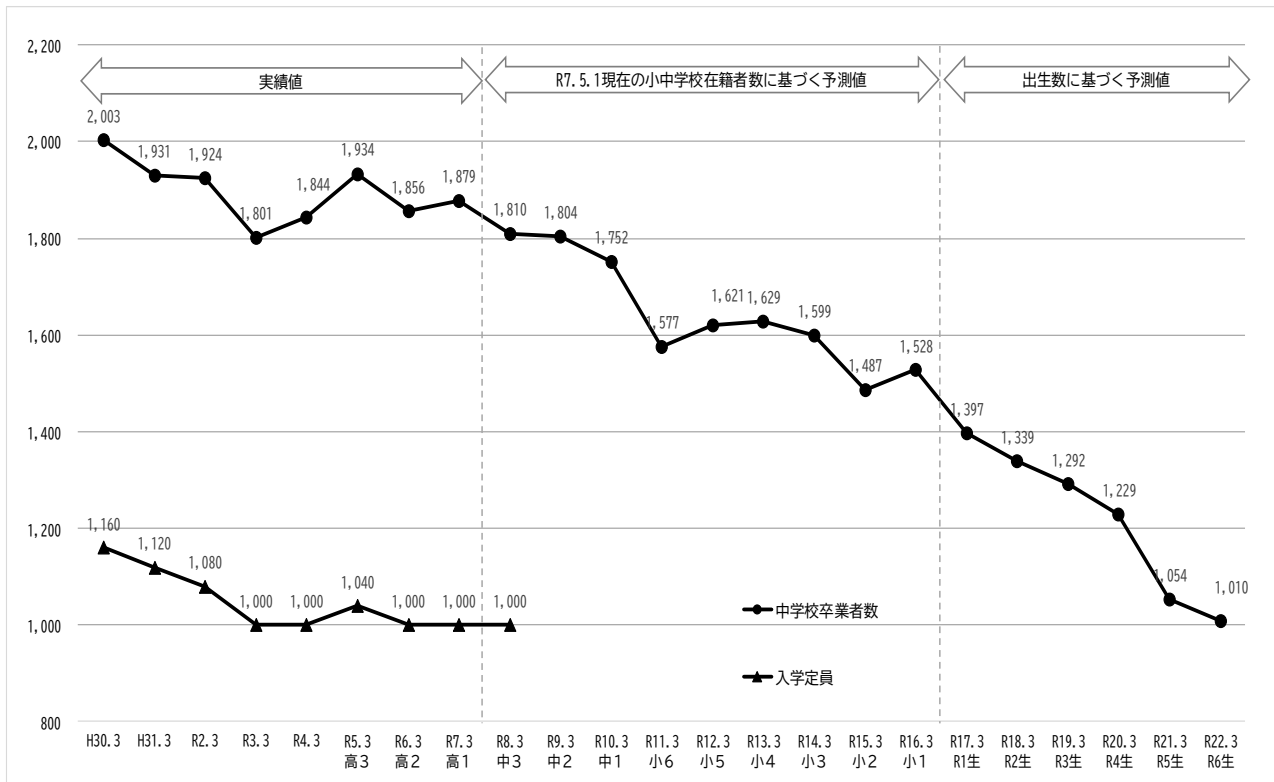
津地域の中学校卒業者数と県立高等学校入学定員（全日制）の推移



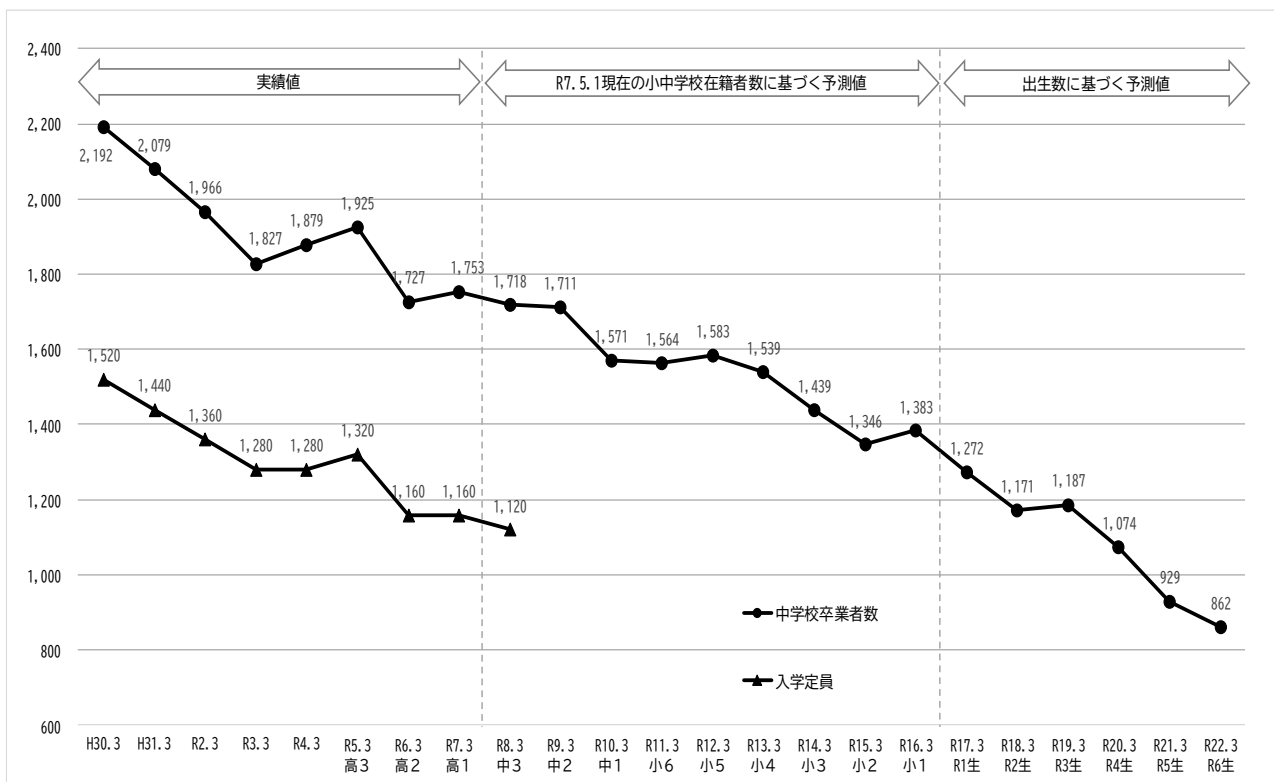
伊賀地域の中学校卒業者数と県立高等学校入学定員（全日制）の推移



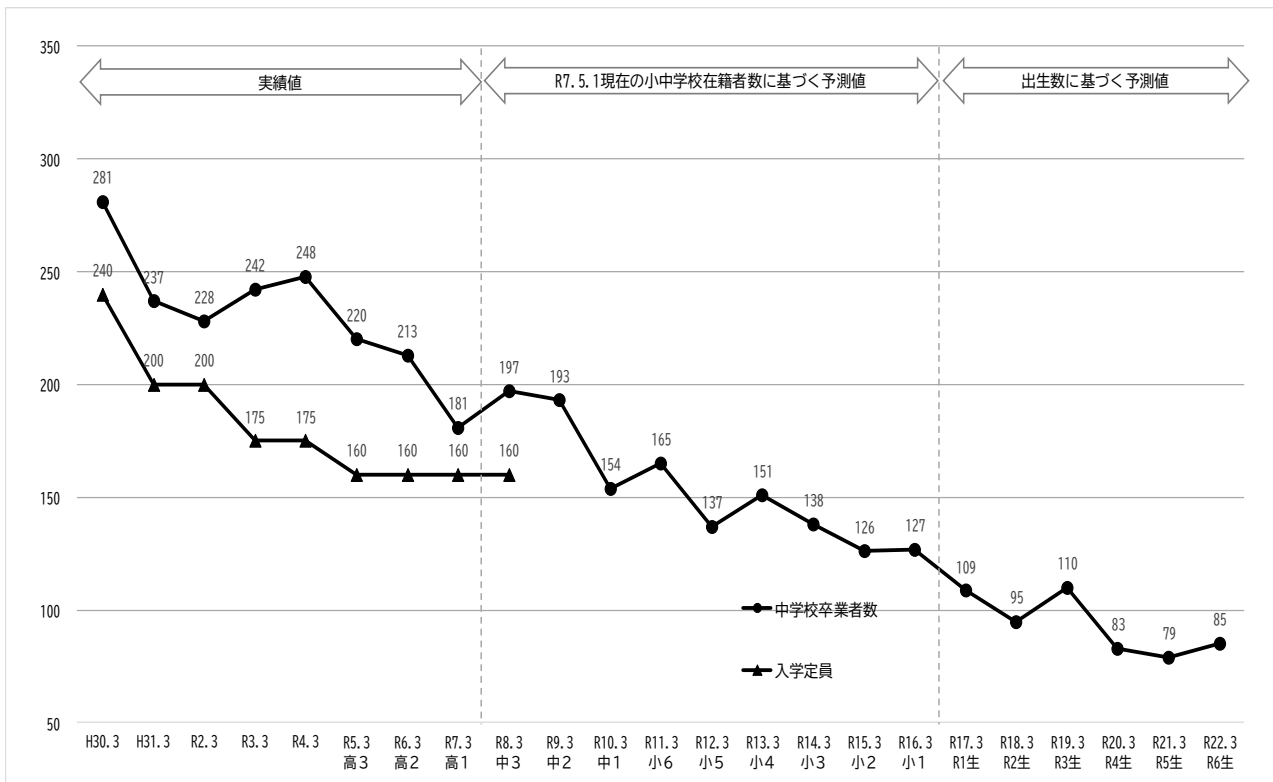
松阪地域の中学校卒業生数と県立高等学校入学定員（全日制）の推移



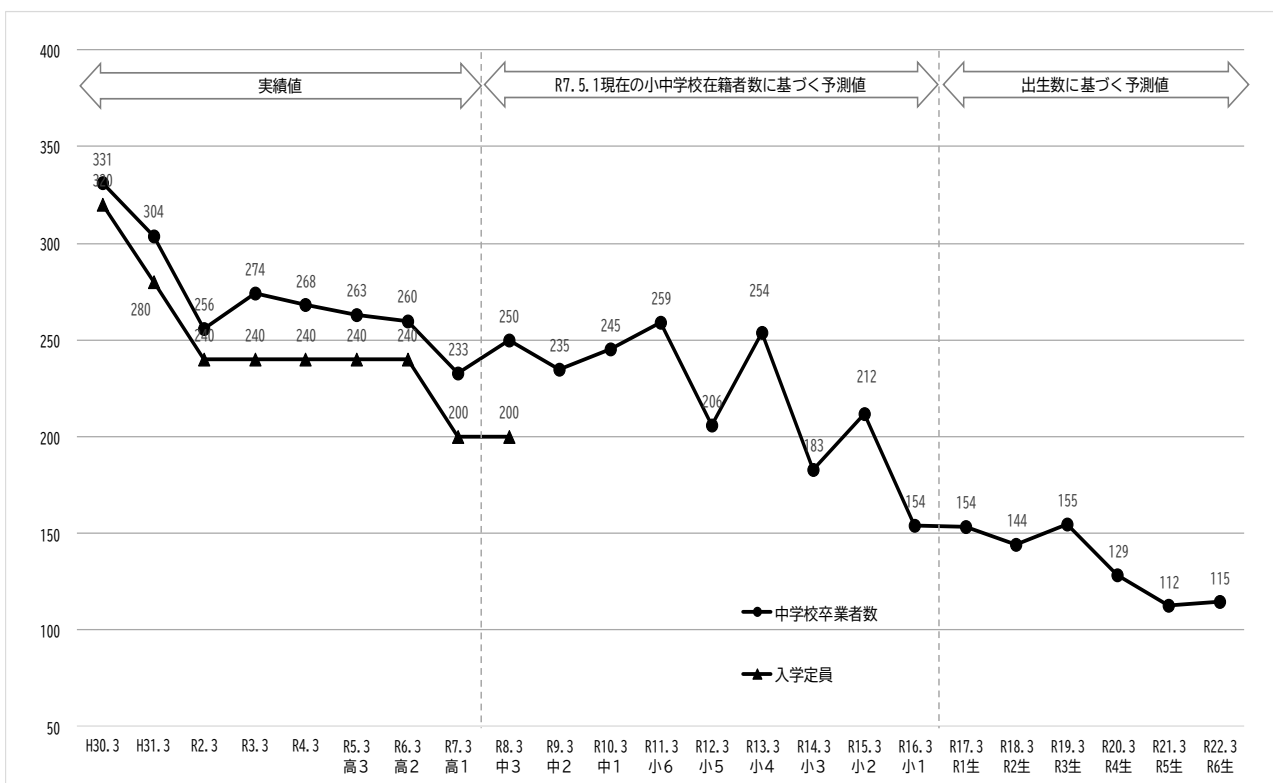
伊勢志摩地域の中学校卒業生数と県立高等学校入学定員（全日制）の推移



紀北地域の中学校卒業生数と県立高等学校入学者数（全日制）の推移



紀南地域の中学校卒業生数と県立高等学校入学者数（全日制）の推移



県立高等学校(全日制)の学校規模の状況(平成23年度1学年)

地域	入学定員 (中学校卒業 者数)	1学級	2学級	3学級	4学級	5学級	6学級	7学級	8学級	9学級	学校数
桑名	県立:1,400 私立: 310 (2,229)				桑名工(工)		桑名北(普)		桑名西(普) いなべ総合学園(総)	桑名(普看理)	5校 (35学級)
四日市	県立:3,080 私立: 870 (3,762)				菟野(普)		朝明(普) 四日市中央工(工) 四日市農芸(農家)	四日市四郷(普) 四日市商(商)	四日市南(普) 四日市西(普) 四日市工(工) 川越(普外)	四日市(普)	11校 (77学級)
鈴鹿	県立:1,440 私立: 470 (2,456)				飯野(外他)	石薬師(普)	稲生(普体) 亀山(普家情)	白子(普家)	神戸(普理)		6校 (36学級)
津	県立:2,160 私立: 680 (2,987)			白山(普商)		津工業(工)	久居農林(農家)	津商(商) 久居(普)	津東(普)	津(普) 津西(普他)	8校 (54学級)
伊賀	県立:1,320 私立: 170 (1,742)		あけぼの学園(総)			名張(総)	名張桔梗丘(普) 名張西(普工外)	上野(普理) 伊賀白鳳(農工商福)			6校 (33学級)
松阪	県立:1,200 私立: 540 (1,962)		飯南(総) 卯学園(総)			松阪商(商他)	松阪工(工)	相可(普農家)	松阪(普理)		6校 (30学級)
伊勢	県立:1,705 私立: 565 (2,704)			南伊勢(普) 志摩(普) 水産(水)	鳥羽(総)	明野(農家福) 宇治山田商(商) 伊勢工(工)		宇治山田(普)	伊勢(普)		9校 (43学級)
尾鷲	県立:280 私立: 0 (371)							尾鷲(普工商)			1校 (7学級)
熊野	県立:360 私立: 0 (395)			紀南(普)			木本(普総)				2校 (9学級)
県全体	県立:12,945 私立: 3,605 (18,608)	0校	3校	5校	4校	7校	11校	10校	10校	4校	54校 (324学級)

【備考】

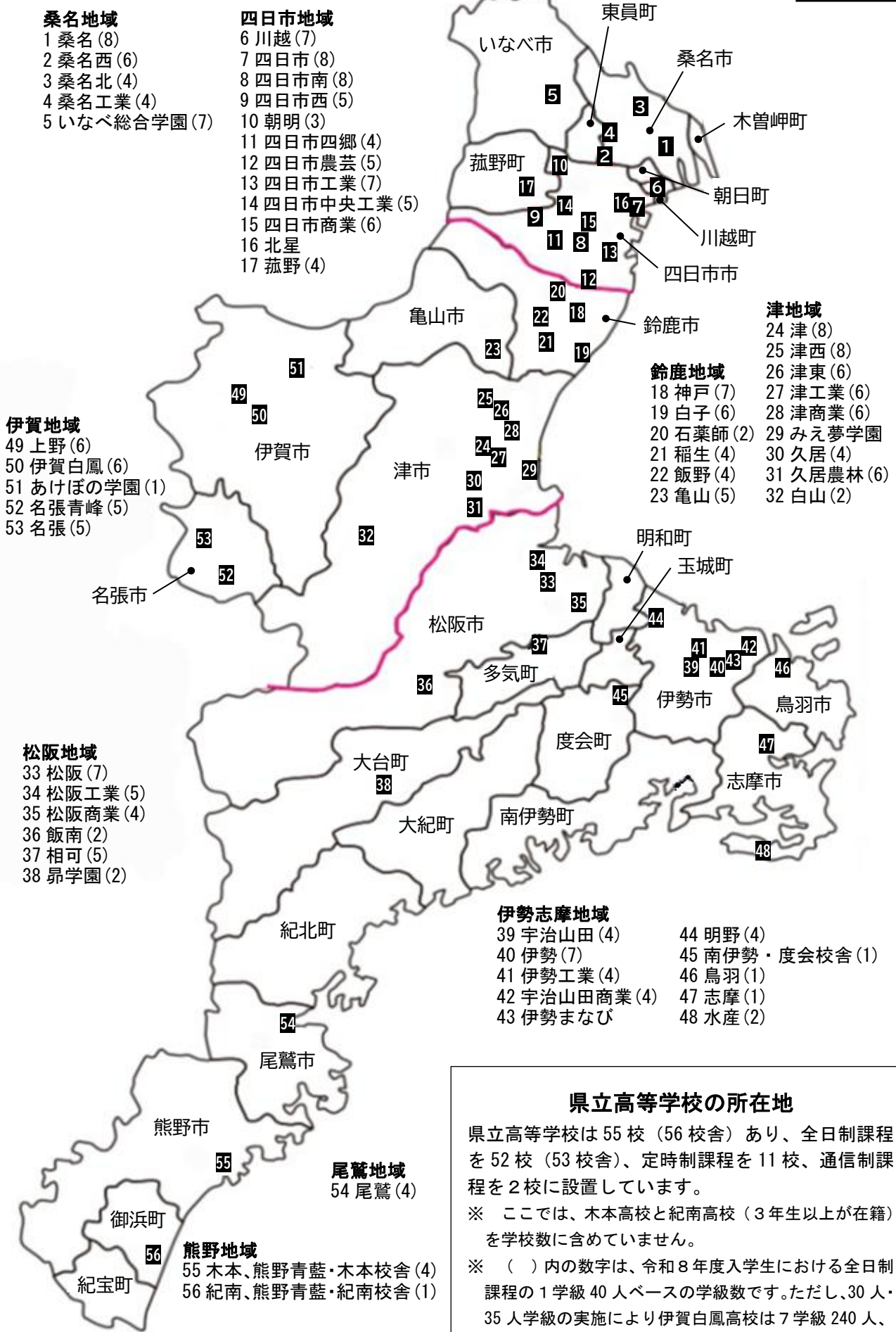
- 学科名略称:(普)普通科(普通科におけるコース制を含む)、専門学科{(農)農業、(工)工業、(商)商業、(水)水産、(家)家庭、(看)看護、(情)情報、(福)福祉、(理)理数、(体)体育、(外)外国語、(他)その他専門学科(国際科学、国際教養、応用デザイン)、(総)総合学科
- 校舎制の南伊勢高校は、南勢校舎2学級・度会校舎1学級となっています。
- 1学級40人ベースの学級数を記載していますが、30人・35人学級の実施により水産高校は3学級105人として募集しています。
- 私立高校の定員には、青山高校、愛農学園高校を含みません。

県立高等学校(全日制)の学校規模の状況(令和8年度1学年)

地域	入学定員 (中学校卒業 見込人数)	1学級	2学級	3学級	4学級	5学級	6学級	7学級	8学級	9学級	学校数
桑名	県立:1,160 私立: 320 (1,924)				桑名北(普) 桑名工(工)		桑名西(普)	いなべ総合学園(総)	桑名(普看理)		5校 (29学級)
四日市	県立:2,480 私立: 975 (3,440)			朝明(普福)	四日市四郷(普) 菟野(普)	四日市西(普) 四日市中央工(工) 四日市農芸(農家)	四日市商(商)	川越(普他) 四日市工(工)	四日市(普) 四日市南(普)		11校 (62学級)
鈴鹿	県立:1,120 私立: 470 (2,258)		石薬師(普)		飯野(外他) 稲生(普体)	亀山(普家情)	白子(普家)	神戸(普理)			6校 (28学級)
津	県立:1,840 私立: 685 (2,552)		白山(普商)		久居(普)		津東(普) 津商(商) 津工(工) 久居農林(農家)		津(普) 津西(普他)		8校 (46学級)
伊賀	県立: 920 私立: 155 (1,368)		あけぼの学園(総)			名張(総) 名張青峰(普)	上野(普理) 伊賀白鳳(農工商福)				5校 (23学級)
松阪	県立:1,000 私立: 530 (1,810)		飯南(総) 卯学園(総)		松阪商(商)	松阪工(工) 相可(普農家)		松阪(普理)			6校 (25学級)
伊勢	県立:1,120 私立: 545 (1,718)		南伊勢(普) 鳥羽(総) 志摩(普)	水産(水)		明野(農家福) 宇治山田(普) 宇治山田商(商) 伊勢工(工)		伊勢(普)			9校 (28学級)
尾鷲	県立:160 私立: 0 (197)										1校 (4学級)
熊野	県立:200 私立: 0 (250)					熊野青藍(普総)					1校 (5学級)
県全体	県立:10,000 私立: 3,680 (15,517)	4校	5校	1校	13校	9校	9校	6校	5校	0校	52校 (250学級)

【備考】

- 学科名略称:(普)普通科(普通科におけるコース制、学際領域学科など普通教育を主とする学科を含む)、専門学科{(農)農業、(工)工業、(商)商業、(水)水産、(家)家庭、(看)看護、(情)情報、(福)福祉、(理)理数、(体)体育、(外)外国語、(他)その他専門学科(国際探究、国際科学、応用デザイン)、(総)総合学科
- 校舎制の熊野青藍高校は、本本校舎4学級・紀南校舎1学級となっています。
- 1学級40人ベースの学級数を記載していますが、30人・35人学級の実施により伊賀白鳳高校は7学級240人、尾鷲高校は5学級160人として募集しています。
- 私立高校の定員には、青山高校、愛農学園高校を含みません。



県立高等学校の所在地

県立高等学校は 55 校 (56 校舎) あり、全日制課程を 52 校 (53 校舎)、定時制課程を 11 校、通信制課程を 2 校に設置しています。

※ ここでは、木本高校と紀南高校 (3 年生以上が在籍) を学校数に含めていません。

※ () 内の数字は、令和 8 年度入学生における全日制課程の 1 学級 40 人ベースの学級数です。ただし、30 人・35 人学級の実施により伊賀白鳳高校は 7 学級 240 人、尾鷲高校は 5 学級 160 人として募集しています。

県立高等学校の学び並びに配置及び規模の在り方について 答申(概要)

1 背景

三重の教育

- 三重県教育施策大綱
- 三重県教育ビジョン
- 県立高等学校活性化計画

三重の現状

- 中学校卒業生数の減少
- 通信制課程の生徒の増加
- 専門学科の生徒の割合が全国比で大きい
- 卒業後就職する生徒の割合が全国比で大きい
- 人口が県内全域に分散
- 学校施設の老朽化が著しい

2 基本的な考え方

生徒ファースト

生徒にとって豊かな学びを提供することを第一の目的とする

生徒が希望する学びを選択できる環境を整える
 (※生徒の多様な学びのニーズに応える選択肢を生徒が通学できる圏域内に配置
 ※それぞれの学校において多様な学びの選択肢を提供)

価値観の異なる
 多くの級友と出会える環境にする

3 学びの在り方

(1) 課程

- 異なる課程の学校間連携
- 複数の課程を一つの高校に設置し、課程間を柔軟に行き来する制度の導入

(2) 学科

- 普通科のコースの充実
- 普通科と専門学科との併設
- 総合学科への改編

(3) 学校施設

- 共用空間等による学びを支える教育環境の整備
- ※県立高等学校の再編の議論と一体となって進めることが必要

(4) 地域・企業との連携

- 地域・企業と連携し、社会全体で取組を推進

(5) 県立高等学校の強みを生かした取組

- ICTを活用した遠隔授業の実施
- 他校で修得した単位の認定等の学校間連携
- 県立高等学校の全ての生徒を対象とした体験型学習等の実施

4 配置及び規模の在り方

通学条件

通学時間は、できれば60分以内、少なくとも90分以内

地域における配置

それぞれの地域で多様な学びの選択肢を提供
 ※難しい場合には複数の地域を一つのまとまりとして配置

規模の考え方

- 多様な学びの選択肢の提供
- 多くの級友と出会える環境の提供
- 学校行事や部活動の充実

一定の規模があることが望ましい

適正規模

1 学年4 学級～8 学級
 ※大学進学ニーズに応える学校は1 学年6 学級以上
 ※1 学年4 学級以上の配置が難しい地域は、1 学年2 学級・3 学級

5 子どもたちに選ばれる県立高等学校

- スクール・ミッション、スクール・ポリシーの分かりやすい発信
- コミュニティ・スクールの仕組みなどを通じた保護者や地域住民の意見の反映

4 防災教育・防災対策について

1 現状と課題

(1) 災害対応を取り巻く環境の変化

令和7年9月、政府の地震調査委員会は、マグニチュード8から9程度が想定される南海トラフ地震の30年以内の発生確率を、これまでの「80%程度」から、新たな知見をふまえ、地震発生確率の計算方法を見直し、「60%～90%程度以上」に一部改訂しました。

また、令和8年3月、県では新たな「三重県南海トラフ地震被害想定」が作成されました。

さらに、令和8年5月29日から、気象庁は「新しい防災気象情報」の運用を開始することとしています。

(2) 防災教育の推進

南海トラフ地震や年々勢力を増す台風や集中豪雨等の大規模災害から児童生徒の命を守るため、東日本大震災や能登半島地震、奥能登豪雨など、過去の災害で得られた教訓をふまえ、防災教育の見直しや取組の強化を進めてきました。

今後も引き続き、「必ず起こる」大規模災害から子どもたちが自分の命を守る力を身につけるため、学校における防災教育を一層推進するとともに、学校と家庭や地域が連携した防災の取組の実践に向けた支援に取り組む必要があります。

(3) 危機管理マニュアルの点検・見直しおよび周知

大川小学校津波訴訟判決（令和元年10月）を受けた文部科学省通知に基づき、各学校ではこれまで「想定を上回る災害発生に備えて、複数の避難場所・避難経路を設定すること」や「教職員が迅速かつ的確に判断・行動できるようにすること」など、社会の要請に応える防災体制の構築に取り組んできました。

また、大規模災害発生時には、児童生徒の多くが被災し、避難所指定の有無にかかわらず、学校が避難所となることが想定されるため、新たな被害想定や、今後、県から公表される予定の被災シナリオなどもふまえ、実践的な災害対応力の向上を図る必要があります。

引き続き、学校防災に関する新たな知見・情報や社会情勢等の変化に合わせて、危機管理マニュアルの点検・見直しを行うとともに、教職員による確認・周知を徹底する必要があります。

2 令和8年度の主な取組

(1) 防災教育の推進

① 防災ノート、デジタルコンテンツを活用した防災教育

県内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等に5つの多言語を含めた防災ノートを配布します。

また、児童生徒が災害発生時に適切な判断・行動ができるよう、防災ノートと360度地震体験動画などのデジタルコンテンツを組み合わせた防災教育を推進します。

② 学校と地域、家庭が連携した防災教育

学校防災アドバイザー等を学校に派遣し、地域、家庭と連携した防災訓練や体験型防災学習（防災啓発車による地震体験、避難所運営体験等）のプログラム作りのアドバイスや、実践のサポートを行います。

また、防災ノートや1人1台学習端末を家庭に持ち帰って、家族と一緒に防災学習に取り組むことを推進します。

(2) 学校における防災体制に係る支援

① 災害時の学校支援体制の整備

災害時の学校運営に関する専門的な知識や実践的な対応能力を備えた教職員を育成し、災害時における学校教育の早期復旧を目的として、令和2年度に設置した「三重県災害時学校支援チーム」については、毎年度、隊員を募集し、学校再開に必要な知識や技能を総合的に習得させるとともに、任命された隊員には、災害時の学校運営に必要な現場対応力を高める実践研修を年1回開催し、スキルアップを図ります。（例年約80名）

また、能登半島地震の支援において隊員が得た経験や知見をとりまとめた報告書を共有して隊員のスキルアップを図るとともに、災害が発生した際には、被災した学校に隊員を派遣して、学校の早期再開に向けた支援を行います。

② 防災体制の整備

各学校に配置する学校防災リーダーを対象とした防災研修等に、能登半島地震時に被災した学校で対応にあたった講師などによる講話や、地震や津波が発生した場合の運営体験メニューを取り入れるなど、防災教育や防災対策を行う教職員の資質向上を図ります。

③ 県立学校の指定避難所指定

市町から県立学校を指定避難所として活用したい旨の依頼があった際には、積極的に対応するよう県立学校に周知するとともに、避難所の指定が円滑に進められるよう、支援します。

④ 危機管理マニュアルの点検・見直し

市町教育委員会、県立学校を訪問して、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応、能登半島地震や奥能登豪雨における学校の対応状況などをふまえて、各学校における防災体制や危機管理マニュアルについて確認や助言を行います。

5 県立学校施設の整備について

1 現状と課題

(1) 長寿命化計画に基づく施設整備

学校施設の維持管理や改修等に係る予算の平準化等を図りつつ、計画的に老朽化対策を進めるため、中長期的な方針として「三重県立学校施設長寿命化計画（令和2年度～令和16年度）」を策定しています。また、具体的な取組を示す「三重県立学校施設長寿命化実施計画」を4年ごとに策定し、屋上防水や外壁などの老朽化対策や、設備面での機能向上としてトイレ洋式化などに計画的に取り組んでいます。

また、近年の猛暑に対応するため、県立高等学校の体育館等に、可能な限り早期に空調を整備することを考えていますが、整備にあたっては、事業内容に応じ有利な起債を活用するなど財源の工夫をしているものの、国の補助制度はなく予算的にも体制的にも、年間の施工数に限界のあることが課題となっています。

さらに、長寿命化計画では建物の目標耐用年数を築80年としていますが、県立学校の多くが昭和40～50年代を中心に建設されており、築40年以上経過した建物が50%を超え、築50年以上経過した建物も30%を占めています。校舎の建替えは、方針決定から供用開始まで10年近く要することや、多額の費用が必要になることから、計画的に進める必要があります。

(2) 全県立学校を対象とした擁壁等の点検

令和6年度に全県立学校を対象に擁壁等の有無に関する調査を実施し、報告のあった48校253か所を、擁壁等の高さなどにより重要度AからDの4つに分類しました。

重要度の高いA Bの箇所がある学校には、職員により現状等を確認する実地調査を令和7年6月までに行い、必要な対策（排水施設の清掃等）を講じました。

令和7年度には、専門的な視点で擁壁等の劣化・損傷の状況を把握するため、26校66か所について、土木設計業者による外部点検を行いました。

【報告内容】

①点検結果

要対策9か所、防災カルテ対応10か所、対応不要47か所

②今後の対応

・「要対策」および「防災カルテ対応」とされた箇所は、擁壁ごとに作成する「防災カルテ」をもとに、年1回経過観察。

- ・クラック等の充填や排水管補修など維持補修を行う。
- ・維持補修後の対応について、「要対策」のうち3か所については、「対策検討」とした。

2 令和8年度の主な取組

(1) 長寿命化計画に基づく施設整備

「第Ⅱ期三重県立学校施設長寿命化実施計画」に基づき、老朽化対策、トイレ洋式化、空調等の更新、照明のLED化を進めるとともに、学校施設のバリアフリー化に向け、多機能トイレやエレベーターの整備を行います。

また、子どもたちの熱中症対策のため、令和7年度から県立高等学校の体育館への空調設備の導入を進めており、令和8年度は5校の体育館に設置するとともに、できるだけ早期に導入できるように既製品の業務用空調の設置もあわせて進めていきます。

さらに、長寿命化改修を行いつつも、築80年を見据えて計画的に建替えに取り組むための検討を、高校の活性化計画との整合も図りながら行っていきます。

(2) 全県立学校を対象とした擁壁等の点検

①「防災カルテ」による経過観察

「要対策」、「防災カルテ対応」とされた箇所すべてについて、「防災カルテ」をもとに、年1回、状況に変化がないかを確認し、経過観察を行います。

②維持補修

維持補修の提案があったものについては、令和8年度から工事や対策のための具体的な工法等の検討を行います。

③維持補修後の対応

「要対策」とされた箇所のうち、維持補修後の対応として「対策検討」とされた3か所については、調査や対策工事の具体的な工法の検討などを行います。

6 教職員の人材確保について

1 現状と課題

(1) 現状認識

本県では、令和8年4月始業日時点において、4人（中学校2人、高等学校1人、特別支援学校1人）の教員不足が生じています。

【欠員状況】

(単位：人)

	R6年度			R7年度			R8年度
	4月始業日	9月1日	12月1日	4月始業日	9月1日	12月1日	4月始業日
小学校	5	21	17	2	2	11	0
中学校	6	5	5	2	5	10	2
高等学校	1	1	3	0	1	2	1
特別支援学校	0	8	7	7	11	10	1
計	12	35	32	11	19	33	4

<参考1> 教員不足の考え方（国の定義）

講師（非正規・常勤）の確保ができず、実際に学校に配置されている教師の数が、学校に配置することとしている教師の数（配当数）を満たしておらず、欠員が生じること。

<参考2> 教員の雇用形態

公立学校に勤務し、教育に従事する教員には、正規教員に加え、非正規教員として常勤講師が一定数含まれています。常勤講師は、①少人数教育の推進や、特別な支援を必要とする児童生徒への対応等のために、学級数に応じて定められた数に加えて教員を配置する場合や、②産育休を取得したり、病気休職となる正規教員の代替として配置する場合に必要となります。

【教員の雇用形態別内訳（5月1日時点）】

(単位：人)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
正規教員	12,168	12,127	12,094
講師*（非正規・常勤）	1,502	1,495	1,319
計	13,670	13,622	13,413

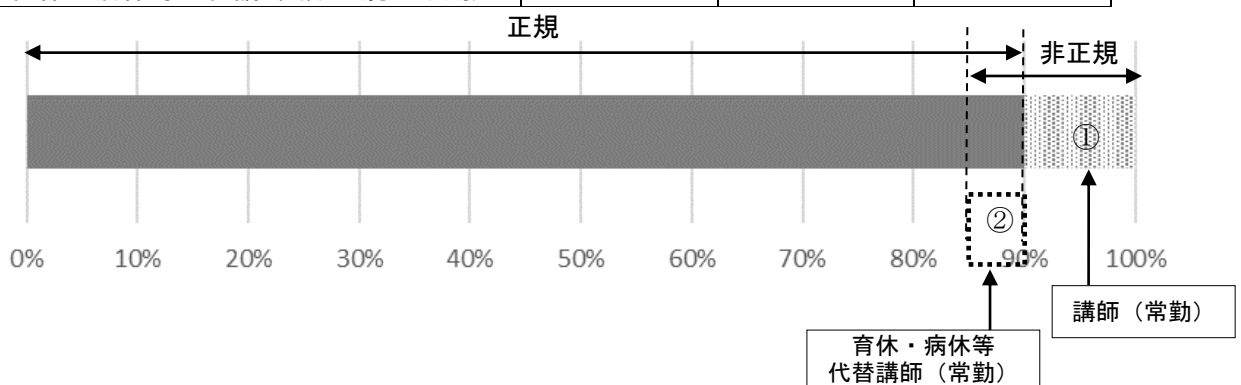
*育休等代替講師を除く

①
1,983

(必要となる講師数)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
育休・病休等代替講師（非正規・常勤）	677	677	664

②



(2) 教員不足の要因

- ・ 年齢構成の変化に伴う産休・育休取得者数の増加や、精神神経系疾患による病休者数の増加、特別支援学級数の増加による、講師の必要数の増加
- ・ 近年の大量退職・大量採用に伴い、多くの講師が採用試験に合格し、正規採用されることによる、講師名簿登録者数の減少（講師のなり手の減少）

(3) 講師（非正規・常勤）について

①教員に一定数の講師が含まれる理由

- ・ 将来的な子どもの数の減少に伴い、教員数の減少が見込まれるため
- ・ 教職員定数のうち加配定数は単年度措置であり、かつ年度末まで確定しないため

②育休・病休等代替講師（常勤）が一定数非正規である理由

- ・ 正規教員が産休・育休を取得したり病気休職になった場合、定数外の非正規教員である講師を配置するため（地方公務員の育児休業等に関する法律等）
- ※ 令和7年4月から、産育休取得時の代替講師の確保が困難となる中、一定数の産育休者を見込んで、代替としてあらかじめ正規の教員を採用しておくことが可能となった。

(4) 今後の課題

- ・ 新規に講師名簿に登録する者の多くは、採用試験を不合格となった大学生ですが、近年、大学生の受験者数は減少傾向にあるため、新規の講師登録者にもつながる大学生の受験者の安定的な確保が必要です。
- ・ 大学生の受験者数の減少の主な要因である、長時間労働や授業の指導力、保護者対応への不安の解消が必要です。
- ・ 退職者や教員免許状を持ちながら教職についていない方等、潜在的な教員の掘り起こしも必要です。

【教員採用試験の受験者数】

(単位：人)

	R4 年度採用	R5 年度採用	R6 年度採用	R7 年度採用	R8 年度採用
受験者数	2,457	2,174	2,057	1,843	1,666
採用数	518	511	476	548	580
倍率	4.7 倍	4.3 倍	4.3 倍	3.4 倍	2.9 倍

※受験者数について、R7 年度採用以降は大学3年生を除外

2 令和8年度の取組

(1) 教員採用試験の受験者数の確保

①教員採用試験の工夫・改善

- ・ 令和9年度採用選考試験（令和8年度実施）において、大学3年生を対象とした特別選考の対象を全校種教科等へ拡大

- ・ 産育休取得時の代替講師の確保が困難となる中、一定数の産育休者を見込んで、代替としてあらかじめ正規の教員を採用しておくことが可能となったことから、教員採用試験の採用予定者数に上乘せ
- ・ さまざまな理由で離職を余儀なくされた元教員の再採用に係る特別選考を実施
- ・ 民間の就職活動期に大幅な遅れをとらないよう1次試験を6月に実施
- ・ 講師確保につながる1次試験の全部または一部免除
- ・ 特別免許状の授与を前提とした採用試験の実施（工業・福祉）

② SNS等を活用した情報発信の取組

- ・ パンフレットや動画を活用した教職の魅力発信
- ・ 県のホームページ、SNSを活用した教員採用試験に係る情報発信

③ ガイダンスや説明会による教職の魅力発信

- ・ 大学生等を対象に、先輩教員から教職の魅力を伝えるガイダンスの実施
- ・ 県内高校生を対象に、教員の魅力を発信する説明会の実施
- ・ 教員採用試験や教員免許状の取得方法に関する説明会の実施

(2) 教員を志す大学生の不安解消に向けた取組

① 学校における働き方改革の取組

- ・ 「三重県立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」（令和8年3月策定）に基づく業務量の適切な管理と健康確保措置の推進
- ・ 専門人材や地域人材の配置（スクールカウンセラー、スクール・サポート・スタッフ、部活動指導員、学校問題解決支援員等）
- ・ ICTを活用した業務の効率化
- ・ 中学校における休日の部活動の地域展開等を含む部活動改革

【時間外在校等時間が月45時間を超える教職員の月平均人数の推移】（単位：人）

	令和元年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	R7とR1の比較
小学校	1,282 (18.1%)	626 (9.2%)	550 (8.1%)	504 (7.4%)	▲778 (▲60.7%)
中学校	1,484 (39.2%)	1,088 (28.7%)	972 (25.7%)	861 (22.5%)	▲623 (▲42.0%)
県立学校	542 (12.4%)	397 (9.0%)	370 (8.4%)	359 (8.3%)	▲183 (▲33.8%)

※各年度における（ ）内は各校種ごとのすべての教職員に対する割合

※R7とR1の比較における（ ）内は、対R1比（%）

② 大学と連携した取組

- ・ 大学生が現職教員と共に授業実践研修に参加する機会の提供
- ・ 大学の教職講座へ県教育委員会事務局職員を講師として派遣

- ・ 教員を志す大学生等を教育アシスタントとして学校現場に受入れ
- ・ 三重大学・皇學館大学の1年次生等の現場体験「プレアシスタント」の支援

③県全体で地域の教育課題に対応するための教育人材を育成するプログラムを構築する取組（文部科学省における補助事業 令和6年度～令和10年度）

＜三重大大学の取組＞

- ・ 県教育委員会、皇學館大学、鈴鹿大学と連携し、「地域共創教員養成プラットフォーム」を設置
- ・ 外国人児童生徒等への日本語指導やへき地・複式学級等の地域課題や特定分野に強み・専門性を有する教員を養成する特別プログラムを構築
- ・ 県内で教員をめざす高校生を対象とした入試「地域教員希望枠」を新設し、合格した学生は特別プログラムを履修
- ・ 特別プログラムは「地域共創教員養成プラットフォーム」の枠組みで運用し、皇學館大学と鈴鹿大学の学生にも参加を呼びかけ

＜県教育委員会の取組＞

- ・ 地域が求める質の高い教員の継続的かつ安定的な養成・確保に向けて、特別プログラムを修了した学生を対象とする教員採用特別選考枠の設置検討

（3）潜在的な教員の掘り起こし

- ・ 退職教員や教員免許状を持ちながら教職に就いていない人を対象とした「みえの未来の先生」相談会の実施や情報発信
- ・ 転職希望者や移住希望者を対象にした教職の魅力発信
- ・ 過去の講師登録者や教員採用試験の不合格者への働きかけ
- ・ 各関係機関との連携や企業への働きかけ
- ・ 教員採用試験と併せた育児休業等代替任期付講師等の選考の実施
- ・ 専門性を有する人への臨時免許状の発行

（4）メンタルヘルス対策の取組

- ・ 不安や悩み、ストレスとこころの健康について正しい認識とセルフケアの重要性を学ぶセルフケア研修や動画配信の実施
- ・ 教員を対象に、臨床心理士による「メンタルヘルスカウンセリング」を実施し、必要に応じて専門医の受診を勧奨
- ・ メンタルヘルス不調となることを未然に防止することを目的に「ストレスチェック」をすべての公立学校で実施
- ・ 職場復帰した教員を対象に、臨床心理士による面談を実施（復職後最長2年間）

3 教員のサポート体制の状況

(1) 専門人材・地域人材の活用

- ・ 国の事業も活用しながら、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員、教頭マネジメント支援員等を配置・派遣
- ・ 特にニーズが高いスクール・サポート・スタッフを全校に配置

【主な専門人材・地域人材の予算状況】

(単位：千円)

	R 6	R 7	R 8	増減	前年比
スクールカウンセラー	364,311	396,548	411,495	+14,947	+3.8%
スクールソーシャルワーカー	113,083	116,496	121,936	+5,440	+4.7%
部活動指導員	82,322	93,360	107,570	+14,210	+15.2%
スクール・サポート・スタッフ	351,281	391,067	411,334	+20,267	+5.2%
教頭マネジメント支援員	23,467	37,511	51,852	+14,341	+38.2%
学校問題解決支援員	5,023	10,146	10,249	+103	+1.0%

(2) 新規採用教員等への支援

- ・ 若手教員が自信を持って子どもたちに向き合えるよう、初任者研修において、テーマに沿った協議の時間や疑問を出し合う交流の時間を設定
- ・ 自らの指導に不安や課題を感じている教員を対象に、研修主事による学校訪問等を通じて、教員としての素養や資質・能力の向上を図るフォローアップ研修の実施
- ・ 学習指導や学級経営に不安や悩みがある若手教員に対して、学習指導、学級経営、生徒指導、児童生徒・保護者対応に関する基本的な知識・技能を学ぶスキルアップ研修の実施
- ・ 若手教員が自ら学べるオンデマンド研修用教材の作成

7 学校における働き方改革の推進について

1 時間外労働時間削減に向けた取組

(1) 現状と課題

学校における働き方改革の推進は、教職員の業務負担の軽減を図り、質の高い授業づくりや子どもたちと向き合う時間を確保しながら、より効果的な教育活動を持続的に行うことを目的としています。なお、教育職員以外の職員（事務職員、学校栄養職員等）については、労働基準法に基づく36協定における時間外労働の限度時間が適用されています。

令和元年12月に給特法が改正され、県および市町教育委員会は、所管する学校の教育職員の時間外労働の上限を月45時間、年360時間とする規則および上限方針を定めるとともに、「三重県教育ビジョン（以下「教育ビジョン」という。）」において「学校における働き方改革」を基本施策として位置づけ、長時間労働の是正に向けた取組を実施してきたところです。

こうした取組の結果、令和7年度における時間外労働が月45時間を超える教職員の月平均人数のすべての教職員に対する割合は、昨年度と比べて全校種で減少しました。

また、新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業等がなく通常の状態であった令和元年度と比較すると、小学校で60.7%減、中学校で42.0%減、県立学校で33.8%減となるなど、これまで継続してきた取組が、着実な成果を挙げているところです。

【時間外労働が月45時間を超える教職員の月平均人数の推移】

	令和元年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	R7とR1の比較
小学校	1,282人 (18.1%)	626人 (9.2%)	550人 (8.1%)	504人 (7.4%)	▲778人 (▲60.7%)
中学校	1,484人 (39.2%)	1,088人 (28.7%)	972人 (25.7%)	861人 (22.5%)	▲623人 (▲42.0%)
県立学校	542人 (12.4%)	397人 (9.0%)	370人 (8.4%)	359人 (8.3%)	▲183人 (▲33.8%)

※ 各年度における（ ）内は各校種ごとのすべての教職員に対する割合

※ R7とR1の比較における（ ）内は、対R1比（%）

【学校における働き方改革の統計データの全国との比較（令和6年度確定値）】

	45時間超の教職員の割合	(参考) 全国平均	月平均時間外在校等時間	(参考) 全国平均
小学校	8.1%	22.2%	21.7時間	31.0時間
中学校	25.7%	39.5%	32.1時間	40.0時間
高等学校	11.6%	27.4%	18.5時間	33.0時間
特別支援学校	0.6%	4.2%	5.6時間	21.0時間

【教職員満足度調査における「総勤務時間」に関する満足度】

総勤務時間に関する満足度 (5点満点)	令和6年度 実績値	令和7年度 実績値 (目標値)
		2.50

※ 「三重県教育ビジョン」 基本施策6 学びを支える教育環境の整備 KPI

しかしながら、時間外労働が規則等で定めた上限を超える教職員は依然として存在しており、その解消は、早急に解決すべき喫緊の課題です。また、教育ビジョンにおける指標「総勤務時間に関する教職員の満足度」についても、令和7年度実績値が2.51となり、目標値2.56を達成できませんでした。そのため、教職員の「働きやすさ」と「働きがい」を両立した持続可能な職場環境の創出に向け、さらなる取組を進めていく必要があります。

こうした中、令和7年6月に給特法が改正され、県並びに市町教育委員会は、服務監督責任を負う教育職員に係る業務量の適切な管理や健康および福祉の確保を図るための実施計画（業務量管理・健康確保措置実施計画。以下「実施計画」という。）の策定および公表、実施計画の実施状況の公表、総合教育会議への報告が義務付けられました（法第8条第1項および第3項）。これを受けて、県教育委員会は「三重県立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を令和8年3月に策定しました。

令和8年度からは、県および市町教育委員会は、策定した実施計画に基づき、地域や学校の実情に応じたPDCAサイクルを確立・推進していきます。

三重の子どもたちの豊かな学びのための持続的でよりよい教育活動につながるよう、県、市町および学校が一体となって、学校における働き方改革の推進に一層取り組んでいく必要があります。

（2）実施計画推進に向けた各主体の役割等

県、市町教育委員会および各学校は、それぞれの役割分担のもと、策定した実施計画に基づき、相互に連携し、主体的な取組を推進します。

① 県教育委員会

県教育委員会は、広域自治体としての役割をふまえ、県全体の状況把握を行うとともに、環境整備等の支援を通じて、各市町教育委員会および各学校における取組を促進し、実施計画の目標達成に向けた連携・支援を行います。

② 市町教育委員会

市町教育委員会は、上限時間の遵守を徹底するとともに、服務監督責任を負う教育職員に係る実施計画に基づく進捗管理を推進します。

③ 学校

各校長は、所管の教育委員会の実施計画に基づき、各学校の課題に応じた具体的な目標を設定し、業務改善に取り組むとともに、進捗管理を行います。

(3) 令和8年度の取組

① 県立学校の教育職員に対する服務監督権者としての取組

「三重県立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画（令和8年3月策定）」に基づき、教育職員の業務量管理と健康確保に向けた取組を推進します。

・ 現状と課題の的確な把握

平均時間外在校等時間は減少傾向にあるものの、一部の教育職員に業務が集中する「量的課題」と、確実な休息の確保や心理的負担の軽減といった「健康確保」、および本県の強みである「働きがい」の維持向上という「質的課題」を課題として整理しています。

・ 基本方針とめざす姿

「業務量の適正な管理」と「心身の健康確保と働きがいの維持・向上」を両輪として一体的に推進し、「働きやすさ」と「働きがい」が両立する持続可能な職場環境の創出をめざします。

・ 実効性のある目標の設定

- 国の指針を念頭に置きつつ、本県の平均時間が国の目標（月平均30時間）を下回る水準まで改善している現状をふまえ、一部の教職員への負担の偏り解消に重点を置いた目標を設定しています。具体的には、令和11年度までに「月80時間を超える教職員をゼロ」、「月平均時間外在校等時間を15.4時間未満」にすること等を掲げています。
- また、「質」に関する目標として、休暇取得や精神的不安に関する満足度の向上、高ストレス者割合の低減、および「仕事のやりがい」の更なる向上を目標として設定しています。

・ 取組の方向性

「業務量管理」については、ICTの活用や校務分掌の見直し、専門人材の配置等による業務の適正化を推進するとともに、部活動指導員の活用など指導体制の充実を図ることで、教職員が本来担うべき業務に専念できる環境を整備します。

「健康確保・働きがい」については、年次有給休暇の取得促進や勤務間インターバルの確保等、休息の確保を徹底するとともに、ストレスチェックの活用や相談体制の充実を図ります。併せて、性別や年齢、ライフステージにかかわらず、一人ひとりがその能力を最大限に発揮し、生き活きと教育活動に専念できる職場づくりを支援することで、教職の専門性に基づいた「働きがい」の向上を図ります。

- **進捗管理**

定期的な勤務実態の把握・分析を行い、実施計画の推進状況について評価・検証を行います。その結果を総合教育会議へ報告し、県全体での連携を図りながら、次年度の改善等につなげます。

② 広域自治体としての取組（環境整備等）

県教育委員会は、広域自治体としての役割をふまえ、県全体の状況把握を行うとともに、統一的な取組の推進や専門人材・地域人材の配置、ICT環境の整備等、各市町教育委員会の取組を支えるための支援等を行います。

- **全公立学校における統一的な取組の推進**

県全体の働き方改革を効果的かつ着実に推進するため、「定時退校日の設定」「部活動休養日の設定」「会議時間の短縮」の3項目を、全ての公立学校における統一的な取組として推進します。

- **専門人材・地域人材の配置支援**

国の事業も活用しつつ、スクール・サポート・スタッフ（SSS）の全公立学校への配置をはじめ、学校現場のニーズが高い専門人材の確保・配置を県全体で推進し、各市町教育委員会の取組を支援します。

- **ICT環境整備と活用推進**

統合型校務支援システムの導入促進や、次期システムの再構築に向けた具体的な検討、効果的なICT活用に関する研修の実施、好事例の共有など、県全体の業務効率化に向けた環境整備を推進します。

- **定期的な勤務状況の把握等**

県全体の取組に係る進捗を一体的に把握・管理するため、定期的な勤務実態の把握・分析を行います。その結果は、市町別に分析してフィードバックするほか、定期的な担当者会議等を開催することで、各実施主体が取組を客観的に評価・改善できるよう支援します。

2 教職員の健康管理について

(1) 現状と課題

本県における教育職員の精神神経系疾患による休職者数の割合は、令和5年度の0.71%（在職者数14,388人のうち102人）に対し、令和6年度は0.74%（在職者数14,333人のうち106人）であり、令和5年度に引き続き全国平均は下回っている状況であるものの、全国状況と同様、増加となりました。

現状として、全国平均は下回っている状況ではあるものの、メンタルヘルス不調により休職する職員が令和2年度以降増加する傾向であるため、メンタルヘルス不調による病気休暇・病気休職者が減少できるよう、予防対策、メンタルヘルス不調者への早期対応、復職支援および再発防止の各段階での取組を推進しているところです。

三重県および全国の教育職員在職者に対する精神神経系疾患休職者の割合（単位：％）

	H29 年度	H30 年度	R元 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
三重県	0.65	0.58	0.59	0.48	0.56	0.66	0.71	0.74
全 国	0.55	0.57	0.59	0.57	0.64	0.71	0.77	0.77

(2) 今後の取組

教職員のメンタルヘルス不調による病気休暇・病気休職者が減少できるよう、引き続き、以下の取組を進めてまいります。

① 予防対策

(ア) 各種研修

こころの健康の保持増進については、不安や悩み、ストレスとこころの健康について正しい認識とセルフケアの重要性を学ぶセルフケア研修として、初任者研修およびメンタルヘルスセミナーを実施します。また、管理職員が、所属する職員の抱えるストレスに気づき対処する方法を身につけるラインケア研修を新任校長および新任教頭を対象として実施します。異動して一年目（新規採用者を含む）の教職員に対しては、職員同士がつながりや悩みを共有できる機会や産業医との面談の場を設けるよう取り組み、メンタルヘルス不調の予防に努めます。

(イ) ストレスチェック

教職員のストレスへの気づきや職場環境の改善を通じて、メンタルヘルス不調となることを未然に防止することを目的に「ストレスチェック」をすべての公立学校で実施します。「ストレスチェック」の結果を活用し、セルフケアや職場環境の改善につなげ、働きやすい職場づくりを進めます。

②メンタルヘルス不調者への早期対応

メンタルヘルス不調への早期の気づきと対応については、教職員を対象にした臨床心理士による「メンタルヘルスカウンセリング」や、管理職員がメンタルヘルス不調者の早期対応や職場復帰に際し、個別の支援や職場の支援について専門医に相談する「メンタルヘルスカンファレンス」を実施します。

また、利用できる事業や制度などを管理職が相談できる「メンタルヘルスコンシェルジュ」事業を実施します。

③復職支援および再発防止

療養していた教職員が復帰する際には、職場の雰囲気や業務に慣れるため、一人ひとりの状況に応じた復帰訓練を実施し、復職後、最大2年間、臨床心理士による面談を実施するなど、再発防止を図っていきます。

8 不祥事根絶に向けた対応策について

1 現状と課題

(1) 現状

教職員一人ひとりが自己の使命と職責の重大さを認識し、信頼される学校・教職員であり続けるために、令和3年3月に策定した「不祥事根絶に向けた対応策について」に基づき、県立学校長会等あらゆる機会をとらえて、不祥事の根絶に向けて県をあげて全力で取り組んでいるところです。

そのような中、令和7年度においても、懲戒処分事案が発生しており、児童生徒や保護者をはじめとする県民の信頼を大きく損なう深刻な状況となっております。

【懲戒処分件数の推移】

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
免職	1	4	3	2	2	5	3
停職	1	1	2	1	4	0	3
減給	2	3	2	4	5	8	1
戒告	1	0	0	2	0	0	1
計	5	8	7	9	11	13	8

(2) 令和7年度 of 取組状況

令和3年度から県教育委員会に設置した「コンプライアンス推進委員会」を年3回開催し、児童生徒や保護者をはじめとする県民の信頼を回復できるよう、各県立学校における不祥事根絶に向けた取組を支援しています。また、各市町教育委員会に対して、県立学校での取組を参考に情報提供し、不祥事根絶に向けた取組を主体的に進めるよう働きかけています。

令和7年度は、以下①から⑩の取組を行いました。

①教職員向けコンプライアンス・ハンドブックの改訂

令和3年9月、サービスの基本事項、不祥事発生に係る原因・背景や対応策をとりまとめた「教職員向けコンプライアンス・ハンドブック」を作成しました。令和7年5月、ハンドブックを改訂しました。具体的には、新たな研修資料を追加するとともに、前回策定時以降に発出した教職員等による児童生徒性暴力等や不適切な言動の標準例を追加した「懲戒処分の指針」等を掲載しました。

②教職員向けコンプライアンス・ハンドブックの活用

各県立学校で少なくとも年1回実施されるコンプライアンス・ミーティング等において、学校の実情に応じてハンドブックを活用することにより、各学校が主体的に不祥事根絶に向けて取り組むとともに、教職員一人ひとりが不祥事を自分事としてとらえることにより、コンプライアンス意識の感度を高めました。

③教職員による児童生徒性暴力等の早期発見・対応

教職員による児童生徒性暴力等を早期に発見し、早期に対応するために、「わいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントに関するアンケート調査」を、県立高等学校、特別支援学校高等部・中学部および公立中学校・義務教育学校後期課程の生徒を対象に実施しました。回答内容をふまえて教職員が自らの言動を振り返り、生徒との関わり方を見直す機会を設け、教職員による児童生徒性暴力等の根絶を図りました。

また、名古屋市等の教員による盗撮事案の被害者に小学生が含まれていたことから、県立特別支援学校小学部および公立小学校の5、6年生の児童を対象とした「教職員によるわいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントに関するアンケート調査」を試行実施しました。

④盗撮防止に向けた対策

名古屋市等の教員が児童生徒等を盗撮し逮捕された事案を受け、県教育委員会内において、令和7年9月2日に「盗撮防止に向けた対策」をとりまとめました。

「盗撮防止に向けた対策」

- 1 教職員による児童生徒の撮影等に係る取扱い
 - ・ 教職員が児童生徒を撮影する際に使用する端末、撮影データの取扱いの徹底
- 2 盗撮防止に向けた日常的な環境整備、点検
 - ・ 日常的に更衣室やトイレ等にカメラ等が設置できないよう環境整備の徹底
 - ・ 更衣室等の点検を学期に1回、年間3回重点的に実施（2学期は、9月16日までに全県立学校で実施済）
- 3 コンプライアンス・ミーティングの実施
 - ・ 盗撮に係るコンプライアンス・ミーティングの実施（12月までに全県立学校で実施済）
- 4 盗撮等の事案に対する校内体制の整備
 - ・ 児童生徒が盗撮等の被害を受けた場合に、迅速かつ組織的に対応できる校内体制の整備（9月中に整備済）
- 5 性暴力の未然防止に向けた教育の充実
 - ・ 「生命（いのち）の安全教育」の推進
 - ・ 「情報モラル教育」の充実

⑤学校におけるハラスメント研修動画の作成・活用

令和5年度、ハラスメントへの理解を深め、ハラスメントを起こさないことで、児童生徒性暴力等や体罰・不適切な言動を未然に防ぐことをねらいとした研修動画を、令和6年度は、どのような行為が体罰・不適切な言動にあたり、児童生徒にどのような影響を与えるのかについて理解を深めることにより、体罰・不適切な言動の根絶をねらいとした研修動画をそれぞれ作成しました。

令和7年度は、児童生徒性暴力等の定義をふまえたうえで、どのような行為や発言が児童生徒性暴力等に当たるのか、また、それらが児童生徒にどのような影響を与えるのかについて理解を深めることをねらいとした研修動画を作成しました。すべての教職員が研修動画を視聴することにより、ハラスメントに対する認識や感度の向上を図り、児童生徒性暴力等の根絶に取り組みました。

⑥体罰の根絶に向けた取組

教職員の体罰については、学期に1回程度、児童生徒に対して、体罰に係るアンケートおよび面談等を実施し、体罰の実態の的確な把握に努め、未然防止に取り組みました。

⑦教職員による児童生徒への性暴力に関するSNSを活用した相談窓口の整備

教職員による児童生徒性暴力等により一層相談しやすい体制をつくるため、令和6年4月に県教育委員会内へ開設した「教職員による児童生徒への性暴力に関する電話相談」窓口に加え、令和8年4月から、中高生を対象に、SNSを活用した相談窓口を整備しました。

⑧「信頼される学校であるための行動計画」に基づく取組

県立学校では、各学校に設置した「学校信頼向上委員会」において、管理職と教職員が、児童生徒との関わり方や教職員同士の関係性等を議論し、学校として取り組む事項を検討しました。検討した事項を各学校の「信頼される学校であるための行動計画」に記載し、校長のリーダーシップのもと取り組みました。

県教育委員会は、県立学校長の期首面談等を通じて、計画内容や進捗状況を確認し、状況に応じて指導、助言を行いました。

⑨初任者研修および年次別研修の実施

令和元年度から、年度当初の初任者研修、教職6年次研修および中堅教諭等資質向上研修におけるコンプライアンスに関する研修の中で、初任者に対しては、教職員になるにあたっての決意や心構えについて、年次別研修受講者に対しては、信頼される教職員であるために取り組んでいくことについて、レポートを提出させています。

提出されたレポートを、初任者が教職6年次研修を受講する際等、それぞれの教職員が5年後に受講する年次別研修で返却し、受講者がその当時記載した内容を振り返り、改めて教職員としてのあり方等を見直す機会を設けました。

⑩講師等研修の実施

年度当初に非常勤講師を含む講師全員に、「講師等研修ノート」を配布し、児童生徒および保護者からの信頼に応えられる教育活動を行うことができるよう、教職員としての心構えや児童生徒との関わり方等について、校長が研修を行いました。加えて、常勤講師等のうち受講を希望する者に対して、総合教育センター主催の「常勤講師等研修」において、サービスやコンプライアンスに関する研修を行いました。

(3) 課題

不祥事根絶に向けて取り組んでいる中、令和7年度においても懲戒処分事案が8件（うち3件は免職、3件は停職）発生しています。今後とも、教職員一人ひとりが、この危機的な現状を自分事として受け止め、改めて教職員としての誇りと高い倫理観を持ち、コンプライアンス意識の感度を高めるとともに、同僚の気がかりな行為に対して互いに指摘し合える環境づくりに粘り強く取り組んでいく必要があります。

2 令和8年度の取組

【継続する取組】

- ②教職員向けコンプライアンス・ハンドブックの活用
- ③教職員による児童生徒性暴力等の早期発見・対応
- ④盗撮防止に向けた対策
- ⑤学校におけるハラスメント研修動画の作成・活用
- ⑥体罰の根絶に向けた取組
- ⑧「信頼される学校であるための行動計画」に基づく取組
- ⑨初任者研修および年次別研修の実施
- ⑩講師等研修の実施

【新たな取組】

○新たなコンプライアンス・ミーティング研修資料の作成

コンプライアンス・ハンドブックに加え、新たなコンプライアンス・ミーティング研修資料を作成します。作成した研修資料を活用し、コンプライアンス・ミーティングに取り組むことにより、教職員による不祥事の根絶を図ります。

○公立小学校、特別支援学校小学部の児童を対象とした「わいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントに関するアンケート調査」

令和8年度も引き続き、「わいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントに関するアンケート調査」を、県立高等学校、特別支援学校高等部・中学部および公立中学校・義務教育学校後期課程の生徒を対象に実施します。加えて、令和7年度に試行実施したアンケート調査の結果をふまえ、公立小学校、特別支援学校小学部の5・6年生に対してもアンケート調査を実施する予定です。

○盗撮防止に向けた防犯カメラの設置の検討

盗撮防止に向けた対策の一つとして、防犯カメラの設置を検討しているところです。防犯カメラの設置については、各学校の実情をふまえたうえで、他府県の設置に向けた検討状況、各学校における女子更衣室の整備状況、国等における議論の推移をも考慮しながら、モデル校への試行的な設置等、慎重に検討を続けます。

○学校におけるハラスメント研修動画の作成・活用

令和8年度は、ハラスメントの防止等に関する基本方針に基づき、教職員間においてどのような言動がパワー・ハラスメントに当たるのか、また、それらが職場環境にどのような影響を与えるのかについて理解を深めることにより、お互いの人格を尊重し、働きやすい職場づくりをねらいとしたパワー・ハラスメントに係る研修動画を作成する予定です。

○新しい指導のあり方の検討

教育は詰め込むものではなく、児童生徒の成長の可能性を引き出すものであり、「信頼関係を築く」「児童生徒の可能性を信じる」「最大の支援者であろうとする」などのコーチングの視点が重要視されています。しかしながら、教科指導や部活動指導において、依然として教員の経験則に頼った指導が行われていることから、不適切な指導につながるケースが散見されます。

社会が変容し、児童生徒を取り巻く環境が変化する中、教員も指導のあり方をアップデートしていく必要があります。こうしたことから、教科指導、部活動指導、生徒指導、進路指導、人権教育、特別支援教育等において、児童生徒の成長の可能性を引き出すためには、どのような考え方のもと、どのような指導を実践していくべきか、新しい指導モデルをまとめた冊子を作成する予定です。

9 小中学校教育について

1 ICT教育の推進

Society 5.0時代を生きる子どもたちにとって、1人1台端末をはじめとする学校のICT環境は、必要不可欠な学習基盤です。1人1台端末の効果的な利活用を進め、学習の基盤となる資質・能力の一つである情報活用能力の育成を図るため、三重県教育委員会教育長および三重県内の各市町の教育長で構成される三重県GIGAスクール構想推進協議会を設置し、以下の取組を進めます。

- (1) 令和6年度から始まった1人1台端末の更新について、三重県公立学校情報機器整備基金を活用し、市町への補助を行います。また、共同調達会議（三重県GIGAスクール構想推進協議会）を開催し、端末の仕様や効果的な利活用等について協議していきます。
- (2) ICT教育のさらなる推進に向け、1人1台端末の利活用事例集の追加更新や、小中学校等の教員を対象とした授業改善講座の実施、ICT端末等の利活用推進に課題を抱える市町に対して、課題解決に向けた具体的な対応策の提示や研修会およびICT教育実践交流会等を実施します。
- (3) 1人1台端末の利活用の促進に向けて、アドバイザーを市町教育委員会や小中学校等に派遣します。
- (4) 次世代型校務支援システム導入に向けて、市町訪問等を通じた現場ニーズ等の詳細把握を行うとともに、ICT情報担当者会を開催し、三重県における次世代型校務支援システムのあり方についての協議や、国や県立学校、県内外の自治体の運用状況等についての情報提供を行います。また、共同調達・共同利用に向けた長期的な計画の立案および市町情報担当者との協議を重ね、長期的なロードマップを策定します。

2 道徳教育の充実

子どもたちの自己肯定感を涵養し、生命倫理や規範意識、人間関係の形成につながる道徳教育の充実を図るため、以下の取組を進めます。

- (1) 道徳教育推進教師や各市町道徳教育担当指導主事を対象とした道徳教育推進会議等を開催し、研修や情報交換および協議を行うとともに、道徳教育アドバイザー（3名）を学校へ派遣し、効果的な指導方法等について指導助言を行い、道徳科の授業の充実を図ります。また、好事例の学習指導案を、県教育委員会のWebサイトやクラウド上に掲載します。
- (2) 道徳教育実践推進地域に指定した2市の取組を支援し、公開授業等により、その取組の成果を普及します。（実践推進地域：四日市市、名張市）

3 英語教育の推進

言語活動の充実した外国語活動・外国語科の授業等で、児童生徒が英語を使って自分の思いや考えを伝えあう力を高めるため、以下の取組を進めます。

- (1) 学習指導要領に沿った授業改善を進めるため、教員の指導力向上を目的とした研修会や実践例の情報発信等を行います。県内の英語教育の課題をテーマに掲げ、教科調査官等を講師とする研修を実施します。また、英語教育に係る実践好事例等の情報を伝えるため、県内国公立小中学校等を対象に、英語通信を定期的に発信します。
- (2) 150周年を迎える三重県の50年後の未来をどうしていきたいかをテーマに、中学生が郷土三重についての学習を深め、英語でその魅力を発信できる力を育成するワン・ペーパー・コンテストを実施します。また、コンテスト上位者を対象に、プレゼンテーションコンテストを実施し、各校での実践に資するよう研修会でコンテストの内容を共有するなど、「書くこと」「話すこと」の技能統合型の言語活動の推進に努めます。
- (3) 県内公立中学校において、同年代の外国人生徒とオンラインを活用して交流する事業を通じて、国際的視野を広げるとともに、外国語に関する関心を高めるための授業改善およびICTの効果的な活用法を県内に横展開します。

4 郷土・キャリア教育の推進

少子高齢化や人口流出などの地域の課題がある中で、自分たちが住む地域および郷土三重の未来を創造する人材の育成が求められています。他者と協働し、地域の住民や企業と関わりながら、地域の課題に対して解決策を考えるとともに、自分の生き方や進路について主体的に考える機会をつくることで郷土三重を担う人材の育成を図るため、以下の取組を進めます。

- (1) 県内の小中学校等における郷土教育・キャリア教育の推進に向け、3市の小中学校を実践校に指定し、関係市教育委員会と連携して、実践校における取組に必要な助言や情報提供を行います。(実践推進地域：川越町、津市、松阪市)
- (2) 県内の小中学校等や市町教育委員会に実践内容の普及を図るため、オンライン実践交流会を開催します。また、実践校がまとめた報告書を配付したり、県教育委員会のホームページに公開したりするなど、実践やその成果を県内の小中学校等や市町教育委員会に横展開します。
- (3) 三重県政策企画部が作成した「三重県誕生150周年記念映像」を各学校に共有し、事業対象の3校以外にも総合学習等での積極的な活用を促進します。

5 みえ四葉ヶ咲中学校について

さまざまな理由により義務教育を修了していない人、または、十分に受けられなかった人等に義務教育の内容を学ぶ機会を提供するため、令和7年4月に夜間中学である「県立みえ四葉ヶ咲中学校」を開校しました。

また、同校には不登校の現役の中学生を対象とした「学びの多様化学校コース」も併設しています。

(1) 教育課程および学習内容等

一人ひとりの学びの習熟や目的に応じて、自由進度学習を取り入れた、個に合わせた授業を行います。

また、教科等統合型の探究的な学習である「ワールドスタディタイム」や「よつばタイム」等の教科を新設します。

(2) みえ夜間中学体験教室

さまざまな事情により、中学校へ十分に通うことができなかった方に夜間中学を体験する機会を設け、義務教育の内容を学ぶ機会を提供するとともに、夜間中学への理解を深めていただくことを目的として、令和8年度も夜間中学体験教室を実施します。

【開催期間】 令和8年5月20日（水）～令和9年2月24日（水）

全24回（1回の校外学習を含む）

【会 場】 県立北星高等学校

10 確かな学力の育成について

I 学力の育成

確かな学力の育成は、子どもたちの自己肯定感やチャレンジする力を高め、将来の自己実現を支えるための重要な柱の1つです。すべての子どもたちが、持てる力を十分に発揮し、意欲的に学ぶことができるよう、子どもたちが「できた」、「分かった」という実感が得られる授業改善や、子どもたちが主体的・自律的に学ぶ力を伸ばす取組を進めます。

1 令和7年度全国学力・学習状況調査結果

- ・教科に関する調査において、すべての教科で全国平均を下回りました。
- ・「普段の生活の中で、幸せな気持ちになることがある」と回答した割合が年々上昇しています。
- ・「自分には、よいところがある」と回答した割合が年々上昇しており、自己肯定感が高まっています。また、「先生は、あなたのよいところを認めてくれている」と回答した割合も年々上昇し、全国平均より高い状況です。
- ・小中学生とも、「平日の学習時間」「休日の学習時間」において1時間以上と回答する割合が年々低くなり、全国平均より低い状況が続いています。

【参考】

＜全国学力・学習状況調査児童生徒質問調査結果＞

() の数値は、全国との差を示します。

①自己肯定感等

普段の生活の中で、幸せな気持ちになることがある（肯定的な回答）

	R4	R5	R6	R7
小学生	—	90.1(-0.9)	92.1(+0.4)	93.1(+0.1)
中学生	—	87.9(+1.1)	90.6(+0.8)	91.9(+0.3)

自分には、よいところがある（肯定的な回答）

	R4	R5	R6	R7
小学生	77.9(-1.4)	81.9(-1.6)	82.4(-1.7)	85.1(-1.8)
中学生	79.7(+1.2)	80.9(+0.9)	83.8(+0.5)	86.8(+0.6)

先生は、あなたのよいところを認めてくれている（肯定的な回答）

	R4	R5	R6	R7
小学生	87.0(-0.1)	89.8(0.0)	90.6(+0.7)	92.5(+0.3)
中学生	88.7(+2.1)	89.2(+1.9)	91.4(+1.0)	92.7(+0.5)

②学習習慣

平日の学習時間（1時間以上）

	R4	R5	R6	R7
小学生	56.5(-2.9)	54.0(-3.1)	50.6(-4.0)	50.3(-3.7)
中学生	68.5(-1.0)	64.9(-0.9)	63.2(-1.1)	60.5(-1.1)

休日の学習時間（1時間以上）

	R4	R5	R6	R7
小学生	48.2(-7.9)	44.7(-7.8)	40.4(-8.2)	38.0(-9.1)
中学生	64.7(-6.1)	59.6(-5.7)	55.6(-7.4)	49.8(-8.1)

2 令和8年度の取組

(1) 若手教員等の授業力向上の取組

- ・学力向上に向け、若手教員の授業力の一層の向上を図るため、授業力向上アドバイザーをモデル校に派遣し、若手教員への指導・助言を行うとともに、複数校の若手教員が学校の枠を越えて学び合う研修会を実施します。
- ・新たに、授業力向上アドバイザーを講師とし、県内全体の若手教員等を対象に、授業づくりを中心とした研修会を開催します。

※令和8年度モデル校8市町 33校（桑名市、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、伊勢市、伊賀市、名張市）

(2) 学習習慣の確立に向けた取組

- ・子ども自身が時間の使い方や学習の計画・進め方を工夫しながら取り組めるよう、令和7年度から重点事業として、自己マネジメント力を育み、子どもたちが主体的・自律的に学ぶ力を伸ばす取組を進めています。
- ・令和7年度は、モデル校2校を指定して取組を進めました。令和8年度は、より多くの学校で取組が進むよう、希望する県内小中学校等に有識者を派遣し、学校や地域の実情に応じた講演会や研修会を開催します。

(3) 効果的な少人数指導の推進

- ・国語および算数・数学の効果的な少人数指導を推進するため、推進校を78校指定し、学力向上アドバイザー等による指導・助言を通じて指導体制や指導方法を工夫する授業実践の取組の活性化を図ります。

(4) 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて

① みえスタディ・チェック

みえスタディ・チェックは、児童生徒の学習内容の定着状況を把握し、その結果を学校全体で分析し、年間を通じた組織的な授業改善や児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導に活かすことを目的として、小4・5、中1・2を対象に、年2回実施しています。

＜みえスタディ・チェック実施時期、実施学年、実施教科＞

	第1回	第2回
学年	小学校第4、5学年 中学校第1、2学年	小学校第5学年 中学校第2学年
人数	各学年15,000人×4学年	各学年15,000人×2学年
実施期間	4～5月	1～2月
時間	小学校1教科25分または45分 中学校1教科50分	小学校1教科45分 中学校1教科50分
教科	国語、算数・数学、理科 *理科は、小学校第4学年は実施なし	国語、算数・数学 *理科は、3年に1回程度実施
質問調査	学習や生活等に関する質問 *令和4年度から実施(CBT)	_____

② 全国学力・学習状況調査

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てます。さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立します。

II 少人数教育

1 令和7年度の取組と課題

(1) 少人数学級の取組

- ・国の学級編制標準において、小学校1～6年生35人学級、中学校全学年40人学級とされている中、令和7年度は県独自での小学校1・2年生30人学級(下限25人)に加え、国に先駆けて中学校1年生での35人学級(下限撤廃)、中学校2年生での35人学級(下限25人)を実施しました。令和7年5月1日現在、小学校1年生では92.2%、2年生では91.4%の学級が30人以下となり、中学校2年生では94.0%の学級が35人以下となりました。
- ・少人数学級を実施している学校においては、毎年、指導上の効果や児童生徒の変容、保護者の反応などを確認しています。令和7年度においては、授業につまずく児童生徒の減少、授業中の集中力の増加、話し合い活動の充実、落ち着いた学校生活の実現などが報告されており、保護者の安心感や信頼感の向上にもつながっています。引き続き、少人数学級を実施し、基本的な生活習慣の定着と学力の向上を図り、安全で安心に学べる環境を確保することが必要です。

(2) 少人数指導の取組

- ・平成28年度から、少人数指導のより効果的な指導方法を検証するため、国語、算数・数学、理科を対象に、習熟度別指導やティーム・ティーチング(以下「TT」という。)といった指導形態をあらかじめ設定した少人数指導推進校を指定し、実践的な研究を進めてきました。

- ・令和7年度は推進校を64校指定し、学力向上アドバイザー等による指導・助言を行うとともに、推進校を14グループに分け、グループ別での提案授業や交流会を行いました。
- ・全国学力・学習状況調査の令和6年度と7年度の結果を全国平均との差で比べると、小学校における算数の習熟度別において、少人数指導を1年間実施した推進校は、推進校以外の学校より改善が見られました。
- ・みえスタディ・チェックの令和7年度第1回と第2回の平均正答率の改善状況を県全体と比べると、小学校における国語のTT、算数の習熟度別、中学校における数学の習熟度別において、推進校は県全体を上回りました。

2 令和8年度 of 取組

(1) 少人数学級の取組

- ・令和8年度は、国の学級編制標準の計画的な引き下げにより、中学校1年生35人学級とされる中、本県では、児童生徒一人ひとりの状況に応じ、きめ細かく行き届いた支援を行うため、これまでの県独自の小学校1・2年生30人学級(下限25人)に加え、国に先駆けて中学校2年生での35人学級(下限撤廃)、3年生での35人学級(下限25人)を実施します。

(2) 少人数指導の取組

- ・効果的な少人数指導を推進するため、令和8年度は推進校を78校指定し、学力向上アドバイザー等が推進校を計画的に訪問し、指導・助言を行います。加えて、効果がみられた実践例について、研修会等を通じて普及に取り組みます。また、算数・数学の少人数指導推進校においては、引き続き総授業時数の70%以上で習熟度別指導を実施します。

1 1 高校教育について

1 高等学校の特色化・魅力化に係る取組

令和8年度以降の就学支援金制度の拡充（いわゆる「高校無償化」）により、県立高校への影響が出ている中、県立高校の教育内容の充実を図ることは喫緊の課題です。国の事業等も活用しながら、県立高校の特色化・魅力化に係る取組を進めます。

【国事業】

（1）産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業

2040年の労働力需給ギャップの拡大や産業構造の変化といった社会課題に対応し、新時代を担う人材を育成するため、国の高等学校教育改革促進基金積立金（令和8年度からの3年間で1都道府県あたり最大62億円）を活用し、①専門高校の機能強化・高度化 ②普通科の特色化・魅力化、③多様な学びの確保という3つの分類において改革を先導する取組を行う拠点校を支援します。

（詳細は12 ネクストハイスクール構想に係る取組について）

【県事業】

（学校を指定して実施する取組）

（1）遠隔授業配信システムの整備（R8重点）

学校の場所や規模にかかわらず、すべての高校生が多様な学びを選択し、希望する進路を実現できるようにする必要があります。そのため、地域にある唯一の高校や小規模校等を対象に、遠隔授業配信センターから多様で専門性の高い教科・科目の授業を配信します。

- ・遠隔授業配信センターは、令和7年度に総合教育センター内に整備しました。
- ・令和8年度は、大学進学や資格取得に向けた講座を試験的に配信するとともに、令和9年度からの本格配信に向けて、受信側の高校との調整や準備を進めます。
- ・令和9年度からは、遠隔授業配信センターを津高校の分教室と位置づけ、専門の教員を配置し単位認定を伴う授業を配信します。

〔受信校：桑名北高校、久居高校、志摩高校、尾鷲高校（他は調整中）〕

（2）生徒の多様な学びをサポートする「みえ版フレキシブル高校」（R8重点）

近年、不登校経験など多様な背景を持つ生徒が増加し、学びのニーズも多様化しています。定時制・通信制高校への入学者の増加はその一例ですが、こうしたニーズは全日制高校の生徒にも存在しています。そのため、生徒の多様な学習ニーズに対応し、質の高い学びを提供できるよう、柔軟な単位認定システムや教育プログラムを研究開発し、令和9年4月の運用をめざして準備を進めます。

- ・「みえ版フレキシブル高校」とは、全日制・定時制・通信制のそれぞれの長所を組み合わせた新しいタイプの全日制高校です。
- ・連携する他の通信制高校や定時制高校の授業を受け、そこで修得した単位を卒業単位に加えることができます。
- ・生徒は、自分の体調や生活リズムに合わせて、登校する曜日や登校時間を自分で設定することができます。
- ・パイロット校および連携校は以下のとおりです。パイロット校の入学定員の一部に「フレキシブルコース」を設けて令和9年4月から運用を開始します。

通学区域	パイロット校	連携校（課程）
北部	桑名北高校	北星高校（通信制）
中部	久居高校	松阪高校（通信制）、みえ夢学園高校（定時制）
南部	尾鷲高校	松阪高校（通信制）、尾鷲高校（定時制）

（3）普通科高校の特色化・魅力化（R8重点）

県内の大学や地域企業と連携し、生徒の主体的な学びを深める探究学習プログラムを開発・実施します。県全体で探究学習を高度化することで、生徒一人ひとりの多様な可能性を伸ばさせる教育モデルの確立をめざします。

〔モデル校：津東高校、宇治山田高校〕

（県主体の県立学校で学ぶ生徒を対象とした取組）

県立高校の生徒は、在籍する学校にかかわらず、自分の興味・関心に応じて学校の枠を超えて多様な学びを体験することができます。

（1）ベトナム研修（生徒20名を募集）（R8重点）

郷土への誇りをもち異なる文化や価値観を持つ人々と協働するグローバルリーダーを育成するため、高校生が外国人労働者を雇用している県内企業や海外事業所、国際協力機関などを訪問し意見交換をしたり、海外の教育機関等において本県の魅力発信に取り組みます。

〔主な訪問先：住友電装㈱、三重金属工業㈱、ジェトロハノイ事務所、現地高校〕

（2）みえや世界で活躍する理系女子育成支援（生徒のべ200名を募集）（R8重点）

女子生徒が理数分野への興味を深め、自らの可能性を広げられるような環境を整えることが必要です。そのため、女子中高生を主な対象とし、県内外の大学・研究機関への訪問や女性研究者・技術者との座談会を実施します。小学生の時期から科学への興味・関心を高めるため、女子生徒による小学生向けの科学体験講座を実施します。

2 新たな価値を創り出す力の育成

(1) 探究的な学びの推進

「総合的な探究の時間」や「課題研究」を中心に、生徒自身が興味・関心のある事柄について自ら課題を設定し、その課題を解決するために情報を収集・分析したり意見を交換したりしながら、自分なりの答えを導き出す探究的な学習活動を推進します。

- ・文部科学省からSSH（スーパーサイエンスハイスクール）の指定を受けた6校において、課題研究を中心とした先進的な理数系教育に取り組みます。
- ・文部科学省からDXハイスクール（高等学校DX加速化推進事業）の指定を受けた18校において、情報、理数教育を重視するカリキュラムの開発やICTを活用した探究的・文理横断的な学びの充実に取り組みます。
- ・農林水産部等の他部局と連携し、地域産業を題材にした地域の課題解決に向けた学習に取り組みます。
- ・三重県誕生150周年を契機に、三重に対する理解を深め、愛着と誇りをもって地域社会に貢献しようとする人材を育成するため、有識者や県内企業等と連携し、三重の歴史や現状を学び、未来について考察する探究的な学習に取り組みます。（R8重点）

(2) ICTを活用した教育の推進

各学校では、1人1台端末を活用し、一人ひとりの興味・関心や自らのペースで理解度に応じた学びや探究学習等における協働的な学びを進めており、これにより学校と家庭の学習が切れ目なくつながり、主体的に学びを深める習慣が育まれています。

- ・生徒の学びの機会を保障するため、不登校や病気療養中等の生徒（43校257名）に対してICTを活用した遠隔での授業配信を行いました。新たにサポートスタッフを配置し、学校と連携のうね円滑な授業配信と生徒の状況に応じた学習支援に取り組みます。
- ・学校の場所や規模にかかわらず、すべての高校生が多様な学びを選択し、希望する進路を実現できるようにする必要があります。そのため、地域にある唯一の高校や小規模校等を対象に、遠隔授業配信センターから多様で専門性の高い教科・科目の授業を配信します。**再掲**

3 グローカル教育の推進

グローバル社会において、特に求められる資質・能力（異なる文化・伝統に立脚する人々と共生できる能力や態度、価値を見つけ生み出す感性と力、探究心等）を身につけ、国際舞台で活躍できる人材やグローバルな視点を持って地域社会の活性化を担う人材の育成をめざします。

- ・海外留学や姉妹校提携による学校間交流等をとおして生徒の国際的視野を広げるとともに、留学に関する情報提供や支援を行い、高校生の留学への意欲・関心を高めます。
- ・高校生を対象に「英語セミナー」を開催し、英語によるディスカッションやディベート等を行う機会を創出します。
- ・郷土への誇りをもち異なる文化や価値観を持つ人々と協働するグローバルリーダーを育成するため、高校生が外国人労働者を雇用している県内企業や海外事業所、国際協力機関などを訪問し意見交換をしたり、海外の教育機関等において本県の魅力発信に取り組みます。（ベトナム研修）**再掲**

4 キャリア教育の推進

生徒が自らの自己肯定感を高め、将来の夢や目標に向け主体的に学びに取り組み、社会で活躍できるよう、各学校において策定した計画に基づいて、入学時からの教育活動全体をとおした、組織的・系統的なキャリア教育を推進します。

(1) 進学予定高校生への県内企業理解の促進（R8重点）

県立高校卒業者の約5割が大学・短大へ進学し、うち約7割が県外大学に進学している一方で、県外大学への進学者のUターン就職率は約3割にとどまっている現状があり、高校時代に県内企業を知る機会を創出する必要があります。

- ・進学希望者が多い普通科高校において、生徒が地元企業の魅力に目を向け、地域での活躍を視野に入れたキャリア形成を促すため、学校と県内企業をつなぐコーディネーターやNPO法人等を活用した企業展や企業訪問を実施します。また、地元企業が学校の探究学習等を支援する協力体制の構築を図ります。

(2) みえや世界で活躍する理系女子育成支援 **再掲**

女子中高生を主な対象とし、県内外の大学・研究機関への訪問や女性研究者・技術者との座談会を実施します。小学生の時期から科学への興味・関心を高めるため、女子生徒による小学生向けの科学体験講座を実施します。

(3) すべての生徒の就労実現に向けた支援の充実

生徒が、多様な選択肢の中から進路を決定する力や、人間関係を築く力を身につけられるよう、関係機関等の協力を得ながら取組を進めます。

- ・興味・関心のある職種・業種や地域の企業について詳しく調べたり、自宅で家族との進路相談の際に活用したりすることができる「職業ポータルサイト」の情報の更新・充実を図ります。
- ・就労に係る専門的な経験を持つ支援員（就職実現コーディネーター）を、生徒の進路決定や卒業生の職場定着に課題を抱える普通科、総合学科の高校を中心に配置し、障がいのある生徒や外国人生徒を含めた就職を希望するすべての生徒の就職実現につなげます。

- ・他者との関わり方等の面から支援が必要な生徒に対して、入学後の早い段階から、福祉や就労の関係機関と連携した職場実習やソーシャルスキルトレーニング等を行います。
- ・外国人生徒が、日本での働き方や上級学校への進学について理解を深め、将来の生活を見通して進路を選択できるよう、進学・就職に関する説明会を実施します。

5 主権者教育等、主体的に社会を形成していく力の育成

各学校では、公民科や家庭科を中心に、授業や特別活動の時間を活用しながら、主権者教育や消費者教育、金融経済教育等を体系的に推進します。

- ・高校生が主権者として社会に参画する力を育むため、各学校において取り組む実践的な学習を支援し、好事例の横展開を図るとともに、校内外における生徒の自主的な活動の充実に取り組みます。
- ・高校生が平和な社会の形成者として主体的に行動する力を育むため、地理歴史科や公民科等の授業において、戦争に至る歴史的経緯や平和主義、国際社会における日本の役割などについての学習に取り組みます。
- ・消費者教育、金融経済教育、法教育では、関係機関と連携し外部講師による出前授業や国の機関と連携した模擬裁判員裁判の体験等、実践的な学習を推進します。

6 三重県立高等学校入学者選抜

これまで、中学校や高校の学校関係者、保護者の皆様、有識者等から幅広く意見を伺い、その都度、入試制度の改革に取り組んできました。近年の主な改善事項は以下のとおりです。

(1) 入学者選抜のデジタル化

- ・Web出願システムの導入（令和4年度～）
志願者の出願、受検手数料の納付、中学校からの調査書等の提出、高等学校における受検票の発行等の出願手続きのデジタル化を行いました。
- ・デジタル採点を全校で実施（令和6年度～）
前期選抜および後期選抜で学力検査を実施する高等学校においては、県教育委員会が作成した学力検査の採点について、デジタル採点方式にて採点を行うことで業務の効率化を図っています。

(2) 調査書記載項目の変更（令和8年度～）

令和6年度、入学者選抜制度検証会（全3回）において協議し、今年度より、調査書記載項目から「出欠・健康の記録」を削除した新しい調査書様式を使用します。

1 2 ネクストハイスクール構想に係る取組について

1 背景

(1) 社会状況の大きな変化（「2040年問題」）

○国は、産業構造や社会システムの変化に伴う労働力需給のギャップにより、2040年頃には地域の経済社会を支えるエッセンシャルワーカーが450万人、数理・デジタル等の理系専門人材が330万人不足することに強い危機感を持ち、産業イノベーションを担う人材の育成を重要課題と位置付けています。

○2040年頃には、少子高齢化や生産年齢人口の減少、地方の過疎化が一層深刻化すると見込まれます。国は、人口減少地域に、魅力ある学びの選択肢を増やすため、地域の教育資源を活かした学びや遠隔授業を活用した学びの実現が重要だと考えています。

(2) 国における高校教育改革の構想

「2040年問題」をふまえ、各都道府県に高校教育改革を先導する拠点校（改革先導校）を創出し、成功事例を域内の他校へ普及させるため、国は、令和7年度補正予算で総額2,955億円を計上し、各都道府県に対して、令和10年度までの3年間で最大62億円を支援することとしました。

2 基金を活用した高校教育改革促進事業（事業概要）

高校教育改革を先導する拠点として、国が示す3つの類型ごとに、それぞれ1～2校を選定し、本県の地域課題や産業構造をふまえた事業計画を策定するものです。計画には、教育改革と一体的に行う最先端設備の導入や施設の改修・整備を盛り込みます。

この事業について、5月15日に国に申請しました。採択発表は6月下旬頃の予定です。

3 本県における取組方針と推進体制

(1) 3つの類型での取組方針

類型1 「アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成支援」での取組

地域産業や社会基盤を支える専門人材を育成するため、産業界のニーズに対応した教育内容への更新や最新の施設・設備の導入を行います。

※アドバンスト・エッセンシャルワーカー：デジタル技術等を活用して現在よりも高い賃金を得るエッセンシャルワーカー（生活必須職）のこと。

類型2 「理数系人材育成支援」での取組

未来の成長分野を担う人材を育成するため、文理融合と探究学習の推進、ICTを活用した高度な学習環境の整備を行います。

類型3 「多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保」での取組

人口減少地域でも質の高い多様な学びを保障するため、学校間の連携や遠隔授業システムの構築、地域の特色を活かした教育の提供を行います。

(2) 推進体制

教育委員会が主体となって、類型ごとに知事部局や民間企業、大学等が参画するプロジェクトチームを立ち上げ、拠点校の取組を支援します。また、取組の方向性や進捗状況について、地方産業教育審議会や三重県教育改革推進会議に報告し、意見を伺いながら進めます。

4 拠点校と取組

【類型1】アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成支援

その1 工業分野（北部地域・半導体）

拠点校	四日市工業高校（四日市市）
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・製造業（ものづくり）がさかん ・半導体の拠点地であるが、高校生の認知度は高くない
テーマ	半導体を中心としたモノづくり人材の育成
主な取組 （教育内容）	<ul style="list-style-type: none"> ・本科と専攻科をつなぐ5年一貫のコースを新設し、高度専門人材を育成 ・本科では、すべての学科で共通して学ぶ科目「半導体探究（仮称）」を新たに開設。各学科の切り口から半導体についてアプローチする探究学習の推進
環境整備	企業と連携しながらものづくり現場と密接につながった高度な課題研究に取り組むことができるよう、実際の半導体製造現場と同水準の機材や設備を備えた半導体ラボを新設し、最先端の実習環境を整備する。
主な連携先	三重大学工学部、県内企業、県雇用経済部など
協力校	桑名工業高校、四日市中央工業高校

その2 農業分野（南部地域・スマート農業）

拠点校	相可高校（多気町）
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・一次産業が主産業 ・深刻な担い手不足
テーマ	スマート農業が拓く、地域の食と農を担う人材の育成
主な取組 （教育内容）	<ul style="list-style-type: none"> ・スマート農業の実践（ドローン、AI等の活用） <ul style="list-style-type: none"> ・データ駆動型農業（畜産）、新品種開発・ブランド化 ・デジタル技術を活用した測量 ・6次産業化プロジェクトの実施 〔生産：農業科、調理・加工：食物調理科、商品開発・販売：普通科〕
環境整備	データに基づいたスマート農業や6次産業化の研究や実践ができるよう、AI等を活用し生育状況を把握する牛舎や植物工場およびキッチンカー等を新設し、最先端かつ実社会とのつながりを意識できる実習環境を整備する。
主な連携先	三重大学地域イノベーション推進機構、県内企業、県農林水産部など
協力校	久居農林高校、明野高校

【類型2】理数系人材育成支援

拠点校	伊勢高校（伊勢市）
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少が著しい南部に位置 ・一つの高校に多様な学力層が存在
テーマ	未来を拓く人材を育成する次代の普通科教育モデルの創出
主な取組 （教育内容）	<ul style="list-style-type: none"> ・「探究科」への改編。単位制を導入し多様な科目を開講。 ・豊かな自然や文化、観光をテーマとし、データサイエンスを取り入れた探究学習や新しい教育プログラムの開発
環境整備	協力校と連携した探究的な学びを全方位で展開できるよう、普通教室や理科室、天文台等を全面的に改修したり、探究学習のためのサイエンスルームや宿泊設備を備えた施設を新設する。
主な連携先	三重大学教育学部、皇学館大学、鈴鹿医療科学大学、県内企業など
協力校	伊勢工業高校、水産高校

【類型3】多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保

拠点校	津高校
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模校における学びの選択肢の確保
テーマ	遠隔授業システムを活用した地域連携拠点の創設
主な取組 （教育内容）	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度に整備した「遠隔授業配信センター」を津高校分教室と位置づけ、そこから多様な教科・科目を配信 ・配信校、受信校の生徒による協働研究、合同フィールドワーク、探究学習発表会を実施 ・大学や教育系民間企業と連携し、専門性の高い授業や進学希望に対応した課外授業を配信
環境整備	拠点校と協力校が合同で実験・実習や探究学習に取り組み、成果発表会を実施できるよう、理科棟に最新の実験設備や配信システムを導入したり、講堂や宿泊機能を備えたセミナーハウスを整備する。
主な連携先	三重大学、県内企業、民間教育産業など
協力校	配信：四日市高校 受信：久居高校、志摩高校、尾鷲高校、桑名北高校、他調整中

13 外国人児童生徒教育について

1 三重県の現状（令和7年5月1日時点）

本県における日本語指導が必要な外国人児童生徒数は、令和3年度以降、増加傾向にあり、多言語化が進んでいます。また、在籍する学校数も増加し、散在化が進んでいます。

○本県における日本語指導が必要な児童生徒数 3,145人

年度	2020	2021	2022	2023	2024	2025
	R2	R3	R4	R5	R6	R7
小学校（人）	1,803	1,690	1,761	1,765	1,897	1,953
中学校（人）	642	609	593	731	725	824
義務教育学校（人）	2	2	2	3	1	3
小計（人）	2,447	2,301	2,356	2,499	2,623	2,780
県立高等学校（人）	262	288	276	276	255	297
県立特別支援学校（人）	58	68	68	67	58	68
合計（人）	2,767	2,657	2,700	2,842	2,936	3,145

※ 小中学校、義務教育学校は公立学校の人数

○在籍小中学校数 275校（小：187校、中：86校、義務：2校）

○在籍高等学校数 18校 20課程（全日制：11校、定時制：8校、通信制：1校）

※飯野高校（全・定）、北星高校（定・通）において2校4課程としてカウント

○在籍特別支援学校数 7校

○日本語指導が必要な児童生徒が在籍する市町数 20市町

桑名市、木曾岬町、いなべ市、東員町、四日市市、朝日町、菰野町、川越町、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、南伊勢町、伊勢市、鳥羽市、志摩市、伊賀市、名張市、紀北町、紀宝町

○言語数 38言語（小・中学校、義務教育学校）

ポルトガル語	スペイン語	フィリピン語 タガログ語	ビザイヤ語	中国語	ベトナム語	左記6言語の 全体に占める 割合
35%	13%	12.2%	9.5%	7.8%	5.8%	83.3%

○言語数 20言語（県立高等学校）

ポルトガル語	フィリピン語 タガログ語	スペイン語	ビザイヤ語	英語	中国語	タミル語	左記7言語の全体 に占める割合
26.4%	19.3%	15.0%	14.3%	6.4%	5.0%	4.6%	91.1%

2 本県における外国人児童生徒教育に係る取組

(1) 小中学校における取組

① 就学の促進

県内すべての市町で不就学が生じないように、対象児童生徒の情報の把握や定期的な状況確認、就学案内（複数の母語〔日本語含め、7言語対応〕で書かれた就学案内のパンフレットの活用や円滑な受入れ）の対応を徹底し、就学の促進を図ります。

② 外国人児童生徒への日本語指導や学習支援

ア 市町の取組に対する支援

市町は、外国人児童生徒に対して、特別の教育課程を編成し、日本語指導やJSLカリキュラム*を活用した授業を実施しています。特に、外国人児童生徒が集住する7市（桑名市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、伊賀市）では、初期適応指導教室の設置や母語支援員の配置等を行っており、県が市町の取組に対して、財政的支援を行っています。

*日本語の力が不十分なため、日常の学習活動に支障が生じている子どもたちに対して、分かりやすい日本語で教科の学習を行うカリキュラム

イ 外国人児童生徒への支援に係る教員の配置増

国は外国人児童生徒に係る教育の充実を図るため、平成29年度から令和8年度の10年間で加配定数を段階的に基礎定数化しており、令和7年度の定数は128人（昨年度比10人増）となりました。あわせて県独自の加配36人を配置し（常勤講師2人、非常勤講師34人分）、外国人児童生徒への支援に努めています。

ウ 外国人児童生徒巡回相談員の配置

市町の取組を補完する観点から、外国人児童生徒の日本語習得状況に応じた学習支援を行うため、外国人児童生徒巡回相談員22人を配置します（令和8年度からビザイヤ語対応1人増、ベトナム語対応1人増）。また、令和5年度から、巡回相談員によるオンライン支援を行い、遠隔での日本語指導を推進しています。

また、外国人児童生徒巡回相談員が、外国の文化や生活を児童生徒に伝えることで、国際理解教育の充実に貢献しています。

R5年度	ポルトガル語7人	スペイン語3人	タガログ語3人	ビザイヤ語2人	中国語2人
R6年度	ポルトガル語7人	スペイン語3人	タガログ語4人	ビザイヤ語2人	中国語2人
R7年度	ポルトガル語7人	スペイン語3人	タガログ語4人	ビザイヤ語2人	中国語3人 ベトナム語1人
R8年度	ポルトガル語7人	スペイン語3人	タガログ語4人	ビザイヤ語3人	中国語3人 ベトナム語2人

県内20市町へ3,911回派遣（令和7年度実績）

エ オンライン日本語教育の体制構築

令和2年度から民間団体が配信する同時双方向の日本語教育を受講できる体制を整えています。令和7年度は、希望するすべての児童生徒が受講できるようにし、延べ60人が授業時間や放課後に日本語教育のオンライン授業を受講しました。

③ 外国人児童生徒教育検討会議

市町教育委員会の外国人児童生徒教育担当者や関係機関等の担当者が、外国人児童生徒教育検討会議を開催し、外国人児童生徒教育の一層の充実を図るための方策について協議しています。

(2) 高等学校における取組

① 外国人生徒が入学する前の取組

ア 外国人生徒に係る特別枠入学者選抜の実施

外国人生徒にとって比較的学びやすい環境にある英語関連学科や総合学科など22校32学科・コースで、入国後の在日期间が6年以内の者を対象として実施しています。特別枠入学者選抜を利用する生徒は、令和3年度選抜以降、増加傾向にあり、令和7年度選抜（令和7年4月入学生対象）では37人が合格しています。

② 外国人生徒が入学した後の取組

ア 外国人生徒支援専門員の配置

日本語指導が必要な外国人生徒が在籍する高等学校に外国人生徒支援専門員4名を配置し、母語による学習支援や進路相談を行います。

イ 日本語指導アドバイザーの配置

日本語指導の拠点となる高等学校に日本語指導アドバイザー1名を配置し、外国人生徒への日本語指導を行うとともに、日本語指導を行う教職員の指導力向上について支援します。

③ 外国人生徒の進路保障のための取組

外国人生徒が将来の生活を見通して進路を選択できるよう、進学、就職に係るセミナーを実施するとともに、就職実現コーディネーター3名を日本語指導が必要な外国人生徒が多く在籍する高等学校に配置し、きめ細かなキャリアカウンセリングや求人開拓等の就職支援を行います。

(3) 特別支援学校における取組

外国人児童生徒および保護者が、安心して学校生活を送ることができるよう、外国人児童生徒支援員（ポルトガル語対応1名）を配置し、児童生徒の指導と支援に係る必要な情報の翻訳および通訳を実施するとともに、他の言語についても通訳の派遣を行います。

14 特別支援教育について

1 現状

(1) 特別な支援を必要とする児童生徒数

発達障がい等特別な支援を必要とする児童生徒が増加するとともに、一人ひとりの障がいの状況は、重度・重複化、多様化しています。個別の教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できるよう、通常の学級^(※1)、通級による指導^(※2)、特別支援学級^(※3)、特別支援学校^(※4)といった、連続性のある多様な学びの場の整備を行っています。

※1 小学校、中学校、高等学校等にも障がいのある児童生徒が在籍しており、個々の障がいに配慮しつつ通常の教育課程に基づく指導を行っています。

※2 小学校、中学校、高等学校等において、通常の学級に在籍し、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒に対して、障がいに応じた特別の指導を行う指導形態。小中学校では平成5年度、高等学校では平成30年度から制度化。

【対象障がい種】言語障がい者、自閉症者、情緒障がい者、弱視者、難聴者、学習障がい者、注意欠陥多動性障がい者、肢体不自由者、病弱者および身体虚弱者

※3 小学校、中学校等において以下に示す障がいのある児童生徒に対し、障がいによる学習上または生活上の困難を克服するために設置される学級。

【対象障がい種】知的障がい者、肢体不自由者、病弱者および身体虚弱者、弱視者、難聴者、言語障がい者、自閉症者・情緒障がい者

※4 学校教育法施行令第22条の3に示す障がいの程度の幼児児童生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校。

【対象障がい種】視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者または病弱者（身体虚弱者を含む。）

【令和7年5月1日現在】（ ）内は前年同時期からの増減

県立特別支援学校（18校<分校4校を含む>）在籍児童生徒数	1,907人（+78人）
-------------------------------	--------------

【令和7年5月1日現在】（ ）内は前年同時期からの増減

	小学校	中学校	合計
特別支援学級	964学級（+14学級）	415学級（+24学級）	1,379学級（+38学級）
	4,788人（+244人）	1,963人（+97人）	6,751人（+341人）
通級指導教室	107教室（+8教室）	27教室（+4教室）	134教室（+12教室）
	1,446人（+177人）	366人（+69人）	1,812人（+246人）

(2) 特別支援学校の生徒の進路状況

特別支援学校高等部生徒の卒業後の進路は、一般企業への就職や福祉事業所の利用等さまざまです。生徒の進路希望実現のため、職業観・勤労観を育む教育や、早期からの計画的な職場実習の実施とともに、生徒の可能性を広げ、幅広い選択肢から進路を選択できるよう継続的な職場開拓等を行っています。

令和7年度特別支援学校高等部卒業生進路状況

【令和8年3月末現在】

	一般企業	福祉関係 ^{※5}	進学 ^{※6}	その他 ^{※7}	合計
内定者数	60人	170人	6人	11人	247人
割合	24.3%	68.8%	2.4%	4.5%	100%

※5 就労継続支援A型事業所（障がい者と雇用契約を結び、就労機会の提供や、就労に必要な訓練を行う障がい福祉サービス事業所）9人を含む。

※6 教育訓練機関等を含む。

※7 医療機関、家庭。

特別支援学校高等部の一般企業就職希望者（60人）の就職率	100%
------------------------------	------

2 令和8年度の取組

(1) 早期からの一貫した支援の推進

- ① 特別な支援を必要とする児童生徒への一貫した支援を行うため、情報引継ぎツールであるパーソナルファイル^(*8)の活用を一層促進します。また、中学校から高等学校に支援情報を適切に引継ぐよう、引き続き、市町教育委員会を通じて中学校等へ周知します。
- ② 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月告示）には、「特別支援学校は地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすように努める」と示されています。

県内の特別な配慮が必要な児童生徒等に関する支援としては、各保育園や幼稚園、小学校や中学校、高等学校（以下 学校等）での支援（一次支援）、その学校等と同じ地域に所在する特別支援学校のセンター的機能を活用した支援（二次支援）、さらに県内の特別支援学校のセンター的機能の中核としての役割を担う、かがやき特別支援学校による支援（三次支援）といった、三層の構造による広域的、段階的な支援体制を構築し、関係機関と連携しながら支援を進めています。

かがやき特別支援学校では、県立子ども心身発達医療センターと連携し、県全体の小学校、中学校、高等学校への発達障がいに関する支援に係る相談・助言等を行います。

- ③ 特別支援学校と小中学校等との交流および共同学習では、ボッチャ等の障がい者スポーツや図工、音楽等の授業への参加など対面による直接的な交流に加えて、作品、手紙等を交換する間接的な交流やオンラインによる交流に取り組みます。また、副次的な籍^(*9)については、14市町で取組を進めるとともに、他の地域にも広げられるよう市町教育委員会との協議を進めます。

*8 パーソナルファイル：本人および保護者が必要な支援情報を記入して作成し、学校や医療、保健、福祉、労働等の関係機関から提供を受けた情報（個別の教育支援計画、個別の指導計画、母子手帳、お薬手帳等）を綴じ込んでいくファイル。支援情報を円滑かつ確実に引継ぐために、保護者が学校・進路先・関係機関等と支援情報を共有する。

*9 副次的な籍：特別支援学校小・中学部に在籍する児童生徒が、居住する地域の市町の小・中学校および義務教育学校に副次的な籍をもち、直接的な交流や間接的な交流をとおして、居住する地域において学習する機会を充実させるためのもの。

(2) 高等学校での取組

- ① 小中学校で通級による指導を受ける児童生徒は年々増加しており、その多くが高等学校に進学しています。また、特別な支援を必要とする生徒は、どの高等学校にも在籍している可能性があります。これらのことから、高等学校における通級指導の実施校を拡充する必要があります。現在、伊勢まなび高等学校、みえ夢学園高等学校、北星高等学校、熊野青藍高等学校、白子高等学校において、発達障がい等特別な支援を必要とする生徒を対象として、コミュニケーションスキルを高め、自己理解を深めて、社会に出て必要とされるスキルを習得するため、通級による指導を行っています。また、令和8年度から新たに松阪工業高等学校において通級による指導を始めるとともに、引き続き実施校の拡充に向けて取り組みます。
- ② 高等学校に発達障がい支援員（5名）を派遣し、巡回相談を効果的に進め、生徒の実態把握や生徒・保護者への教育相談等を行います。
- ③ 障がい等がある生徒が、大学進学後も合理的配慮を受けられるよう、令和5年度に大学で受けられる支援についてチラシを作成しました。引き続き、高等学校特別支援教育コーディネーター会議等で、大学で支援が受けられることとともに、チラシの活用について周知します。

(3) 教員の専門性の向上

- ① 発達障がい支援に係る専門性の向上と指導者の育成のため、通級による指導担当教員のほか、市町教育委員会が推薦する小中学校教員、高等学校教員、特別支援学校の特別支援教育コーディネーター等を対象に、年間を通じて有識者による研修を実施します。
- ② 特別支援学校のセンター的機能として、小中学校の特別支援学級の教員や高等学校の特別支援教育コーディネーター等を対象に、障がい種別の指導・支援の方法や教材・教具の活用等に関する研修を実施します。
- ③ かがやき特別支援学校では、県立子ども心身発達医療センターと連携し、小中学校、高等学校の通級による指導担当教員等を対象とした発達障がいに係る研修会を開催します。

(4) 医療的ケア児通学支援

スクールバス乗車中に吸引等の医療的ケアが必要な子どもたちは、車内での安全なケアの実施が困難なことから、登校時は保護者が送迎しています。通学に係る保護者の負担を軽減し、学習の機会を保障するため、登校時に看護師等が福祉車両等に同乗し、吸引等の医療的ケアを行う取組を令和8年度から、週5回実施します（令和5年・6年度は週1回、令和7年度は週2回）。

(5) 特別支援学校の生徒の就労支援

特別支援学校では、自己肯定感を高めることを大切にしながら、一人ひとりの発達段階に応じたキャリア教育を進めるとともに、地域生活への円滑な移行への支援を行います。

- ① キャリア教育サポーター（3名）を特別支援学校に配置し、生徒本人の状況に合った業種・業務と必要な支援の方法を企業に提示する職場開拓を行います。

- ② 卒業後すぐにフルタイム勤務で働くことが、体力的、精神的に困難な生徒も、多様で柔軟な働き方ができるよう、令和7年度から専門家に外部委託し、短時間勤務が可能な職場開拓を行っています。令和7年度は1名の生徒が事業所での短時間就労に内定しました。また、多様な働き方支援員（1名）を特別支援学校に配置し、勤務時間以外の過ごし方として、福祉サービスの利用ができるよう取り組みます。
- ③ 関係部局、関係機関と引き続き連携し、障がい者の雇用促進を図るとともに、各特別支援学校が企業向け見学会等を開催し、障がい者雇用への理解啓発を図ります。
- ④ 企業や関係機関等と連携し、清掃や看護・介助業務補助に係る技能検定や講習会を実施します。また、農業経営体等の協力による作業学習に取り組みます。

（6）ICTの活用について

各教科や交流および共同学習、職業教育等において、児童生徒がICTを主体的に活用し、障がいの状況に応じた学習活動を進められるよう、1人1台端末の整備・更新およびICTを効果的に活用した実践事例の共有を進めます。

（7）特別支援学校の整備

① 盲学校および聾学校の整備について

盲学校および聾学校の校舎の老朽化への対応と、聾学校の津波浸水に係る安全対策のため、津市城山の県立施設跡地への校舎新築工事を進めていましたが、局所的な地盤陥没が見つかりました。このため、工事を中断し調査をしたうえで、必要な箇所の対策工事を実施します。新校舎供用開始は令和10年度中になる見込みです。

② 松阪・南勢地域の特別支援学校について

特別支援学校玉城わかば学園および松阪あゆみ特別支援学校に、知的障がい部門に加えて肢体不自由部門を設置することとしています。令和7年度は松阪あゆみ特別支援学校の新館棟建築に向けた外構工事を実施するとともに、特別支援学校玉城わかば学園の校舎改修の実施設計を行いました。令和8年度は松阪あゆみ特別支援学校の新館棟の建築工事に着手するとともに、特別支援学校玉城わかば学園の校舎改修工事を行います。

【肢体不自由部門を設置する時期】

- ・特別支援学校玉城わかば学園 令和9年4月から
- ・松阪あゆみ特別支援学校 令和10年4月から

③ 西日野にじ学園について

西日野にじ学園の狭隘化の解消および自主通学する生徒の負担軽減を図るため、くわな特別支援学校への新館棟建築に向けて今後の対応を検討します。

なお、新館棟完成時期に合わせ通学区域の変更を行います。

15 いじめや暴力のない学びの場づくりについて

「三重県いじめ防止条例」（平成30年4月1日施行）の基本理念をふまえ、社会総がかりでいじめの問題の克服に取り組み、児童生徒が安全・安心に生活できる環境づくりを推進します。また、子どもたちに自他の生命を大切に、いじめや暴力を許さず相手を思いやる心や、個性を認め尊重する態度、いじめの防止に向けた主体的かつ自主的な行動ができる力を育成します。

I いじめ

いじめの定義（平成25年度から）

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

いじめの重大事態

重大事態とは、いじめ防止対策推進法（以下、法）第28条第1項に規定する「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」および「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」

1 現状と課題

令和6年度のいじめの認知件数は6,142件（前年度比829件減）で、過去5年で初めて減少に転じましたが、現在のいじめの定義になった平成25年度以降、過去2番目に多い状況です。いじめの態様の傾向として、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が、認知件数全体の半数以上を占めており、全校種とも最も高い割合となっています。その中には、冗談として発言したことが相手に嫌な思いをさせてしまうなどといった「無自覚ないじめ」や、お互いに悪口を言い合つて、相手を傷つけるなどといった「双方向のいじめ」、学習のアドバイスをしたつもりが相手に嫌な思いをさせてしまうなどといった「善意で行われた行為によるいじめ」なども見られます。

いじめの重大事態件数も令和6年度22件と増加（前年度比4件増）しており、増加の要因として、いじめ防止対策推進法の理解が進んだことによる重大事態の積極的な認定や、保護者の意向を尊重した対応がなされたことがあげられます。一方、学校としていじめの兆候を見逃してしまうなどの早期発見・早期対応への課題や、個々の教員が一人で抱え込んでしまうなどの組織的な対応に課題があったことも指摘されています。また、重大事態の認定に至った事案であっても、管理職への報告の遅れ、組織的な対応の不備等により、重大事態の認定が遅れたとして訴訟に発展したものもあります。

いじめから児童生徒を守るためには、法に基づく適切な認知を行ったうえで、学校いじめ防止委員会で共有するとともに、いじめの解消に向けた組織的な対応を迅速に進め、いじめの深刻化を防ぎ早期解消を図る取組を一層推進する必要があります。また、いじめの重大事態の認定についても、法に基づき、躊躇なく認定を行ったうえで、第三者性を確保した組織の調査を行い、再発防止につなげることが重要です。

子どもたちの教育においては、子どもたちが生涯にわたり、自らの力でたくましく生きていくことができるよう、自己指導能力を高めることが重要です。いじめの問題についても、子どもたちが他者との関わりの中で、相手の立場に立った行動ができるようにするなど、子どもたち自身で良好な人間関係を構築したり、壊れた人間関係を修復できるようにする力を育む必要があります。

【本県のいじめの認知件数（校種別） 国公立】 (単位：件)

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 6-R 5
小学校	2,684	3,026	3,958	4,862	4,278	▲584
中学校	823	980	1,095	1,622	1,349	▲273
高等学校	333	332	426	436	467	31
特別支援学校	21	19	39	51	48	▲3
計	3,861	4,357	5,518	6,971	6,142	▲829

(児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査)

【本県のいじめの重大事態発生件数 国公立】 (単位：件)

	R 3	R 4	R 5	R 6	R 6-R 5
三重県 (うち 公立)	6 (6)	10 (10)	18 (15)	22 (20)	4 (5)

(児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査・三重県教育委員会調べ)

2 令和8年度の取組

(1) いじめの未然防止

①弁護士によるいじめ予防授業の実施

児童が社会性や規範意識を高められるよう、小学5・6年生を対象に、法律やルールに基づく責任や情報モラル等の観点をふまえた弁護士による出前授業を実施します。加えて、令和7年度からは、弁護士と作成した動画教材を活用するなど、県内の公立小学校でいじめ予防授業を実施します。

②情報モラル教育の推進

文部科学省や警察などの関係機関から提供される教材や講座を情報共有するなど、各学校で教育活動全体を通じた情報モラル教育が進められるよう支援を行います。

③いじめ防止強化月間での取組

4月と11月のいじめ防止強化月間で、ピンクシャツ運動を実施するとともに、学級活動等で、児童生徒同士がいじめの問題をテーマに話し合い、いじめをなくすために自分にできることを考え行動するなど、児童生徒の内面に働きかける取組を進めます。また、児童生徒が県内主要駅やショッピングモールでの啓発活動を行うなどの児童生徒が主体となった取組を実施します。

④「STOP!いじめ」ポータルサイトの活用

いじめに悩む子どもたちへの応援メッセージや、相談窓口等を紹介することで、いじめに悩む児童生徒に寄り添った支援を行います。また、学校およびいじめ防止応援サポーターの主体的ないじめ防止の取組やいじめ防止のリレー動画を掲載し、社会全体にいじめ防止の啓発を行います。

⑤いじめ防止に係る動画作成およびコンテスト

令和7年度は、小学校4校、中学校6校、高等学校6校の参加がありました。県民からの2,832件の投票に基づき、応募作品の中から優秀作品賞を選定しました。令和8年度も引き続き、県内の小中学校および高等学校、特別支援学校に対して、「いじめ防止」および「情報モラルの向上」をテーマにした動画を作成する学校を募集するとともに、作成された動画は「STOP!いじめ」ポータルサイト上でコンテストを実施し、広く県民に啓発を行います。

(2) いじめの認知と早期発見・早期対応

①いじめ対応情報管理システムの運用

学校で認知したいじめの情報を、市町教育委員会や県教育委員会が遅滞なく共有することで、困難な事案やいじめに起因する欠席がある事案等について、これまで以上に関係機関が連携し、迅速かつ適切な対応につなげます。

②弁護士による支援

学校だけでは解決が困難な事案に対し、法律の専門家である弁護士による支援を行います。

③スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）等の配置拡充

いじめを受けた児童生徒や不登校児童生徒、不安や悩みを抱える児童生徒からの相談や心のケアに対応するため、県内すべての小中学校、高等学校、特別支援学校、夜間中学、教育支援センターにSCを配置します（総配置時間83,794時間（前年度比3,353時間増）、任用人数172人（前年度比6人減））。SSWについては県内すべての市町および教育支援センター、夜間中学に配置し、拠点となる中学校区、高等学校、特別支援学校を中心に活動し、関係機関と連携した支援を行います（総配置時間28,059時間（前年度比1,883時間増）、任用人数45人（前年度比6人増））。また、SCやSSW等の専門家とも連携して、児童生徒の日常的な相談に対応する教育相談員を一定規模以上の公立中学校および希望のある県立学校に引き続き配置します。

④学校問題ADRおよび代理対応

学校だけでは解決が困難な事案に対し、弁護士やSC、SSW、学識経験者等が委員となって、第三者的立場で争点整理を行い、当事者間の合意形成による解決を図る学校問題ADRを県立学校に導入します。また、学校問題ADRでも解決が困難である場合や、保護者等が弁護士を代理人に立てた場合等の有効な支援策として、弁護士が学校や教育委員会の立場に立った代理人として対応する代理型スクールロイヤー制度も県立学校に導入します。

⑤ネットパトロール

令和7年度は、児童生徒に関わる誹謗中傷・人権侵害・個人情報の流布等のインターネット上の問題ある書き込み等が、小学校で17件、中学校で501件、高等学校で494件、特別支援学校で2件ありました。早期に発見し、早期対応・解決につなげていくため、引き続き専門業者によるネットパトロールを実施します。

(3) 教職員の資質向上と支援体制の充実

①いじめ問題担当教員研修

いじめ問題を直接担当する教員を対象に、いじめのとりえ方や認知した時の初期対応、児童生徒や保護者対応の留意点を学び、ケースワークで話し合う実践的な研修を県内6会場で実施し、いじめへの対応力を高めます。

②いじめ問題対応サポーター、いじめ対策アドバイザーの活用

保護者や学校からの相談に応じるいじめ問題対応サポーターを引き続き、生徒指導課に1名配置します。また、弁護士や臨床心理士等をいじめ対策アドバイザーとして県立学校に派遣し、学校で起きた具体的な事例に基づき、効果的な対応策等について助言を行います。

③子どもアドボカシーの教材開発（重点）

子どもの気持ちや意見を聴き、その思いを届けたい人に届けることや、意見をまとめる支援「子どもアドボカシー」を学ぶことができる児童（小学生）、生徒（中高生）、教職員向けの動画教材を作成しました。本動画教材の活用をはじめ、子どもが意見表明できる環境づくりを進めます。

II 暴力行為

1 現状と課題

【本県の暴力行為の発生件数（校種別）国公私立】

（単位：件）

	R2	R3	R4	R5	R6	R6-R5
小学校	567	592	724	1,050	886	▲164
中学校	316	379	499	544	637	93
高等学校	56	59	89	88	108	20
計	939	1,030	1,312	1,682	1,631	▲51

（児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査）

暴力行為の発生件数は、小学校で減少し、中学校と高等学校では増加しました。小中学校における暴力行為が依然として多い要因は、学校が児童生徒を丁寧に見守り、些細な行為も積極的に暴力行為として把握していることがあげられます。

暴力行為の背景には、ストレスや悩みなどの心の問題や、複雑な課題を抱える家庭環境にある場合があります。また、暴力行為の中には、傷害や性暴力等、犯罪行為になり得るものもあります。

これらのことから、SCやSSW等の専門家や警察等の関係機関と連携した支援や指導を行っていくことが必要です。

令和8年1月初旬に、他県の県立高等学校および市立学校の生徒間における暴力行為等の動画がSNS上に投稿・拡散され、報道機関等において大きく報じられました。こうした状況を受け、1月中に文部科学省による緊急都道府県・指定都市教育委員会教育長会議および関係省庁連絡会議の開催や、文部科学省から県教育委員会への通知がありました。県教育委員会では、文部科学省の通知をふまえ、SNS上における暴力行為等の動画の投稿・拡散の未然予防教育に向けて作成した資料を付したうえで、各学校でのアンケート調査や情報モラル教育の実施について依頼を行いました。引き続き、SNS上における暴力行為等の動画の投稿・拡散による被害を防ぐためのネットパトロールや情報モラル教育を推進する必要があります。

2 令和8年度の取組

生徒指導や非行防止について専門的な知識や経験を有する生徒指導特別指導員を学校に派遣し、児童生徒の問題行動の防止や立ち直りの支援を行います。必要に応じてSCやSSWを派遣し、チームとしての支援を進めるとともに、福祉等の関係機関と連携して対応します。

児童生徒が暴力行為をしないよう、感情をコントロールし、他人に配慮しながらも自分の思いを伝えるなどのコミュニケーション力向上に係る教職員対象の研修を行い、各学校での取組につなげます。

「生命（いのち）の安全教育」についても、生徒指導の担当教員が集まる会議等で、性暴力対策に関する国の方針や目的を説明し、文部科学省の作成する教材や、警察・公認心理師会等の専門家による授業を紹介することで、各学校の取組を推進します。

また、SNSによる暴力行為の拡散等、インターネットを通じた被害の拡大を防ぐため、ネットパトロールを継続するとともに、各学校に資料や教材を提供するなどして、情報モラル教育を推進します。

16 不登校の状況にある児童生徒への支援について

1 不登校の定義

文部科学省の調査では、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、「病気」や「経済的理由」による者を除いた者としています。

2 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

(1) 国からの通知等

平成29年2月14日に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が施行され、文部科学省は令和元年10月25日に「不登校児童生徒への支援のあり方について」を通知しました。

① 不登校児童生徒への支援の在り方について(令和元年10月25日文部科学省)

- ・「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的にとらえて、社会的に自立することをめざす必要があること。
- ・不登校の時期が休養等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益等が存在することに留意すること。

② 不登校児童生徒への支援の充実について(令和5年11月17日文部科学省)

- ・一人一人に応じた多様な支援を行っていくことが重要である。

(2) 県がめざす姿(三重県教育ビジョン基本施策5より)

不登校の状況にある児童生徒の意思が尊重され、個々の状況に応じた支援が適切に進み、誰もが安心して学べる環境が整えられることによって、子どもたち一人ひとりが社会性や自立心を身に着けています。

3 県内公立学校における不登校児童生徒の状況

(1) 不登校児童生徒数(表1)

令和6年度の県内の小中学校の不登校児童生徒は4,891人(前年度比195人増)、高等学校の不登校生徒は1,322人(前年度比80人増)で、いずれも過去最多となっていますが、小中学校において増加率は鈍化しています。

表1 不登校児童生徒数の推移(国公私立)

	R2	R3	R4	R5	R6	R6-R5
小学校	832	1,066	1,368	1,787	1,954	167
(増加率%)	18.5	28.1	28.3	30.6	9.3	
中学校	1,688	2,174	2,590	2,909	2,937	28
(増加率%)	0.1	28.8	19.1	12.3	1.0	
小・中計	2,520	3,240	3,958	4,696	4,891	195
(増加率%)	5.5	28.6	22.2	18.6	4.2	
高等学校	873	858	1,193	1,242	1,322	80
(増加率%)	-3.4	-1.7	39.0	4.1	6.4	
合計	3,393	4,098	5,151	5,938	6,213	275

(令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査)

(2) 欠席日数から見た不登校の状況

① 公立小中学校 (図1)

令和5年度と令和6年度の公立小中学校の不登校の状況を、30日～49日(週1回程度の欠席)、50日～89日(年間約1/4～約1/2程度の欠席)、90日～139日(年間約1/2から約3/4程度の欠席)、140日以上(年間約3/4以上の欠席)に分けたところ、令和6年度は令和5年度と比較して、全体の傾向に変化はみられませんでした。

学びの継続や学校復帰に効果がある、校内教育支援センターの設置支援に、引き続き取り組む必要があります。

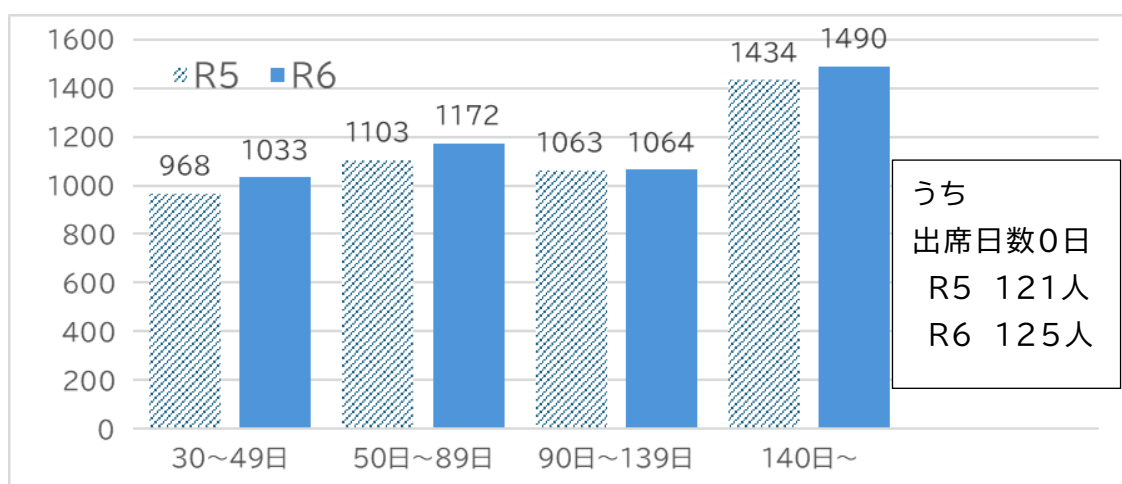


図1 欠席日数からみた不登校の状況(公立小中学校)(人)

② 県立高等学校 (図2)

令和5年度と令和6年度の県立高等学校の不登校の状況を、公立小中学校と同様に分けたところ、令和6年度は令和5年度と比較して、全体の傾向に変化はみられませんでした。

不登校の状況にある生徒への学習機会の確保に向けて、引き続き、遠隔授業の実施に取り組む必要があります。

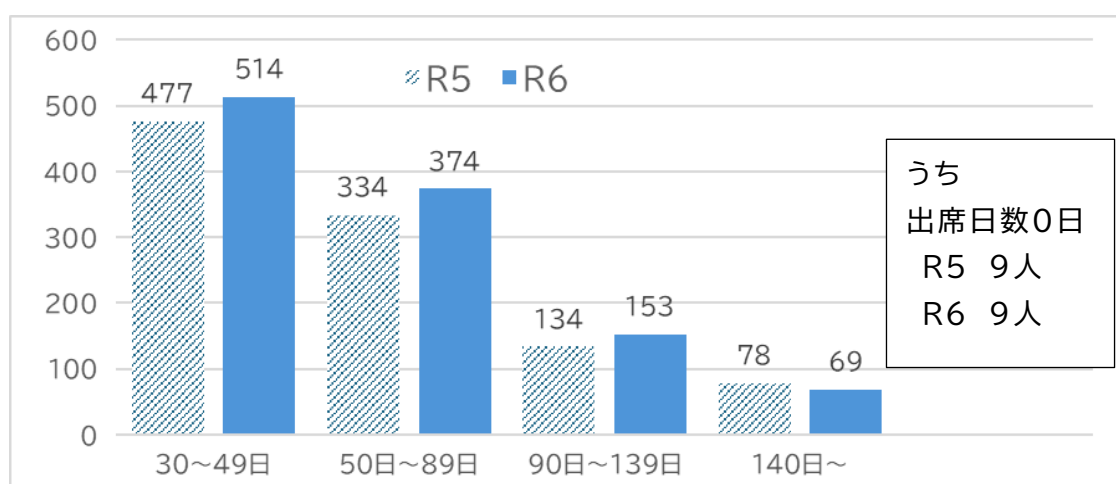


図2 欠席日数からみた不登校の状況(県立高等学校)(人)

(3) 学校内外の機関への相談状況

学校内外の相談機関等で専門的な相談・指導を受けていない児童生徒は2,493人と、令和5年度に比べ219人増加しました。

教職員から継続的な相談・指導等を受けていた児童生徒は2,423人（小学校767人、中学校1,117人、高等学校539人）で、令和5年度と比較して227人増加しました。

不登校児童生徒に必要な支援を届けることができるよう、引き続き、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育支援センターと連携した支援に取り組む必要があります。

表2 学校内外の機関への相談・指導等の状況

R6	小学校		中学校		高等学校		合計	
	人数	割合(%)	人数	割合(%)	人数	割合(%)	人数	割合(%)
不登校児童生徒数(A)	1,936	—	2,823	—	1,110	—	5,869	—
(R5)	1,769		2,799		1,023		5,591	
学校内外の機関等で相談・指導等を受けていない児童生徒数(B)	773	39.9 (B/A) 【36.4】	1,126	39.9 (B/A) 【39.6】	594	53.5 (B/A) 【43.4】	2,493	42.5 (B/A) 【39.2】
(R5)	646	36.5【36.3】	1,108	39.6【40.3】	520	50.8【42.6】	2,274	40.6【39.4】
(B)のうち、教職員から継続的な相談・指導等を受けていた人数(C)	767	99.2 (C/B) 【87.5】	1,117	99.2 (C/B) 【89.9】	539	90.7 (C/B) 【79.1】	2,423	97.2 (C/B) 【87.2】
(R5)	633	98.0【88.1】	1,086	98.0【89.6】	477	91.7【80.2】	2,196	96.6【87.5】

※ 校内の機関…養護教諭、スクールカウンセラー、相談員等 【 】内は全国平均
校外の機関…教育支援センター、児童相談所、保健所、病院、民間団体等

4 児童生徒の個々の状況に応じた多様な学びの場の充実に向けた取組

不登校児童生徒への支援については、「学びの継続に向けた取組」が求められています。不登校の状況や背景は、個々により異なっていることから、個々の状況に応じた多様な支援を行う必要があります。

(1) 学校に行くことができるが、自分のクラスに入りづらい児童生徒

・校内教育支援センターの環境充実事業（一部新規）

校内教育支援センターは、学校に行くことができるが教室に入りづらいなどの兆候がみられる児童生徒や、不登校から学校復帰する段階にある児童生徒が学校内で安心して学習したり、相談支援を受けたりすることができる自分の教室以外の学びの場です。

令和7年度は、市町が校内教育支援センターに指導員を配置する費用を支援するとともに、取組の成果をまとめ県内市町に周知しました。県内の設置状況は、小学校77校（全学校数の22.6%）、中学校110校（同73.3%）となっています。（令和7年7月県教育委員会調査）。

引き続き、令和8年度も、国事業を活用し、市町を支援することにより、校内教育支援センターの一層の設置促進を図ります。

(2) 家から出ることができるが、在籍する学校に行くことができない児童生徒
・市町における学びの多様化学校の設置検討の促進

令和7年度末に県立みえ四葉ヶ咲中学校での学びの様子や成果、設立時の取組について、市町教育委員会に周知しました。引き続き、各市町において学びの多様化学校の設置の検討が進むよう取り組みます。

(3) 家から出ることができるが、学校に行くことができない児童生徒

① 教育支援センターの機能強化

教育支援センターが、地域における不登校支援の中核となるよう、引き続き、指導員の配置や、スクールカウンセラーおよびスクールソーシャルワーカーの全センター配置に取り組むとともに、8地域の教育支援センターに重点的に配置することで、訪問型支援や地域の福祉や医療機関等との連携した取組を推進します。また、県が委嘱する不登校支援アドバイザー（9名）による、教育支援センターへの訪問型支援に係る助言や教育支援センターからの要請による訪問型支援を行います。

【重点配置】

桑名、鈴鹿、津、松阪、伊勢、伊賀、名張、熊野

※ 県立教育支援センターこもれびでは、引き続き、高校生年代の生徒等の学習支援、相談、体験活動、保護者支援等に取り組みます。

② 県立教育支援センターの運営

高校段階で不登校等の状況にある子どもたちの社会的自立に向けた支援を行う「県立教育支援センターこもれび」が4年目を迎えます。

令和7年度は54名の登録があり、利用する生徒への支援に加え、臨床心理士等が保護者からの相談に対応したり、指導員が所属校や関係機関とのケース会議に参加するなどの支援に取り組みました。令和8年度も、引き続き学習支援や体験活動、カウンセリング等に取り組みます。また、一人ひとりの状況に応じてオンラインの活用や訪問型支援に向けたアプローチを行います。

③ 学校外で学ぶ子どもたちへの支援

フリースクールが行う体験活動等への支援やフリースクールへの臨床心理士等の派遣を引き続き実施します。

また、令和7年度は、経済的な事情のある21世帯、28名（小学生19名、中学生9名）に対してフリースクール利用料を支援しました。令和8年度も引き続き支援します。

(4) 家から出ることができない児童生徒

① オンラインの居場所づくり

令和4年7月から、メタバースや遠隔会議システムを活用した交流や施設見学などの機会づくりに取り組んでいます。広島県、愛媛県、宮崎県とそれぞれの企画に参加するなどの連携も進めており、令和7年度は65回実施し、のべ637名が参加しました。令和8年度も引き続き実施します。

【令和7年度に実施した企画の例】

- ・「MieMu 発掘展（学芸員による古墳や資料の紹介）」
- ・大学生スタッフによる「数学クイズ」「エレクトーンコンサート」など

② アウトリーチ支援（訪問型支援）

学校とつながっていない不登校の状況にある児童生徒やその保護者に対して、教育支援センターに配置したスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーおよび不登校支援アドバイザー等が、個々の状況に応じて積極的に働きかけることで、関係機関と連携した支援を行います。

(5) すべての子どもたちが安心して過ごすことができる学校づくり

① レジリエンス教育

令和3年度から、学校生活や友人関係などで、つまずきや失敗、思うようにいかない状況をしなやかに受け止めて適応し、回復する力（レジリエンス力）を育む取組を実践しており、これまでの取組から、レジリエンス力の育成は、自己肯定感や自己効力感、学習意欲等の向上につながることが分かっています。

令和7年度は、32校で実践し、研修会や交流会の開催により各校での実践につなげるとともにこれまでの成果をふまえ、新たに発達段階に応じたプログラムを作成し、県内の公立学校に周知しました。

令和8年度は、これまでのプログラムの成果をふまえ、朝学活やSHR等において短時間で取り組むことができるプログラムの作成を行います。

② 学びの継続に向けた柔軟な支援（遠隔授業）

県立高等学校では、長期の欠席により学習に大きな空白ができないよう、引き続き、高等学校修了要件である74単位のうち36単位までを上限として、1人1台端末等を活用した在籍校の授業を自宅等で受けられる取組を実施します。

5 不登校児童生徒の保護者への支援

① 不登校の保護者相談会

保護者の方が適切な支援につながる機会となるよう、令和7年度は県内9会場で、不登校の経験者や保護者および支援者による講演会、保護者同士の交流会、SC・SSW等との個別相談会を実施し、のべ180名の参加がありました。令和8年度も引き続き県内9会場で開催します。

② AI チャット相談モデル事業（新規）

不登校児童生徒の保護者の心の負担を軽減し、必要な支援へとつなげるための初期相談や情報提供のあり方を検証することを目的とし、24時間いつでも対応可能な AI チャットを活用した相談対応についてモデル事業を行います。

6 不登校の効果的な支援策を検討するための関係者会議の開催

令和5年度から、有識者や学校関係者、市町教育支援センターや民間団体の関係者、臨床心理士、福祉や医療の関係者等による「不登校児童生徒支援推進検討会」を開催し、支援のあり方について意見を頂いています。令和7年度は、医療機関との連携について意見をいただきました。令和8年度も引き続き医療機関との連携のあり方等について検討します。

17 子どもたちの安全・安心の確保について

生涯にわたる心の健康維持のための「SOSの出し方に関する教育を含む自死予防教育」を推進します。また、学校・地域・関係機関が連携して通学路等における子どもたちの安全確保に取り組む体制を構築するとともに、子どもたちが危険予測、危険回避の能力を身につけるよう安全教育を推進します。

1 現状と課題

(1) 児童生徒の自死者数

近年、児童生徒の自死者数は増加傾向にあり、本年3月に厚生労働省と警察庁から発表された「令和7年中における自殺の状況」では、全国の小中高生の自死者数は538人となり、統計を取り始めた昭和53年以降で最多となっています。また、前回の発表から、都道府県別人数や校種別・男女別人数も3人以上の場合は公表されるようになり、本県における令和7年中の小中高生の自死者数は10人で、全員が高校生（男性4人・女性6人）であることが公表されました。

本県においても児童生徒が自死する事案が毎年発生しており、深刻な状況が続いています。令和4年8月に県立高校の生徒が自死したことについて、令和5年2月から令和6年6月にかけて第三者委員会（以下、「委員会」という。）による調査を実施しました。委員会から、「子どもがSOSの出し方等について学ぶ自死予防教育を実施すること」、「教職員に対するゲートキーパー研修等を実施すること」等の提言があり、提言をふまえた対策を進めてきたところですが、子どもの自死予防に向けた取組を一層推進していく必要があります。

【全国の児童生徒月別自死者数】

(単位:人)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
令和3年	45	37	41	37	49	41	43	38	37	28	48	29	473
令和4年	42	29	48	31	40	62	39	44	57	37	41	44	514
令和5年	43	24	27	53	39	38	43	52	54	61	37	42	513
令和6年	42	43	28	47	42	53	49	40	59	45	49	32	529
令和7年	51	36	36	33	47	43	48	45	62	52	50	35	538
平均	44.6	33.8	36	40.2	43.4	47.4	44.4	43.8	53.8	44.6	45	36.4	513.4

(出典)「令和7年中における自殺の状況」(厚労省・警察庁)

(2) 児童生徒の交通事故の状況

令和7年度における本県の児童生徒の交通事故の発生件数は、県立高等学校は436件、公立小中学校は423件で、令和6年度と比較すると、県立高等学校は29件増加、公立小中学校は96件減少となっています。交通事故のうち、自転車運転中の事故が、県立高等学校で392件で全体の89.9%、公立小中学校で361件で全体の85.3%となっています。

【県立高等学校における交通事故の発生状況】

(単位：件)

年	第1当事者（加害・自損）			第2当事者（被害）				合計
	四輪	二輪	自転車	四輪	二輪	自転車	歩行中	
R3	1	7	121	7	4	284	7	431
R4	2	4	134	11	4	281	15	451
R5	6	12	156	21	3	263	14	475
R6	3	14	115	14	4	242	15	407
R7	2	10	129	8	10	263	14	436

【公立小中学校における交通事故の発生状況】

(単位：件)

年	第1当事者（加害・自損）		第2当事者（被害）			合計
	自転車	その他	自転車	徒歩	その他	
R3	47	0	316	51	13	427
R4	49	0	318	69	32	468
R5	31	0	359	62	25	477
R6	27	2	391	88	11	519
R7	26	0	335	54	8	423

(生徒指導課統計に基づき作成)

各市町の通学路交通安全プログラムに基づく合同点検の結果をふまえ、対策必要箇所の安全対策について、関係部局と取り組むとともに、安全教育の推進や見守り活動の強化等を通じて、地域社会全体で子どもたちを守る体制づくりを進める必要があります。

また、自転車乗車中の死亡事故のうち、半数以上が頭部に致命傷を負っている中、令和7年度に実施した県立高校の生徒の通学時におけるヘルメット着用率が11.4%と低いことから、着用率を上げる取組が必要です。

2 令和8年度の取組

(1) 子どもの自死予防のための取組

子どもが不安や悩みを抱えたときに適切に他者にSOSを出す方法や、教職員が子どもからのSOSを受けたときに適切に対処する方法を学ぶための動画教材、保護者が子どものサインに気づけるようにするための啓発動画の作成に令和6年度から取り組み、令和7年7月に各学校に作成した動画教材等を提供しました。この動画教材等の活用をはじめ、県立こころの医療センター等の関係機関とも連携し、子どもの自死予防の取組を進めます。

(2) 自転車乗車中のヘルメット着用推進

本年度の着用率調査の結果をふまえ、県立学校の管理職や教員対象の会議等で、あらためてヘルメット着用の重要性を伝えるとともに、ヘルメット着用の努力義務を校則に記載するなどの方法で、各校におけるヘルメット着用に向けた取組を一層進めることについて、方針の徹底を図ります。

また、関係機関と連携した各学校の取組を推進するとともに、ヘルメット着用を含めた交通安全について生徒同士が意見交換する「三重県高校生バイシクルサミット」を開催するなどして生徒主体の取組を推進します。

(3) 通学路の安全対策

令和6年度実施の通学路における合同点検で把握した対策必要箇所のうち、学校および市町教育委員会が担当する208箇所については、令和7年度末までにすべての箇所で簡易な看板設置やスクールガード（学校安全ボランティア）の配置等の対策を実施しました。令和7年度に新たに把握した、対策必要箇所は635箇所で、学校および市町教育委員会が担当する箇所は195箇所となっており、その195箇所のうち190箇所（97.4%）で対策を実施しました。進捗状況については、県土整備部や県警察本部と連携して引き続き確認するとともに、対策の進まない箇所については、当該市町への個別の聴き取りを行い、対策に向けて助言するなど、児童生徒の安全確保を図ります。

(4) 地域社会全体での見守り

通学路等における子どもの安全確保のため、県警察本部と連携してスクールガード（学校安全ボランティア）のスキルアップを図る講習会を実施します。また、スクールガード・リーダーを育成する講習会を実施し、スクールガード・リーダーを核とした地域の見守り体制の整備を進めます。

(5) 安全対策の推進

学校安全アドバイザーを委嘱し、相可高校を拠点校に、通学路の安全点検や安全マップの作成を通して地域の小中学校と連携した交通安全教育および防犯教育を推進します。また、その成果を広く県内に普及します。

(6) 教員対象の防犯・交通安全講習会の実施

児童生徒の危険予測・危険回避能力を育成するため、教員を対象とした校種別の防犯講習会および交通安全講習会を開催し、指導力向上の取組を進めます。

18 人権教育について

本県では、「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」のもと、人権に関する問題への取組を推進し、「不当な差別その他の人権問題のない、人権が尊重される社会の実現」を図っています。県教育委員会では、三重県人権教育基本方針に以下の主な個別的な人権問題を解決に向けて取り組むべき問題として位置づけ、子どもがそれらの問題を自分の課題としてとらえ、自他の人権を守るための実践行動ができる力を身につけられるよう「教職員の育成・支援」、「人権感覚あふれる学校づくり」、「人権尊重の地域づくり」の取組を進めています。

主な人権問題とは、部落問題、障がい者、外国人、子ども、女性の人権に係る問題のほか、高齢者、患者（HIV感染者・エイズ患者、ハンセン病元患者、難病患者等）、犯罪被害者、アイヌの人々、刑を終えた人・保護観察中の人等の人権に係る問題、性的指向・性自認、貧困等、ひきこもりに係る人権課題、インターネットによる人権侵害、災害と人権、北朝鮮当局による拉致問題等 などです。

1 三重県人権教育基本方針に基づく取組

(1) 教職員の育成・支援

教職員が、確かな人権感覚と指導力をもって人権教育に取り組めるよう、教職員の指導を行う管理職や各校の人権教育推進担当者等、人権教育を進める要となる教職員を対象に研修を行い校内全体への取組の広がりをつくとともに、教職員が必要とする情報の提供や相談支援等を行っています。

(2) 人権感覚あふれる学校づくり

- ① 教科等指導、生徒指導、学校経営などの教育活動全体を通じて一人ひとりの存在や思いが大切にされる学校づくりに取り組み、子どもが安心して学ぶことのできる環境づくりを進めています。
- ② 人権尊重の意識や実践行動ができる力を育むため、人権学習の内容の充実に努めています。

(3) 人権尊重の地域づくり

地域に人権尊重の意識を広めるため、学校が行う人権教育に係るさまざまな取組や課題について、家庭・地域（自治会・NPO等）と情報共有や協議を行い、教育的に不利な環境のもとにある子ども等の支援や、保護者・地域住民とともに子どもの主体者意識を育む人権学習活動等に取り組んでいます。

2 課題

(1) 教職員の育成・支援

県内の教職員が土地購入に際して部落差別を行うという事案が発生したことを受け、令和6・7年度に、全教職員が部落問題の理解を深め、人権感覚を磨くための校内研修を全公立学校で実施しました。各校の実施報告から、次のことが今後の課題となっています。

- ・教職員の部落問題認識を深め、人権意識を向上させるためには、継続した研修の実施が必要であること
- ・人権学習の実施等、研修での学びを教育活動に生かしていく必要があること

(2) 人権感覚あふれる学校づくり

学校において、人権侵害（差別事象）が発生し、その背景に地域の差別意識や学習の不十分さ等の要因があることが分かっています。一方、近年、個別的な人権問題に関する法律や条例の施行がなされており、令和4年には人権教育の推進を規定した「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」が制定されるなど、人権問題を解決するため人権教育の果たすべき役割の重要性が増しています。

(3) 人権尊重の地域づくり

地域の人々の関係性の希薄化・地域コミュニティの弱体化が課題となっている中で、家庭の経済状況や社会的事情等によって子どもの将来が左右されないよう、教育的に不利な環境のもとにある子どもの自己実現を可能にするための取組が求められています。

本県では、学校・家庭・地域が連携して教育的に不利な環境のもとにある子どもの自己実現を支える「子ども支援ネットワーク」がすべての中学校区で整備されています。これまでの成果を参考に、各学校における子どもの主体性を育む社会的活動を促進し、人権尊重の意識や主体性を育む必要があります。

3 今後の対応

(1) 教職員の育成・支援

令和6・7年度にすべての公立学校で実施した校内研修の実施報告から明らかになった課題をふまえ、内容を新たにして、昨年度に引き続き全教職員を対象に次の取組を行います。

- (ア) 「校内研修活性化のための動画等研修資料」を配付
- (イ) (ア)の資料を活用した校内研修を全公立学校で実施

また、教職員の人権感覚や指導力等の資質向上に向け、さまざまなニーズに即して、引き続き次のような育成・支援を行います。

- (ウ) 管理職や人権教育推進委員会等代表者等を対象とした研修会を実施
- (エ) 学校が開催する研修会等を指導主事等が支援
- (オ) 人権教育の取組の推進につながる情報提供と人権教育相談を実施
- (カ) 教科等さまざまな場面で個別的な人権問題に関する学習を促進するための指導資料を作成

(2) 人権感覚あふれる学校づくり

人権問題への理解を深める学習活動の充実と子どもが安心して学べる環境づくりを進めます。

- (ア) 人権学習の実践研究や人権学習指導資料等の活用促進を通して、個別的な人権問題を解決するための教育を推進
- (イ) 教育活動全体を通じた人権教育が進められるよう、人権教育サポートガイドブックや人権教育サポートガイドブックⅡの活用を促進
- (ウ) 人権が尊重される授業づくりについての実践研究を推進
- (エ) 人権教育カリキュラムの活用・改善により、学校における人権教育を総合的・系統的に推進

(3) 人権尊重の地域づくり

学校における人権教育の取組を通じて保護者や地域住民の人権意識を高め、子どもの成長を支える地域連携の仕組みづくりを進めます。

- (ア) 学校が進める人権教育について家庭・地域がともに協議や共通理解を行う人権教育推進協議会や子ども支援ネットワークの活動を活性化
 - (イ) 家庭・地域に人権尊重の意識を広める活動を推進し、子どもが各地域で取り組んだ教育活動の成果を発表し、自分たちにできることを話し合う「『人権が尊重される三重』をつくるこどもサミット」を実施
- ≪「人権が尊重される三重」をつくるこどもサミット≫

【対象】

応募のあった県立学校、小中学校・義務教育学校、中学校区、人権サークル等

【開催日および場所】

令和8年12月25日（金） 県庁講堂で開催予定

【概要】

- ・児童生徒が「学んだこと」「取り組んだこと」の報告と、それらを通して感じたことや訴えたいことをプレゼンテーション形式で発表
- ・小グループに分かれて感想交流
- ・「差別をなくすために自分にできること」をテーマに意見交換し、「差別の解消に向けてこれから取り組みたいこと」「おとなに対する問題提起」等を発表

19 体力向上について

子どもの体力向上に資するよう、スポーツ庁は、平成20年度から小学校5年生と中学校2年生の全員を対象に「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（以下「全国体力調査」という。）を実施しています。

令和7年度全国体力調査の結果から見た、本県の子どもの体力等の現状と今後の取組については、以下のとおりです。

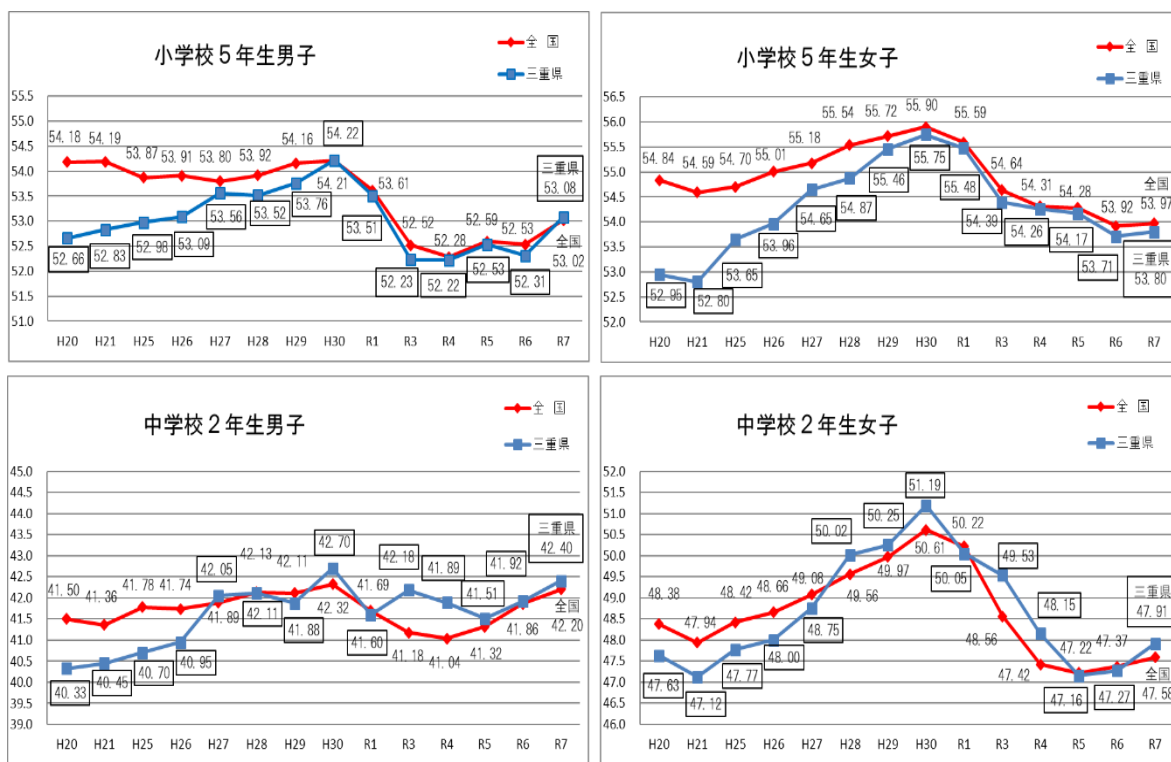
1 現状

(1) 児童生徒の体力・運動能力について

① 体力合計点について

体力合計点は、全国と比較すると、小学校男子及び中学生は上回り、小学校女子は下回りました。前年度の本県と比較すると、すべての種別で上回りました。

＜体力合計点〔握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20m シャトルラン（持久走）、50m 走、立ち幅とび、ボール投げの8種目総得点〕の推移＞



② 種目別得点について

種目別に、全国と比較すると、小・中学生合わせて34種目中18種目が上回り、1種目が同値でしたが、15種目が下回りました。前年度の本県と比較すると、小・中学生合わせて34種目中26種目が上回り、1種目が同値でしたが、7種目が下回りました。

<体カテスト種目別および体力合計点の結果>

小学校5年生 調査種目	男子			女子		
	R7年度	R7年度	R6年度	R7年度	R7年度	R6年度
	三重県	全 国	三重県	三重県	全 国	三重県
握力 (kg)	↑ 16.20	15.96	16.03	↓ 15.72	15.61	15.85
上体起こし (回)	↑ 18.96	19.46	18.39	↑ 17.85	18.36	17.40
長座体前屈 (cm)	↑ 33.79	33.88	33.67	↑ 38.20	38.15	38.01
反復横とび (点)	↑ 41.86	40.89	41.07	↑ 39.78	38.70	39.28
20mシャトルラン(回)	↑ 47.88	47.94	46.52	↑ 36.21	36.85	36.06
50m走 (秒)	↑ 9.52	9.46	9.54	↓ 9.89	9.77	9.86
立ち幅とび (cm)	↑ 151.22	150.93	150.46	↓ 142.34	142.34	143.43
ソフトボール投げ (m)	↑ 21.14	21.06	20.68	↓ 13.22	13.11	13.40
体力合計点※ (点)	↑ 53.08	53.02 (R6:52.53)	52.31	↑ 53.80	53.97 (R6:53.92)	53.71

: 全国を上回る
 ↑ : 令和6年度の三重県を上回る
 ↓ : 令和6年度の三重県を下回る

※体力合計点：各調査種目（8種目）の成績を1点から10点に得点化し、合計した得点

中学校2年生 調査種目	男子			女子		
	R7年度	R7年度	R6年度	R7年度	R7年度	R6年度
	三重県	全 国	三重県	三重県	全 国	三重県
握力 (kg)	↑ 29.07	28.95	28.87	↑ 23.18	23.15	23.14
上体起こし (回)	↑ 25.69	26.09	25.47	↑ 21.24	21.70	20.83
長座体前屈 (cm)	↑ 45.51	45.12	43.99	↑ 47.44	46.99	46.28
反復横とび (点)	↑ 52.44	51.64	52.37	↑ 46.44	45.74	46.44
持久走 (秒)	↑ 416.41	409.25	419.18	↑ 315.23	309.66	317.23
20mシャトルラン(回)	↑ 77.37	78.82	77.35	↓ 50.05	50.60	50.06
50m走 (秒)	↓ 8.02	8.00	7.99	↓ 9.05	8.97	9.01
立ち幅とび (cm)	↑ 198.53	197.51	197.34	↑ 166.58	166.44	165.79
ハンドボール投げ (m)	↑ 21.11	20.74	20.82	↑ 12.69	12.43	12.54
体力合計点※ (点)	↑ 42.40	42.20 (R6:41.86)	41.92	↑ 47.91	47.58 (R6:47.37)	47.27

: 全国を上回る
 ↑ : 令和6年度の三重県を上回る
 ↓ : 令和6年度の三重県を下回る

※持久走と20mシャトルランについては、どちらかを選択して実施
 ※体力合計点：各調査種目（8種目）の成績を1点から10点に得点化し、合計した得点

(2) 運動意識・生活習慣・運動習慣について

① 運動意識・生活習慣について

- ・運動意識について、「運動やスポーツをすることは好き」「体育・保健体育の授業は楽しい」「将来、自主的に運動やスポーツをする時間を持ちたい」と回答した本県の児童生徒の割合は、全国と比較すると、すべての種別において上回りました。

- 生活習慣について、「朝食を毎日食べる」と回答した本県の児童生徒の割合は、前年度の本県と比較すると、小学生および中学校男子においては上回りました。また、「睡眠時間が8時間以上」と回答した本県の児童生徒の割合は、全国および前年度の本県と比較すると、すべての種別において上回り、「平日のスクリーンタイムが4時間以上」と回答した本県の児童生徒の割合は、前年度の本県と比較すると、小学生および中学校男子に改善が見られました。

<運動意識・生活習慣に係る令和7年度と令和6年度の本県と全国の比較>

小学校5年生 調査内容		男子			女子		
		R7年度 三重県	R7年度 全 国	R6年度 三重県	R7年度 三重県	R7年度 全 国	R6年度 三重県
運動意識	運動やスポーツをすることは好き (%)	↑ 74.4	72.7	73.9	↑ 55.9	54.1	55.7
	体育の授業は楽しい (%)	↓ 76.4	73.7	77.2	↓ 59.6	56.9	61.5
	将来、自主的に運動やスポーツをする時間を持ちたい (%)	↓ 64.4	64.2	66.7	↓ 52.6	51.2	55.9
生活習慣	朝食を毎日食べる (%)	↑ 81.6	82.5	78.4	↑ 78.4	80.4	76.5
	睡眠時間が8時間以上 (%)	↑ 73.2	71.8	69.6	↑ 74.5	73.7	72.7
	平日のスクリーンタイムが4時間以上 (%)	↑ 27.3	27.4	31.1	↑ 23.4	22.8	26.7

 : 全国を上回る
 ↑ : 令和6年度の三重県を上回る
 ↓ : 令和6年度の三重県を下回る

※平日のスクリーンタイム（学習以外で、1日当たりのテレビやDVD、ゲーム機、スマートフォン、パソコン等の画面を見る時間）については、数値が低い方を良好な評価とします。

中学校2年生 調査内容		男子			女子		
		R7年度 三重県	R7年度 全 国	R6年度 三重県	R7年度 三重県	R7年度 全 国	R6年度 三重県
運動意識	運動やスポーツをすることは好き (%)	↑ 68.4	66.4	66.4	↑ 44.9	43.0	43.1
	保健体育の授業は楽しい (%)	↑ 63.4	56.8	62.4	↓ 41.9	38.0	42.9
	将来、自主的に運動やスポーツをする時間を持ちたい (%)	↑ 62.7	61.9	61.0	↑ 42.8	41.2	40.5
生活習慣	朝食を毎日食べる (%)	↑ 81.0	81.9	80.2	↓ 73.8	74.4	74.6
	睡眠時間が8時間以上 (%)	↑ 39.7	38.1	36.6	↑ 31.1	28.4	28.2
	平日のスクリーンタイムが4時間以上 (%)	↑ 33.3	30.0	33.7	↓ 32.0	29.2	31.6

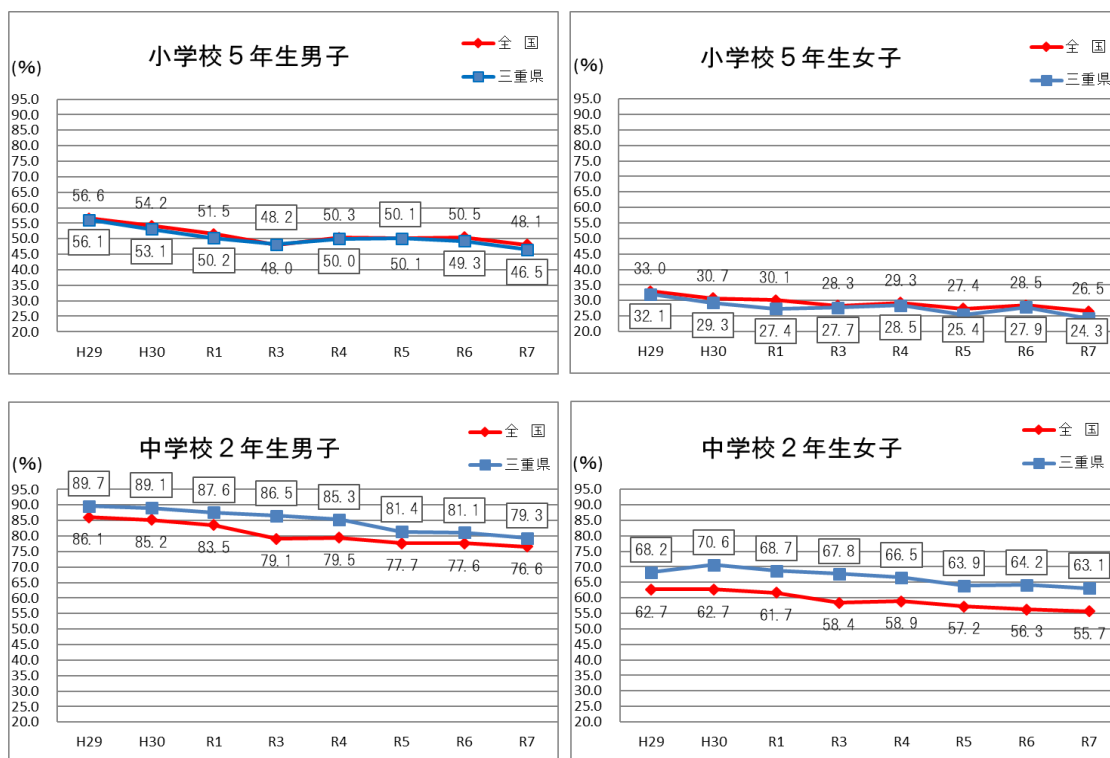
 : 全国を上回る
 ↑ : 令和6年度の三重県を上回る
 ↓ : 令和6年度の三重県を下回る

※平日のスクリーンタイム（学習以外で、1日当たりのテレビやDVD、ゲーム機、スマートフォン、パソコン等の画面を見る時間）については、数値が低い方を良好な評価とします。

② 運動習慣について

運動習慣について、体育・保健体育の授業を除く1週間の総運動時間420分以上の児童生徒の割合は、全国と比較すると、小学生は下回りましたが、中学生は上回りました。前年度の本県と比較すると、すべての種別において下回るとともに、減少傾向が続いています。

<運動習慣について 体育・保健体育の授業を除く1週間の総運動時間420分以上の割合の推移>



体育・保健体育の授業を除く1週間の総運動時間が420分以上の児童生徒
 = 運動時間が1日平均60分以上の児童生徒 = 運動習慣のある児童生徒

(3) 体力向上に係る学校の取組等について

「児童生徒が主体的に体力向上に取り組むための取組」について、全国と比較すると、中学校は、概ね上回りましたが、小学校は、下回っている項目が多くなっています。

		Q2. 児童生徒が主体的に体力向上に取り組むための取組 (複数回答可)						
		1. 授業改善に取り組んでいる	2. 授業以外で、取組を行っている	3. 家庭・保護者に対して働きかけを行っている	4. 地域と連携して取組を行っている	5. 運動時間が少ない児童に対して取組を行っている	6. 特にしていない	7. その他
小学校	全国	90.8%	78.9%	34.9%	21.1%	19.1%	0.6%	0.7%
	三重県	91.8%	69.0%	42.8%	19.2%	15.8%	0.3%	0.6%
中学校	全国	97.3%	50.7%	17.8%	14.7%	15.9%	0.5%	0.8%
	三重県	97.0%	59.8%	22.5%	19.5%	21.3%	0.6%	0.0%

2 課題と今後の方向性

- ・本県の子どもたちは、運動意識は高いものの、自ら運動している子どもたちの割合は減少傾向にあります。さらに、各学校における「児童生徒が主体的に体力向上に取り組むための取組」については、全国よりも下回っている取組も多いことから、市町教育委員会と連携し、各学校における取組を一層進める必要があります。
- ・生活習慣は改善傾向にあり、良好な生活習慣が健康の保持増進と体力の向上につながることから、引き続き、取組を推進する必要があります。

3 今後の具体的な取組

(1) 学校訪問や研修会の実施

・新取組の推進と教員研修の充実

当課が主催する研修会において、令和7年度から新たに取り組んでいる遊びの要素を取り入れた楽しんで取り組める運動である「体力向上トライアル運動」を周知します。各学校の体育・保健体育の授業や体育授業以外の取組である「1学校1運動」に、「体力向上トライアル運動」を取り入れることで、運動することの楽しさを実感し、運動への意欲の向上をさせることで、子どもたちの良好な運動習慣の定着を図ります。

また、小・中・三重県体力調査に抽出された高等学校を対象とするブロック別協議会において、全国体力調査結果の共有や体力向上マネジメント指導者養成研修の還流報告、各学校における体力向上の取組の好事例の取組紹介等を行い、各学校における運動意欲の高まる取組の充実と体力向上のPDCAサイクルの確立を推進します。

・指導主事による計画的な学校訪問、支援・助言

小学校体育指導充実非常勤講師配置校（15校）を中心に学校訪問を行い、それぞれの学校の現状や課題に対して、各学校における体力向上を図る取組を支援・助言します。

・アスリートの学校派遣

国の「アスリート派遣（アスリーチ）」事業を活用し、小・中・高・特別支援学校において、アスリート・パラアスリートによる体育・保健体育の授業を実施することで、子どもたちの運動やスポーツへの意欲を高め、自主的に運動したいと思う子どもたちの増加につながるよう、教員の指導力向上を図ります。

【実績】（小・中・高・特別支援学校）R6：34校 R7：35校

(2) 良好な生活習慣の定着

体力の基盤となる健康な体づくりに向けて、子どもたちが自らの生活をマネジメントする力の育成をめざし、「生活習慣チェックシート」等の活用の促進や、朝食の摂取をはじめとする望ましい食習慣の定着に向け、「みえの地物が一番！朝食メニューコンクール」をより一層推進し、市町教育委員会と連携し、各学校における家庭と連携した取組の推進に向けて支援します。

20 部活動の地域展開等について

1 現状

(1) 部活動の地域展開とは

少子化の進行や指導者不足等の理由から、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、生徒にとって望ましい部活動を持続可能なものとするためには、休日における中学校の部活動の段階的な地域展開を進めていく必要があります。

部活動改革の理念等をよりの確に表すため、国においてこれまで使用されていた「地域移行」という名称が「地域展開」に変更されました。

国では、令和8年度から13年度を改革実行期間と定め、原則、すべての中学校部活動において休日の地域展開の実現をめざすこととしています。

※「地域展開」とは、これまで学校が主体となってきた部活動を、学校と地域が連携しながら地域が主体となって生徒のスポーツ・文化芸術活動を支える仕組みを指します。

(2) 県の状況

令和7年度に県教育委員会が行った公立中学校を対象とした調査では、運動部全1,418部活動のうち827部活動(約58%)、文化部全321部活動のうち78部活動(約24%)で地域展開等(地域展開または地域連携)の取組が行われており、29市町すべてにおいて、少なくとも1つ以上の部活動の地域展開等が実施されています。

休日の地域展開の完全実施時期については、すでに1町が実施済みとしているほか、令和8年度中の実施予定が9市町、令和13年までの実施予定が5市町となっています(令和8年3月末現在)。

(3) これまでの県の取組

①国の地域クラブ活動への移行に向けた実証事業

令和7年度は、休日の部活動の地域展開を促進するため地域クラブ活動の体制整備に関する国の実証事業(国費10/10)を9市町で実施しました。

②県単独補助事業(部活動の地域移行スタートアップ補助事業)

地域クラブ化をめざした部活動への外部指導者の配置に要する経費など、国の実証事業の対象とはならないものについても、県による補助事業(部活動の地域移行スタートアップ補助事業)を実施し、令和7年度は、5市町に補助を行いました。

③その他の取組

- ・地域展開の推進体制として方向性や課題の検討等を行う、有識者による県の協議会「部活動のあり方検討委員会」を開催（R7：年4回）
- ・先進事例や課題の共有等を行う、市町担当者との意見交換会を実施（R7：年2回）
- ・市町、外部団体等との調整を行う、部活動改革コーディネーターを県教育委員会において任用
- ・指導者不足を解消するため、R7年2月20日よりみえ地域クラブ活動人材バンクの運用を開始（令和8年3月末日時点298名の指導希望者が登録）など

2 課題

（1）人材・受け入れ団体の確保と指導者の育成

地域展開における部活動の実施主体となる地域クラブおよび地域クラブを統括する運営団体の確保が求められるとともに、安全管理を含む適切な指導を行うための指導者の育成が求められます。

（2）地域、市町ごとの進捗差

改革推進期間（令和5～7年度）において、市町や地域ごとに取組の進捗状況に差が出てきています。特に人材や関係団体、施設等が限られている市町では、体制整備に向けた取組の進め方に課題を感じていることも多く、画一的な対応ではなく、実情に応じた支援が必要です。

3 今後の取組

（1）市町に対する支援

国補助事業を活用し、地域クラブ活動の活動費等（指導者謝金・旅費、事務局員人件費等）を支援します。

また、令和8年度においても、地域展開にまでは至らない段階であることなどから国の補助事業の対象とならない部活動への外部指導者の配置に要する経費などについて、県単独での補助を実施します。令和8年度については、新たにコンサルタント派遣に係る費用も対象とすることで、単独では地域展開の第一歩を踏み出すことが難しい市町を支援し、市町による進捗差の解消を図ります。

また、広域的な課題である指導者の確保および育成については、人材バンクの周知・広報のほか、人材バンク登録者対象のオンデマンド研修を実施します。

(2) 県ガイドライン改訂と制度導入支援

「改革実行期間」における国としての考え方を示す「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（以下、「国ガイドライン」という）が、令和7年12月に策定されました。国ガイドラインでは、構成の見直しに加え、「地域クラブ活動の認定制度」の導入や現代的課題への対応が新たに追加されたため、現行の「三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針」（以下、「県ガイドライン」という）を、国ガイドラインに合わせて改訂を行います。

また、地域クラブ活動の認定制度や指導者登録制度について、要件や手続き、役割分担等に関する情報提供や助言を行い、制度の円滑な導入・運用を支援します。

地域クラブ活動の認定制度について

(1) 認定制度の概要

市町が定める認定要件および手続きに基づき、中学校部活動を継承し、一定の水準を満たす団体等を「認定地域クラブ活動」として認定する制度です。

(2) 認定のメリット

認定されたクラブは、財政支援や学校施設の優先利用・使用料の減免等の公的支援の対象となります。

(3) 認定の要件と確認事項

活動時間や休養日、指導者の体制などの市町が認定する際の要件とその要件を満たす条件をチェックする確認事項については、県がモデルを作成し、県ガイドラインに示します。

4 部活動遠征中に起きたバス事故に係る対応について

(1) 部活動における生徒輸送の現状調査の実施

生徒の安全・安心が確保されているかを確認するためすべての県立学校および私立学校に対して、令和7年度中の部活動における生徒輸送の現状調査を実施し、6月中に結果を取りまとめる予定です。

(2) 今後の対応について

この調査の結果に加え、今回の事案の推移や国における検討状況もふまえて、県としての対応を検討します。

また、市町教育委員会にも本調査について情報を提供します。

2 1 学校保健について

1 学校保健の推進

近年の社会環境や生活様式の急激な変化は、児童生徒等の心身の健康に大きな影響を与え、生活習慣の乱れ、メンタルヘルスの問題、アレルギー疾患の増加、性に関する問題、薬物乱用の問題、感染症など、多様な健康課題が生じています。

これらの健康課題に適切に対応し解決するためには、関係機関が連携し、学校教育活動全体で健康教育を推進していく必要があります。

県教育委員会では、これらの現状をふまえ、特に以下の取組を進めます。

(1) 感染症対策

学校における感染症対策については、予防、早期発見・早期治療、まん延の防止の3点が重要です。そのため、県教育委員会では、各学校や関係機関がその流行状況等について把握し、感染の予防や拡大の防止に向けた適切な対策を講じることができるよう、学校等欠席者・感染症情報システム（症候群サーベイランスシステム）の適切な運用について周知します。

また、政府や文部科学省から示される通知や留意事項などをふまえ、感染症対策を適切に講じつつ、さまざまな教育活動が円滑に行え、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるように取り組んでいきます。

(2) 熱中症事故防止

今般、全国的に夏季において非常に気温が高く、熱中症による健康被害が懸念されています。児童生徒等の熱中症を防ぐため、暑さ指数（WBGT）等に基づいて学校教育活動の実施の可否を判断し、児童生徒等へ適切に指導を行うこと等が必要です。

そのため、活動場所のWBGTが31以上の場合は「運動は中止する」、WBGTが28以上31未満の場合は「熱中症の危険性が高いため、激しい運動や体温が上昇しやすい運動は避け、必要に応じて運動は中止する」等、WBGTに応じた対応方針を示すほか、「熱中症特別警戒アラート」が発表された時には原則として休校の対応とする等の方針も示し、児童生徒の安全・安心を確保するため熱中症事故防止の徹底を図っています。

さらに、より安全な学校づくりにつながるよう、教育活動中だけではなく登下校時や日常生活でも、熱中症の予防について児童生徒自身が正しい知識を持ち、対応できるようにしておくことについても周知しています。適切な熱中症予防行動を行うことができるよう、各学校の熱中症ガイドラインの徹底を図るとともに、積極的に自校の熱中症事故防止の取組を学校通信やメール配信、ホームページ掲載などで保護者に発信、共有するなど、学校、生徒、保護者が一体となった取組を進めます。

(3) 歯と口の健康づくり

本県の12歳児のDMFT指数（一人平均むし歯数）は、令和6年度は0.65本と、依然として全国平均の0.53本より高くなっています。県教育委員会では、「歯と口の健康づくり」推進校を指定し、専門医や学校関係者等による検討委員会を組織し、課題等について協議するとともに、専門医等を学校に派遣しています。

むし歯予防に有効なフッ化物洗口については、県内の小・中学校、特別支援学校を合わせた令和7年度の実施校が97校となり、前年度の73校から24校増加しました。今後も、市町等教育長会議や市町健康教育担当者連絡協議会等において、その有効性や安全性、実施方法などについて説明するとともに、県歯科医師会、県医療保健部と連携して研修会や先進地視察を実施します。さらに、各市町教育委員会を訪問し、情報提供と実施に向けた協議を行い、フッ化物洗口への理解促進と実施校拡大を図ります。

(4) 性に関する指導

性に関する指導は、学習指導要領に基づいて授業で実施されるほか、発展的な内容については、教科の授業以外での集団指導や個別指導において実施しています。発展的な内容を取り扱う際には、児童生徒の発達段階をふまえること、学校全体で共通理解を図ること、保護者の理解を得ることなどに配慮するとともに、事前に集団で一律に指導する「集団指導」の内容と、個々の児童生徒の状況等に応じ個別に指導する「個別指導」の内容を区別しておくことに留意して実施しています。

児童生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動を取ることができるよう、各学校の状況に応じて、希望する県立学校に産婦人科医や助産師等を派遣しています。

(5) 子どものメンタルヘルス

複雑化・多様化する子どもの心身の健康課題に対応するため、毎年度、教職員やスクールカウンセラー、学校医等を対象とした講習会を開催し、子どものメンタルヘルスに関する理解と支援力の向上を図っています。内容は年度ごとに異なりますが、感覚過敏や睡眠など、子どもの実態に応じたテーマを取り上げ、安心して学べる教育環境づくりに取り組んでいます。

(6) 薬物乱用防止教育

薬物乱用と健康との関わりについて、子どもたちが早い時期から認識を深められるよう、関係機関と連携して薬物乱用防止教室や教職員を対象にした指導者講習会を開催します。なお、近年の動向もふまえ、これらの教室・講習会においては、いわゆるオーバードーズ（医薬品の過量摂取）の問題についても取り扱っています。

(7) 若年層（高校生）の献血

高校生が献血の意義や制度について理解し、自ら行動できる態度を育成するため、医療保健部や県赤十字血液センターと連携し、自主的な献血につながるよう「献血セミナー」を見直すとともに、献血バスの導入、献血ルームの利用促進について、引き続き働きかけていきます。

(8) がん教育

がん教育については、中学校学習指導要領では令和3年度から、高等学校学習指導要領では令和4年度から保健体育の授業で、がんについても取り扱うものとする記載されています。

子どもたちが、発達段階に応じてがんについて学び正しく理解することを通じて、自他の健康と命の大切さについて主体的に考えることができるよう、国の外部講師を活用したがん教育等現代的な健康課題理解増進事業を活用して、がん教育を推進します。

また、医療機関や市町教育委員会、がん経験者、県行政関係者からなる協議会を開催するとともに、教職員等を対象に研修会を開催し、小中学校および県立学校のがん教育授業に外部講師を派遣します。

(9) 学校保健推進体制支援事業

複雑化・多様化する個別の現代的健康課題を抱える児童生徒たちに対し、養護教諭がより一層きめ細かな心身のサポート・ケアを行える体制の構築や専門性の向上がこれまで以上に求められていることから、大規模で一人配置の学校へ退職養護教諭等を派遣して、定期健康診断や疾病管理等の保健管理、児童生徒等への保健指導や健康相談、感染症に係る衛生管理等の業務について支援を行います。なお、令和7年度は県内小・中・高等学校6校に派遣し、令和8年度も県内小・中・高等学校6校に派遣予定です。

2 2 学校給食・食育について

1 学校給食と食育の推進

健康な生活を送るために健全な食生活は欠かせないものですが、不規則な食事や朝食欠食等、子どもたちの食生活には、さまざまな課題がみられます。

また、地域の食文化や地場産物、生産者等について関心を高めるとともに、地産地消についての意識を醸成するため、学校給食等を活用した食育の推進が求められています。

さらに、学校給食については、安全性を最優先した適切な対応が求められています。また、令和8年度から給食費負担軽減事業を実施します。

これらの状況をふまえ、以下の取組を進めます。

(1) 学校における食育の推進

①朝食摂取率の向上

子どもたちが自らの食生活に関心を持ち、望ましい食習慣を身につけることをねらいとして、「みえの地物が一番！朝食メニューコンクール」を実施します。入賞作品のレシピ集を作成し、県ウェブサイトに掲載します。市町教育委員会や関係部局、協賛企業と連携して児童生徒の取組を推進するとともに、家庭への啓発の機会として活用します。

②「食育月間」および「食育の日」等に係る取組

国の食育推進基本計画で定めた「食育月間（6月）」、第5次三重県食育推進計画などにに基づき、県農林水産部と連携して、学校における食育の推進を図ります。学校の取組事例を集約し、県ウェブサイトで紹介するとともに、市町担当者に情報共有し、取組を広めます。

③地場産物の活用推進

・給食における地場産物活用率向上の取組

県内の地場産物活用率の高い献立や公益財団法人三重県学校給食会の開発食材の活用について、市町教育委員会に情報提供します。また、県農林水産部と連携し、生産者団体等へ各地域での地場産物活用における課題等の情報共有を行い、学校給食への地場産物活用率向上を図ります。さらに、各地域の栄養教諭の代表が参加する会議で、規格や価格、配送等について事業者と協議し、地域の特色を生かした地場産物を使った学校給食用加工品を開発する取組を行います。

・「みえ地物一番給食の日」の取組

毎月第3日曜日をはさんだ前後1週間に「みえ地物一番給食の日」を設定し、地場産物を活用した学校給食や食育の取組を推進します。また、各地域の取組（給食献立・食育）を県ホームページで紹介し、周知を図ります。

・地場産物活用・食育推進ワンストップパッケージ事業

地場産品を活用した食育を推進していくことを目的として、児童生徒が地場産品の生産者訪問、給食メニューの考案などの学習活動を行い、実際に給食で食べ、一連の学習について発信していくような体験学習を行います。

(2) 給食費負担軽減事業

令和8年4月から、国により、子育て支援に取り組む自治体への支援として実施される、学校給食費の抜本的な負担軽減への対応として、給食費負担軽減事業を実施します。

これは、給食を実施する公立の小学校（特別支援学校小学部を含む。）を対象として、食材費に相当する金額の保護者負担軽減を図るもので、児童1人あたり公立小学校については月額 5,200 円、特別支援学校小学部については月額 6,200 円を上限として補助するものです。

(3) 学校給食における安全管理の徹底

食品の安全確保や食中毒、異物混入、誤嚥の未然防止を含めた衛生管理の徹底を図る必要があることに加え、食物アレルギーの児童生徒が年々増加していることから、事故の防止や対応方針について、食育・学校給食担当者連絡協議会等を通じて周知・徹底を図っています。

2 3 社会教育について

1 社会教育推進体制の整備

(1) 現状

「社会教育法」に基づき、社会教育の推進を図るため、PTAや子ども会等の社会教育関係団体や、NPO等の団体、大学等の高等教育機関、放課後子ども教室や家庭教育支援の関係者等、さまざまな主体と連携し、社会教育施設の設置・運営や講座の開設など学習環境の醸成を図っています。

- ① 三重県社会教育委員から、本県の社会教育施策について、広い視野から長期的な視点で提言をいただくとともに、社会教育関係者の研修・交流の場を設けることで、社会教育関係者の育成とネットワークの強化に取り組んでいます。
- ② 社会教育主事、社会教育委員、社会教育施設の関係者等の資質向上と連携強化を図るため、研修や情報交換を行い社会教育推進の体制を整備しています。
- ③ 地域課題の解決に向けた公民館等社会教育施設の活性化促進や、地域と学校をつなぐコーディネーターの育成および資質向上を図るため、講習や講座等を開催しています。

(2) 課題

社会教育の推進と地域の教育力向上を図るため、社会教育関係団体等が情報を共有し、協働できる環境を整備するとともに、地域と学校をつなぐコーディネーターの新たな人材発掘や後継者育成を進めていく必要があります。

(3) 今後の対応

各地域で学びを通じた人づくりやつながりづくり、地域づくりが展開され、「一人ひとりの幸せ」や「持続可能な地域社会」を実現できるよう、関係団体等をつなぐネットワークの強化に取り組みます。

また、公民館等の社会教育施設において地域課題の解決に資する学びの場が創出されるよう講習等を実施するとともに、地域と学校をつなぐコーディネーターの資質向上を図る講座を開催し、社会教育に携わる人材の育成に取り組みます。

2 子どもの読書活動推進

(1) 現状

「本よもうねっとプランー第五次三重県子ども読書活動推進計画ー」に基づき、家庭、地域、学校、企業と連携し、発達段階に応じて、子どもたちがさまざまな図書にふれる読書機会の拡充や、読書に親しむ習慣形成の取組を進めています。

- ① 三重県子ども読書活動推進会議を開催し、専門的な知識や実践に基づく幅広い意見をいただき、活動活性化の検討を行っています。
- ② 幼少期の子どもたちが本を身近なものと感じ、読書を楽しむことができるよう、「家読（うちどく）」の一層の普及啓発や、中学生・高校生が本を紹介し合うビブリオバトル※1など、さまざまな図書にふれる機会の拡充を図っています。

※1 発表者が本を紹介し、どの本が一番読みたくなったかを参加者の多数決で選ぶ取組。

- ③ 家庭や学校、地域の方々、企業、団体などの多様な主体が出会い、読書を通じて交流する機会を創出するためのネットワークである「本よもうねっとMIE」の会員（令和7年度末の会員数 514）の拡大を図り、SNSやメルマガで読書活動に関する情報を発信し、会員が持つさまざまな資源を活用できるよう連携を進めています。

(2) 課題

読書ばなれが進んでいることから、地域や学校等多様な主体が連携して、読書活動の普及啓発を図るとともに、家庭・地域・学校等において、多様な子どもたちが自発的に本に親しむことができる環境づくりを推進していく必要があります。

(3) 今後の対応

「本よもうねっとMIE」の会員の拡大を図り、SNSやメルマガで情報を発信することにより好事例を共有するとともに、ブックドライブ※2の実施拡大等、連携した取組を進めます。

また、生徒自ら企画立案する、県立学校図書館により多くの生徒が訪れ本を読んでもらう取組を支援します。

さらに、新たな本との出会いを創出するため、好きな本への思いを表現した一言コメントやさし絵の作品を募集し、「わたしの好きな本大賞」として表彰します。

※2 読み終えた本を寄付し、新たな読み手に届ける取組。

3 青少年教育施設

(1) 施設の概要

青少年教育施設は、体験活動を通じて基本的な能力を育み、心身ともに健全な青少年の育成を図るため設置されています。県においては、鈴鹿青少年センター（昭和 60 年開設）と熊野少年自然の家（昭和 52 年開設）を設置し、それぞれ指定管理者が運営しているところです。

指定管理者のもと来館者の安全安心を確保し、より魅力ある施設となるよう、多くの方が学び楽しむことができる学習プログラムやイベントを開催します。

(2) 鈴鹿青少年センター（スズカト）

令和 6 年 4 月のリニューアルオープン以後、県内外から多くの利用があり、令和 7 年 7 月にミジュマル公園が隣接するダイセーフオレストパーク（鈴鹿青少年の森）に開設された効果もあり、令和 7 年度の延べ利用者数は目標の 73,300 人を大きく上回る 176,965 人となりました。引き続き、リニューアルした施設を効果的に広報するなどして利用者および宿泊者の拡大を図ります。

また、運営状況等をモニタリングすることで要求水準が満たされ、青少年をはじめとした幅広い世代が集い、交流できるよう、民間活力を活用した施設の管理・運営を進めます。

【コンセプト】

青少年をはじめとした、幼児から高齢者までの幅広い世代が、自然に親しみ、学び、楽しみながら心身の健康維持や学習活動等を行うことができ、県内外の方々が集い、にぎわい、つながるような施設、空間をめざします。

【P F I 事業契約の内容】

契約期間 : 令和 4 年 3 月 24 日から令和 23 年 3 月 31 日まで

契約金額 : 5,086,533,129 円（うち令和 8 年度 180,190,842 円）

契約相手方 : 鈴鹿フォレストパートナーズ株式会社

※ 本事業のために設立された S P C（特別目的会社）

契約内容 : 鈴鹿青少年センターの設計・改修ならびに同センターおよびダイセーフオレストパーク（鈴鹿青少年の森）の運営・維持管理

(3) 熊野少年自然の家

熊野少年自然の家については、平成 22 年度から指定管理者制度を導入しており、令和 5 年度から 5 年間の指定管理者を選定しています。

引き続き、管理者と連携し、心身ともに健全な青少年が育成されるよう、豊かな自然環境を活用して、集団宿泊体験や自然体験活動の機会を提供します。

また、利用者にとって快適な環境を提供するとともに、施設の老朽化に伴う施設の改修工事を実施するなど、施設の適正な維持管理を行います。

【施設運営の基本的な方向性】

学校、スポーツ少年団等の社会教育関係団体、地域の自治会等住民団体その他の多様な主体と連携し、子どもたちの体験学習の機会の拡充と利用者の拡大を図り、少年の健全育成に寄与します。

また、施設の安全管理に努めるとともに利用者の視点に立って効果的な管理運営を図っていきます。

【指定管理協定の内容】

指定期間 : 令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

指定管理料 : 217,632,289 円 (うち令和 8 年度 42,671,000 円)

協定相手方 : 有限会社熊野市観光公社

協定内容 : 熊野少年自然の家の運営・維持管理

2 4 文化財の保存・活用・継承について

1 文化財を保存・活用・継承する意味

文化財は、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群、埋蔵文化財、文化財の保存技術に区分されます。

こうした文化財は、わが国の特色ある歴史的風土の中で生まれ、今日まで守り伝えられたものです。わが国の歴史、文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであり、将来の文化の向上発展の基礎をなすものです。そのため、文化財は貴重な国民的財産として今後も適切に保存され、地域への愛着や誇りを育むための人づくりや地域づくり等に有効に活用され、後世へと確実に継承していく必要があります。

令和2年度、県教育委員会では「三重県文化財保存活用大綱」を策定し、本県における文化財の保存・活用・継承について、その基本的な方向性を明確にするとともに、県内においてその取組を地域社会総がかりで進めていくうえでの共通の基盤を示しました。

2 現 状

(1) 文化財の件数

本県には、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」をはじめ、国および県指定等の文化財が、令和8年3月末現在、1,245件あります。このほか、市町指定等の文化財が1,825件、埋蔵文化財が約14,500か所あります。

(令和8年3月31日現在)

種 別	国指定等	県指定等	合計	備 考
有形文化財	191	369	560	建造物、美術工芸品等
無形文化財	1	2	3	工芸技術等
民俗文化財	12	64	76	生業、民俗芸能等
無形民俗文化財	10	38	48	
有形民俗文化財	2	26	28	
記念物	85	165	250	遺跡、庭園、動物、植物等
その他	345	11	356	
伝統的建造物群保存地区	1	—	1	
記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	15	11	26	
登録有形文化財（建造物）	327	—	327	
登録有形民俗文化財	0	—	0	
登録記念物	2	—	2	
合 計	634	611	1,245	

(2) 文化財の保存・活用・継承への対応

① 文化財の調査と指定

文化財を将来にわたって保存、継承するため、県にとって特に重要な文化財については、県文化財保護審議会への諮問・答申を経て、「三重県文化財保護条例」に基づき指定を行っています。また、全国的にみて貴重な文化財については、国指定等となるよう、所有者の意向を確認しながら国への働きかけを行います。

② 文化財の現状把握と支援

国・県指定等の文化財の保存状況や、天然記念物の生息状況等を把握するため、県教育委員会では文化財保護指導委員を任命し、文化財巡視や必要な調査を行っています。また、修復や再生、継承のための取組を要する文化財については、それぞれの実情に応じた支援をするとともに、国および県の補助事業により財政的支援も行っています。

<地域文化財総合活性化事業>

文化財の修復・整備等の事業とあわせ、事業者による活用事業を行うことで、文化財を生かした魅力ある地域づくりにつなげる活動を支援しています。

年度	件数	補助額	補助率
令和7年度	44件	90,000千円	国指定：県10%以内（国50%） 県指定：県50%以内
令和8年度	41件（予定）	90,000千円	

(3) 三重県文化財保存活用大綱(県)の策定と文化財保存活用地域計画(市町)作成の支援

平成31年4月に施行された改正文化財保護法に基づき、令和2年7月、県教育委員会では「三重県文化財保存活用大綱」を策定し、本県における文化財の保存・活用・継承の取組を地域社会総がかりで進めていくうえでの共通の基盤を示し、策定以降その周知に努めています。

また、市町においては、域内における文化財の保存・活用に関する総合的な計画（文化財保存活用地域計画）を都道府県の大綱を勘案して作成できることが改正文化財保護法にて示されました。

県は大綱に基づき、地域計画作成に対して市町の実情に応じた支援を行っています。

<作成の現状>

○文化庁認定済 明和町（令和2年12月認定） 伊賀市（令和5年7月認定）
四日市市（令和5年12月認定） 鈴鹿市（令和6年12月認定）

3 課題

文化財には、経年劣化、過疎化・少子高齢化等による後継者や担い手の不足、自然災害の多発、防災・防犯対策等、多くの課題があり、その保存と継承が年々厳しくなっています。また、自然環境の変化や開発等による貴重な動植物の絶滅等が危惧されています。そのため、行政による技術的・財政的支援の必要性が増しています。

文化財の保存・活用・継承を進めるためには、多くの県民が文化財について学び、親しみ、その価値を理解することが大切であり、地域住民を中心としたさまざまな主体の参画によって、文化財を保存、継承し、積極的に活用していく魅力ある地域づくりに向けた取組が求められています。

また、江戸時代（近世）から第二次世界大戦（太平洋戦争）終戦時（近代）にかけての文化財については、保護の定義や基準について国の明確な方針が示されておらず、保護すべきかどうかの判断や、調査および保護に係る十分な法的根拠や費用負担のあり方といった課題があります。

さらに、近年の気候変動は、想定外の自然災害を日本列島に引き起こしており、発生が危惧される南海トラフ地震でも甚大な被害をもたらすと想定されています。守り伝えられてきた文化財が地域の象徴として大きな役割を果たすことがあり、文化財を自然災害からどのように守っていくかが大きな課題となっています。

4 今後の対応

（1）市町による文化財保存活用地域計画の作成支援

三重県文化財保存活用大綱に基づき、文化財を人づくり・地域づくり等の核となる生きた財産として保存・活用・継承していくための取組を、市町や所有者等と連携して推進します。また、市町における文化財保存活用地域計画の作成が進むよう、市町に対し積極的に支援をしていきます。

修復や再生、継承のための取組を要する文化財については、市町や所有者、保持団体等の思いに寄り添いながらそれぞれの実情に応じた支援や助言を行います。

（2）文化財に関わる人材の育成

文化財の保存・活用・継承につなげるため、国宝・国指定文化財等の県が誇る文化財、文化財の保護・保全活動の現状等について、展示会、講演会、インターネットや各種メディア等を通じた情報発信等を積極的に行います。また、文化財の保存・活用・継承の普及啓発イベントの実施を通して、今後もさまざまな形で文化財に関わることのできる人材となってもらうことをめざします。

（3）文化財の指定および天然記念物の保護

県内に存在する文化財の情報収集・調査を積極的に行い、新たに価値が認められた文化財について、指定等の手続きを的確に進め、保護を図っていきます。天然記念物の保護に関しては、最新の調査状況をふまえ、環境変化に合った適切な保護ができるよう保護管理指針の見直しを行います。

(4) 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の追加登録および保存・管理

① 世界遺産追加登録への対応

追加登録に向けて関係市町と意見交換・協議を進めるとともに、広く県民を対象とした講演会等を開催し、資産の保存・活用への多様な主体の参画を促進します。

② 保存・管理

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」が良好に保存・管理されるよう、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」三県協議会を通じて、奈良・和歌山両県や関係市町等と連携して取り組んでいきます。

(5) 無形民俗文化財の保存・継承への取組

国の重要無形民俗文化財「鳥羽・志摩の海女漁の技術」を含む海女漁の技術については、鳥羽市・志摩市・関係団体等と連携し、ユネスコ無形文化遺産登録をめざして引き続き情報発信等に取り組めます。また、国の重要無形民俗文化財「桑名の伊勢大神楽」 「御頭神事」を含む「神楽」については、令和7年11月に国がユネスコ無形文化遺産へ提案することを決定しました。引き続き、桑名市・伊勢市・関係団体等と連携し、「神楽」がユネスコ無形文化遺産の登録に向け、機運醸成に取り組んでいきます。

また、令和8年度は三重県で「近畿・東海・北陸ブロック民俗芸能大会」を開催することから、児童・生徒をはじめ、多くの県民に無形民俗文化財の魅力を伝えられるよう取り組んでいきます。

(6) 近世・近代の埋蔵文化財の取り扱いについて

近世・近代にかけての文化財の保護・活用には多くの課題がありますが、郷土の歴史を後世に伝える貴重な資料であると考えています。そのため、国や他県の動向を注視しながら、その保護のあり方について市町に意見照会を行うとともに、有識者の意見をふまえ、文化財としての保護の基準や方針について検討を進めます。

(7) 災害発生時における文化財対応

災害発生時には文化財レスキュー活動が円滑に行われるよう、県の関係部局・市町・文化財所有者等との連携を強化するとともに、文化財情報の収集・整備・共有を行い、文化財保護指導委員には文化財レスキューのためのスキルアップ研修を行います。令和8年度からは、文化財建造物に関する現況調査を行い、被災後の調査に用いられるデータベースの拡充を行います。また、大規模災害発生時には、国・国立文化財機構文化財防災センターに救援要請し、広域的な協力を受けられるよう調整します。

(8) 文化財専門職員の育成

市町職員等に対し、実践的な研修を実施し、文化財の専門的な技術や知識の向上に取り組めます。また、文化財を適切に保存・活用・継承する専門知識を持った人材育成のため、国・県等が実施する各種会議・研修への参加を広く積極的に呼びかけを行います。

(9) 埋蔵文化財センターの収蔵庫の整備

県内の公共事業等で出土した貴重な埋蔵文化財を適切に保管するため、埋蔵文化財センター嬉野分室に、恒温恒湿収蔵庫や4階建て収蔵庫（まいぶん蔵）を建設するほか、展示施設や便益施設を整備し、県民が文化財を活用しやすい環境を整えます。

25 教職員の資質向上について

1 教職員の資質向上に係る考え方

社会の変化は加速度を増し、複雑で予測困難となってきており、これからの学校には、一人ひとりの子どもが自分のよさや可能性を認識するとともに、多様な人々と協働しながら、さまざまな社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることが求められています。

そのため教職員は、子ども一人ひとりの力を最大限に引き出し、主体的な学びを支援する役割を果たすことができるよう、教職生活全体を通じて新しい知識や技能を学び続ける必要があります。さらに、学校が抱えるさまざまな課題の解決に向け、組織的・協働的に取り組む姿勢も必要となっています。

本県においても、学校における教職員の年齢構成が変化し、経験豊かな教職員の指導技術の継承が難しくなっている状況も生まれています。また教職員のICT活用指導力など、学ぶ内容や学び方の変化等に対応して求められる資質・能力もあり、これまで以上に組織的、計画的な人材育成を行うことが求められています。

研修担当（県総合教育センター）では、教職員が経験や職種に応じて身につけるべき資質・能力を示した「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」をふまえ策定した「令和8年度三重県教職員研修計画」に基づき、教職に必要とされる素養や専門性に係る研修を実施し、教職員の資質向上を図ります。

2 令和8年度の教職員研修の重点取組

(1) 「令和8年度三重県教職員研修計画」に基づいた質の高い研修を実施

すべての教職員の資質・能力の向上に向けて職種や経験に応じた法定・悉皆研修（経験年数やその職務に応じて全員が必ず受ける研修）を系統的かつ体系的に実施するとともに、学校を取り巻く状況や教育課題が複雑化・多様化する中、さまざまな教育課題に対応できるよう、教職員の高い専門性と指導力の向上に向けた研修を実施します。

(2) 学習指導要領に対応した研修を実施

子どもたちの「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力」「学びに向かう力、人間性等」を育むことができるよう、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善による授業力の向上を図る研修を実施します。

(3) 自他の生命と人権を大切にす教育が推進されるための研修を実施

いじめ問題への組織的な対応や児童生徒、保護者への支援のあり方等について学ぶ研修、子どもたちのレジリエンス力を育むための研修、不登校児童生徒への早期からの支援、学校における組織的支援を行うための研修を実施します。

(4) 学校マネジメント研修を実施

学校における授業改善や、教育活動が組織的かつ計画的に推進されるよう、管理職およびミドルリーダーのマネジメント力の向上に向けた研修を実施します。

- ① 新任管理職研修に加え、経験2年目および3年目等の校長を対象にトップリーダーマネジメント研修を実施し、誰一人取り残さず、子どもたちの可能性を引き出す教育の推進に向け、時代の変化に対応した管理職として必要なマネジメント能力を高めます。
- ② 中堅教諭等資質向上研修Ⅰ・Ⅱや、新任主幹・指導教諭研修において、ミドルリーダーマネジメント研修を実施し、持続可能で質の高い教育を提供できるよう、次世代の学校運営を担う、ミドルリーダーのマネジメント能力の向上を図ります。【新規】

《法定・悉皆研修》

中堅教諭等資質向上研修Ⅰ	「学校マネジメントの理解」「ミドルリーダーの役割と心構え」
中堅教諭等資質向上研修Ⅱ	「学校運営におけるミドルリーダーのあり方」
新任指導教諭研修	「ファシリテーション能力の向上」「教科指導と校内研修の充実」
新任主幹教諭研修	「学校マネジメントの実践と学校運営への参画」

《専門研修》

学校組織マネジメントリーダー育成研修	「学校組織マネジメントの理解と実践」
授業研究推進リーダー育成研修	『『主体的・対話的で深い学び』の実現に向けた授業改善の推進』
教育相談リーダー育成研修	「教育相談体制づくりの推進」

(5) 自己肯定感を高め、自らの手で未来を切り拓く子どもを育む学校支援

学ぶ楽しさ・わかる喜びを実感したり、「自分も一人の人間として大切にされている」と実感したりすることにつながる指導を行うことができるよう、教職員が、主体的・対話的で深い学びを視点とした授業改善や学校改善に向けた資質・能力の向上を図ります。

- ① 学校単位のモデル校およびモデル中学校区、モデル地域において、自己肯定感を涵養する授業づくりや学校づくりを推進します。また、校内研修等で活用できるよう、モデル校における実践の成果をもとにした「校内研修支援用動画コンテンツ」を作成し、教職員の資質・能力の向上を図ります。【一部新規】
- ② 法定・悉皆研修および希望研修等において、自己肯定感についての理解を深める研修、自己肯定感の涵養につながる授業づくりや学級づくり等に係る研修を実施します。

(6) 若手教職員（初任～10年次）の育成支援

- ① 法定・悉皆研修では、自ら課題を解決することができるよう実践的指導力を高めるとともに、「学び続ける教職員」としての基礎を培います。
- ② 若手教職員が抱える不安や課題の解消に向け、主体的な学びを支援するオンデマンド教材や、校内・校外における学び合いを促進する教職員研修ハンドブック、校内研修の手引きを作成します。

3 令和8年度の教職員研修の概要

(1) 経験や職種に応じた研修（年間のべ206講座）

法定・悉皆研修では、令和8年度も引き続き、コンプライアンス等の素養や、授業力等の高い専門性を身につける研修、特別支援教育、不登校児童生徒への支援やいじめへの対応について学ぶ研修を、教職員の負担を配慮しつつ実施します。また、児童生徒の自己肯定感を涵養する教育について学ぶ研修を実施するとともに、教職員の人権意識や指導力の向上につながるよう人権教育に係る研修の充実を図ります。加えて、初任者研修等をはじめ、若手教職員が参加する研修については、協議や交流の時間を一層充実させ、受講者の悩みの軽減や同僚性の向上を図ります。

《悉皆研修》 ※表の中で（法定）とあるものは、教育公務員特例法による研修

教諭研修	初任者研修（法定）、教職2～3年次研修、教職6年次研修、中堅教諭等資質向上研修ⅠⅡ（法定）
養護教諭研修	新規採用養護教諭研修、養護教諭6年次研修、中堅養護教諭等資質向上研修ⅠⅡ
栄養教諭研修	新規採用栄養教諭研修、栄養教諭6年次研修、中堅栄養教諭等資質向上研修ⅠⅡ
幼稚園等教員研修	幼稚園等新規採用教員研修（法定）、幼稚園等中堅教諭等資質向上研修（法定）
実習助手研修	新規採用実習助手研修
管理職研修	新任校長研修、新任教頭研修、トップリーダーマネジメント研修（校長2～3年次研修）
主幹教諭等研修	新任主幹教諭研修、新任指導教諭研修
学校事務職員研修	小中学校事務職員主事研修、小中学校事務職員主任研修、小中学校事務職員主査研修、小中学校事務職員主幹研修、小中学校事務職員総括主幹研修、事務の共同実施リーダー研修

《上記以外で、対象者に受講を推奨している研修》

特別支援学級等新担当教員研修、常勤講師等研修、採用前研修

(2) 専門性を高める研修（希望研修）

① 授業力等の向上（年間47講座〈のべ58講座^(※)〉）

子どもたちの学力向上と主体的・対話的で深い学びの実現や、学びを通じた自己肯定感を涵養する教育の推進に向け、授業力、実践的指導力の向上につながる教員のライフステージに応じた研修を実施します。

- ・教科等に関する研修 22講座（のべ33講座^(※)）（※）地域等の要望に応じてのべ講座数は変動します
- （国語2、社会1、算数・数学3、理科4（のべ9講座^(※)）、図工美術1、体育2、道徳1、英語8（のべ14講座^(※)）
- ・授業改善研修（県立学校教科教育研究会との連携講座^(※)）13講座^(※)

高い専門性の向上につながるよう、司書・司書教諭研修（1講座）、実習助手研修（2講座）、校務担当職員研修（3講座）等を実施します。

また、三重県教育ビジョンの方向性や現場のニーズをふまえ、複式学級についての研修（1講座）、若手教員支援研修（2講座）、探究的な学びについての研修（3講座）を継続して実施します。

② 教育課題への対応力の向上（年間 30 講座〈のべ 43 講座〉）

ア テーマ研修

人権教育や特別支援教育等、喫緊の教育課題に対応したテーマ別の研修を、22 講座（のべ 34 講座）実施します。人権教育研修では、部落問題をはじめ、LGBTQ 等個別的な人権問題を解決するための教育や授業等での具体的な取組を学ぶ研修を実施します。また、不登校児童生徒への支援方法を学ぶ生徒指導研修や、いじめの未然防止を含めた集団づくりを学ぶ学級経営研修等、9つのカテゴリで研修を実施します。

<テーマ研修 9カテゴリ 22 講座（のべ 34 講座）>

人権教育 4、特別支援教育 6（のべ 18）、外国人児童生徒教育 1、キャリア教育 2、学級経営 2、生徒指導 2、乳幼児教育 3、環境教育 1、自己肯定感を涵養する教育 1

※多文化共生教育研修（隔年実施のため令和 8 年度は実施なし）

イ ICT活用指導力向上に向けた研修

学習指導要領の趣旨・内容をふまえ、学校教育の情報化を担う教職員を育成する必要があることから、教職員一人ひとりの ICT活用指導力の向上に向けた研修を 8 講座（のべ 9 講座）実施します。

（ア）情報教育研修

授業で ICTを活用して指導する能力や子どもの ICT活用を指導する能力等を高めるため、情報リテラシーや思考ツールの有効な活用方法を学ぶ研修等（5 講座）を実施します。併せて、端末の効果的な活用を推進し、児童生徒の主体的な学びや協働的な学びを進めるための放課後 ICT活用研修（2 講座）を遠隔研修で実施します。

（イ）教員 ICT活用地域研修

地域のニーズに応じて、1人1台端末を活用した実践交流や、教科指導等における ICT機器の効果的な活用法等についての研修（1 講座）を実施します。

<ICT活用指導力向上に向けた研修 8 講座（のべ 9 講座^(※)>

・情報教育研修 5 講座

・放課後 ICT活用研修 2 講座（のべ 3 講座）

・教員 ICT活用地域研修 1 講座（地域の要望に応じて実施）

③ 教育相談に関する専門性の向上（年間 28 講座）

子どもたちの気持ちを受け止め、寄り添った対応ができるよう、教職員の教育相談に係る資質・能力の向上をめざし、経験に応じた研修を年間 28 講座実施します。

また、令和8年度も引き続き、不登校に係る研修に重点を置き、不登校児童生徒やその保護者の心の理解を深めるため、ステップアップ研修では、現代の不登校をめぐる課題について学ぶ研修を実施します。さらに、地域における不登校支援の中核となる人材を育成するため、教育相談地域支援研修を実施し、事例検討を中心とした研修を行い、実践力向上を図ります。また、校内教育支援センター指導員を対象とした研修も実施し、教育相談に係る資質・能力の向上を図ります。

- ・教育相談ベーシック研修 6講座
- ・教育相談ステップアップ研修 8講座（うち、現代の不登校をめぐる課題別研修 3講座）
- ・教育相談リーダー育成研修 6講座
- ・ケース・カンファレンス 2講座
- ・教育相談地域支援研修 6講座（うち、校内教育支援センター指導員育成研修 2講座）

（3）ミドルリーダーを育成するための研修

学校組織マネジメントリーダー育成研修、授業研究推進リーダー育成研修、教育相談リーダー育成研修を実施し、組織的な教育活動を推進する学校の中核となる人材を育成します。

（4）出前研修

地域や学校の課題に応じて校内研修等の支援を行うことで教員一人ひとりの授業力向上および授業改善等、教育活動や学校運営の質的向上を図るために、依頼のあった学校、市町教育委員会の授業研究や学校マネジメントの推進に係るニーズに合わせて、集合研修や遠隔研修で実施します。

（5）外国人児童生徒等への日本語指導指導者養成研修

平成29年度から独立行政法人教職員支援機構と連携し、全国の学校関係者および教育委員会の指導主事等を対象に、日本語指導に関する専門的な知識や手法について学ぶ研修を実施しています。その中で、先進的に日本語指導に取り組んでいる県内公立学校等の視察を行い、三重県の取組を全国に発信しています。

4 指導に課題のある教員に対する研修

（1）教員フォローアップ研修

自らの指導に不安や課題を感じている教員、あるいは、授業等の指導力の向上を図る必要があると考えられる教員を対象に、学校訪問研修やセンター研修をとおして、教員自身がこれまでの実践を見つめ直したり、校長等から指導助言を受けたりして、教員としての素養や資質・能力の向上を図ることができるよう、年間を通じて個々の課題に応じた研修を実施します。

（2）スキルアップ研修（年間8講座）

教職経験10年目までの教諭と臨時的任用講師を対象に、授業づくり（2講座）、学級づくり（3講座）、生徒指導（2講座）、人間関係づくり（1講座）等に関する基礎・基本を学ぶ講座を希望研修として実施します。